

第2編 震災対策編

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災などの大規模災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、飯田市の地域に係る地震災害について、災害予防、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づく「推進計画」及び首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本事項がこの「震災対策編 第5章東海地震に関する防災応急対策計画及び第6章南海トラフ地震防災対策推進計画」に含まれるため、「震災対策編」はこれら2つの計画を兼ねるものとする。

第2 計画の推進及び修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、防災に関する基本的事項を定め具体的な推進に努める。また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正し、本計画に的確に反映させ、常に有効な防災業務の遂行を図るものとする。各関係機関は、関係ある事項について、実践的細部計画を定め、具体的な推進に努める。

第3 長野県地域防災計画との関係

この計画は、長野県地域防災計画を基準として、共通する計画については、県の計画を準用し、その範囲内において作成する。

第4 計画の周知徹底

市職員、関係各機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する教育及び訓練を実施して、本計画の習熟に努めるとともに、広く市民に対し周知徹底を図り、地域防災に寄与するものとする。

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

第1 基本方針

この計画は、飯田市域の防災に関し、国・地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである

1 防災活動拠点の整備

核となる施設や設備の整備をはじめ、活動体制や組織づくり等の運営を積極的に支援する。

2 防災情報の周知及び収集・伝達体制の確立

市民のおかれた環境を知らせるため、飯田市の災害危険箇所の周知を図るとともに、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地区市民へ提供する。

3 指定避難所・指定緊急避難場所の確保と管理、誘導と受入れ体制の整備

小・中学校、公園空地等の指定避難所・指定緊急避難場所及び応急救護所の確保と管理、避難誘導及び受入れ体制等を含めた避難場所の検討並びに整備体制の充実を図る。

4 防災意識の高揚と組織体制の整備

市民に対する防災知識の普及・広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練を実施し、防災意識の高揚と地域の自主防災活動への参加を促す。

5 要配慮者対策

家庭や地域ぐるみによる要配慮者の的確な把握や災害時の情報伝達、救助体制、避難場所の周知、誘導等これらの防災体制の確立を図る。

6 活動体制の整備

災害の発生及び恐れのあるとき、職員の非常参集や情報収集連絡体制の確立、関係機関との緊密な連携に努める。

7 緊急輸送体制の整備

災害時における緊急車両の通行を確保すべく、緊急交通路の選定と確保及び国・県の選定する緊急交通路との連携を強化する。

8 地震防災対策

地震による災害から市民の生命、身体及び財産を確保するため、各施設等の整備にあたっては、県の地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震災害に対処するための事業の実施を推進する。

9 広域連携

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災の教訓から、広域で発生した災害に対して、近接自治体間の相互協力・支援体制の構築を図る。

第2 計画の構成

この計画は、飯田市で過去に発生した災害及び本市の地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、以下の事項について定める。

1 総則

本計画策定の趣旨、基本方針、防災関係諸機関の処理すべき事務又は業務の大綱、前提条件等について定める。

2 災害予防計画

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するため、また効果的な災害応急・復旧のために、平素において実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画とする。

3 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害時において災害の拡大を防止するための計画とする。

4 復旧・復興計画

復旧・復興計画は、災害により被害を受けた施設の原形復旧にとどまらず、「災害に強いまち」を再構築するための計画とする。

5 東海地震に関する防災応急対策計画

東海地震の警戒宣言発令時に実施する地震防災応急対策について必要な事項を定めた計画とする。

6 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に対する防災応急対策について必要な事項を定めた計画とする。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 各機関等の責務

1 飯田市

防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、地域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

2 長野県

市町村を包括する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命・身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の公共団体及び市民の協力を得て地震防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する地震防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 南信州広域連合飯田広域消防本部

飯田広域消防本部は、本市を含む構成市町村の消防機関として、非常災害時には、消防法に基づく権限により自主的な防災活動を実施するとともに、市及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体等と相互に協力し、防災活動を実施する。

4 指定地方行政機関

大規模災害から地域並びに市民の生命・身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

業務の公共性または公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

日頃から災害予防体制の整備を図るとともに、災害には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

7 自主防災組織

自主防災組織は、飯田市災害対策本部・地区拠点班と綿密な連携をとり、地震防災に努める。

8 市民

市民は、日頃から大規模災害に備え、市、県、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに積極的に自主防災活動を行う。

第2 各機関の事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 飯田市

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
飯田市	<ul style="list-style-type: none"> ・飯田市防災会議、飯田市災害警戒本部、飯田市災害対策本部に関すること ・防災施設の新設、改良等整備に関すること ・被災施設の応急措置及び復旧に関すること ・地震災害情報等に関する伝達及び被害調査に関すること ・警報の伝達、高齢者等避難、避難指示等に関すること ・被災者に対する救助及び救護措置に関すること ・地震災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること ・地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること ・公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること ・その他地震防災に関すること

2 長野県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県防災会議、長野県警戒本部、長野県災害対策本部に関すること ・防災施設の新設、改良等整備に関すること ・被災施設の応急措置及び復旧に関すること ・地震災害情報等に関する伝達、地震災害の情報及び被害調査に関すること ・被災者に対する救助及び救護措置に関すること ・地震災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること ・地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること ・市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること ・自衛隊の災害派遣要請に関すること ・その他地震防災に関すること
長野県警察本部 (飯田警察署)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関連情報の収集及び伝達に関すること ・被災者の救出に関すること ・交通規制及び警戒区域の設定に関すること ・行方不明者の調査又は死体の検視に関すること ・犯罪の予防、取締りに関すること ・危険物の取締りに関すること ・被災者に対し、焼失又は紛失した重要書類等の再発行に関すること

3 陸上自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
第13普通科連隊 (松本駐屯部隊)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること ・災害時における応急復旧活動に関すること

4 南信州広域連合

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
南信州広域連合 (飯田広域消防本部)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設等の新設、改良等整備に関すること ・地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること ・地震災害情報等に関する伝達、地震災害の情報及び被害調査に関すること ・高齢者等避難、避難指示等の伝達に関すること ・消防及び救急・救助活動に関すること ・水防活動に関すること ・構成市町村災害対策本部・消防団との連携・協調に関すること ・被災者の救出に関すること

5 飯田市消防団

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
飯田市消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設、消防体制の整備に関すること ・地震防災に関する訓練、教育、広報に関すること ・消防及び救助活動に関すること ・地震災害情報の収集及び伝達に関すること ・水防活動に関すること

6 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ・管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること ・他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること ・警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること ・地震災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
関東財務局(長野財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること ・地震災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること
関東農政局 (松本駐在所)	<ul style="list-style-type: none"> ・地震災害予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ①ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること ②農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること ・応急対策 <ul style="list-style-type: none"> ①農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること ②地震災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること ③地震災害時における生鮮食糧品等の供給に関すること ④地震災害時における農作物、家畜などに係る管理指導及び病害虫の防除に関すること ⑤土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること ・復旧対策 <ul style="list-style-type: none"> ①地震災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること ②地震災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること
中部森林管理局 (南信森林管理署、伊那谷総合治山事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・地震防災上の国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること ・地震にともなう林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること
関東経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品、復旧資材等地震防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること ・被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること ・被災中小企業の振興に関すること
中部経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ・電気の供給の確保に必要な指導に関すること
関東東北産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること ・鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること
中部近畿産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ・電気の保安に関すること
北陸信越運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ・地震災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること
東京航空局(東京空港事務所、松本空港出張所)	<ul style="list-style-type: none"> ・地震災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること ・遭難航空機の捜索及び救助に関すること ・指定地域上空の飛行規制とその周辺徹底に関すること

東京管区気象台 (長野地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> ・地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること ・防災知識の普及に関すること ・地震災害防止のための統計調査に関すること
信越総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における通信・放送の確保に関すること ・非常通信に関すること ・非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること ・通信機器及び移動電源車の貸出に関すること
長野労働局(飯田労働基準監督署)	<ul style="list-style-type: none"> ・工場、事業場における産業災害の防止に関すること ・事業場における自主防災体制の確立に関すること
中部地方整備局 (天竜川上流河川事務所、飯田国道事務所、天竜川ダム統合管理事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・地震災害予防 <ul style="list-style-type: none"> ①所管施設の耐震性の確保 ②応急復旧用資機材の備蓄の推進 ③機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ④公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 ⑤関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 ・応急・復旧 <ul style="list-style-type: none"> ①防災関係機関との連携による応急対策の実施 ②路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 ③所管施設の緊急点検の実施 ・警戒宣言時 <ul style="list-style-type: none"> ①警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達 ②地震災害警戒体制の整備 ③人員・資機材等の配備・手配 ④緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力 ⑤道路利用者に対する情報の提供
中部地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること ・災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること
関東地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること ・復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること ・地殻変動の監視に関すること

7 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便㈱ 信越支社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること ・災害時における窓口業務の確保に関すること
東海旅客鉄道(株) (飯田支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の防災に関すること ・地震災害時における避難者の輸送に関すること
日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること
中部電力パワーグリッド(株)(飯田営業所)	<ul style="list-style-type: none"> ・電力施設の保全、保安に関すること ・電力の供給に関すること
日本銀行 (松本支店)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること ・損傷通貨の引き替えに関すること
日本赤十字社 (長野県支部)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、助産等救助、救護に関すること ・地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること ・義援金の募集に関すること
日本放送協会 (長野放送局)	<ul style="list-style-type: none"> ・地震情報等広報に関すること

日本通運㈱ (伊那支店)	・地震災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること
電気通信事業者 (東日本電信電話 ㈱、(株)NTTドコモ、 KDDI㈱、ソフトバンクモ バイル㈱、楽天モバイ ル㈱)	・公衆電気通信設備の保全に関すること ・災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること
中日本高速道路 ㈱名古屋支社 飯田保全・サービスセ ンター	・中央自動車道（阿智村県境～駒ヶ根ＩＣ）の防災に関すること
土地改良区	・ため池、ダムの防災に関すること ・排水機場の改良及び復旧に関すること
ガス会社 (信州ガス㈱)	・ガス施設の保全、保安に関すること ・ガスの供給に関すること
旅客自動車運送 事業者 (信南交通㈱、市 民バス)	・地震災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること
貨物自動車運送 事業者 ((公社)長野県トラ ック協会飯田支部)	・地震災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること
放送事業者 (信越放送㈱、(株) 長野放送、(株)テレビ 信州、長野朝日放 送㈱、長野FM放 送㈱)	・地震情報等広報に関すること
長野県情報ネットワー ク協会	・地震情報等広報に関すること
飯伊地区包括医 療協議会 ((一社)飯田医師 会、(一社)飯田下 伊那歯科医師会 (一社)飯田下伊 那薬剤師会、長野 県日本看護協会 飯田支部等)	・地震災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること ・地震災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に 関すること
(一社)長野県 LP ガス協会 (飯伊支部)	・液化石油ガスの安全に関すること
(一社)長野県建 設業協会 (飯田支部)	・地震災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること
長野県社会福祉 協議会 (飯田市社会福祉 協議会)	・災害ボランティアに関すること ・災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）に関すること

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合 (みなみ信州農業協同組合)	<ul style="list-style-type: none"> ・飯田市、県が行う地震災害被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ・農作物の地震災害応急対策の指導に関すること ・被災農家に対する融資、あっせんに関すること ・農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること ・農作物の供給調整に関すること
(株)飯田ケーブルテレビ 飯田FM放送(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・地震情報等広報に関すること
森林組合 (飯伊森林組合)	<ul style="list-style-type: none"> ・飯田市、県が行う地震災害被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ・被災組合員に対する融資、あっせんに関すること ・木材の供給と物資のあっせんに関すること
下伊那漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・飯田市、県が行う地震災害被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ・被災組合員に対する融資、あっせんに関すること
商工会議所 (飯田商工会議所)	<ul style="list-style-type: none"> ・飯田市、県が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ・被災組合員に対する融資、あっせんに関すること ・地震災害時における物価安定の協力に関すること ・救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること
病院等医療施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること ・地震災害時における入所者の保護及び誘導に関すること ・地震災害時における病人等の収容及び保護に関すること ・地震災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること
社会福祉施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること ・地震災害時における利用者・入院者の保護及び誘導に関すること
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・被災事業者等に対する資金融資に関すること
学校法人	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること ・地震災害時における教育対策に関すること ・被災施設の災害復旧に関すること
危険物施設及び 高圧ガス施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理の徹底に関するこ ・防護施設の整備に関するこ
水防組合	<ul style="list-style-type: none"> ・水防施設・資器材の整備に関するこ ・水防訓練の実施に関するこ ・水防活動に関するこ
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の誘導及び救出救護の協力に関するこ ・被災者に対する炊き出し、救援物資の配給及び避難所内の運営業務等協力に関するこ ・被災者状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関するこ ・自主防災活動の実施に関するこ

第4節 防災面からみた地域的概要

第1 自然的条件

1 飯田市の地域概要

(1) 自然的条件

ア 地勢

本市は、長野県の最南端伊那谷の中央にあり、西北部は木曽山脈により木曽郡に境し、南部は南アルプスを境に浜松市、静岡市、本川根町、東北部は上伊那郡飯島町および下伊那郡松川町ほか3町村に接し、南西部は阿智村ほか4ヶ村に隣接する。地理的に飯田盆地と南部高原の一部に大別され、市の中央部を北から南へ天竜川が流れている。飯田盆地は古くから商工業の中核地として栄え、総人口の約20%がここに集中している。天竜川畔は主として水田、段丘地帯は畠地で、果樹園が散在し、周囲および南部高原地帯は急斜面で水利のよい場所には水田があるが主として山林で中には標高2,000mを超える山々があり大自然の中に美林が点在している。

イ 地形地質

(ア) 飯田市域の活断層

飯田市域内には伊那谷断層帯・中央構造線などの活断層が多く分布している。これらの活断層は断層破碎帯の発達により土砂の供給源となるなど、災害発生の原因となっている。伊那谷断層帯は伊那盆地西縁断層系と伊那盆地中央断層系、その他に分けられ、数十の活断層の集合体である。活動度は西縁断層系の方が高く、A級（千年あたり数mの変位量）であり、中央断層系はB級（千年あたり数十cmの変位量）とされている。上村・南信濃地区の中央構造線は、西側は、鹿塩マイロナイトと呼ばれる断層によって圧碎された岩質であり、非常に硬いがもろい性質を持ち、急傾斜面になっている。これに対し東側では、蛇紋岩と呼ばれる崩壊しやすい岩質や、三波川・みかぶ帶と呼ばれる地すべりが生じやすい地質などが複雑に分布する。

(イ) 竜西

竜西側は複合扇状地となっている。土石流によってつくられた扇状地が、主に活断層の活動によって分化し、大きく「上段」と「下段」に分かれている。上流部にあたる木曽山地は断層に支配された山地で、断層破碎帯が発達し深部まで風化したもろい花崗岩から成っているため崩壊が発生しやすく、土砂の供給源となっている。山麓部には不安定土砂等が分布しており、扇状地は傾斜が大きいため土石流災害が発生しやすい。また、山麓部の新期扇状地は、地下水位が高く砂がちであるため、地震時の液状化現象も起こりやすい。

(ウ) 竜東

竜東側は複合扇状地になっている。伊那山地に端を発した米川等が峡谷を形成し天竜川へ達するが、尾根沿いは小起伏面が広がっており、古い集落はここに立地する。豪雨時には峡谷部に水が集中するためである。深部まで風化した花崗岩であるために造成が容易で、農地などの人工改変地が多い。この人工改変地は豪雨時、地震時に斜面災害が発生する危険性がある。

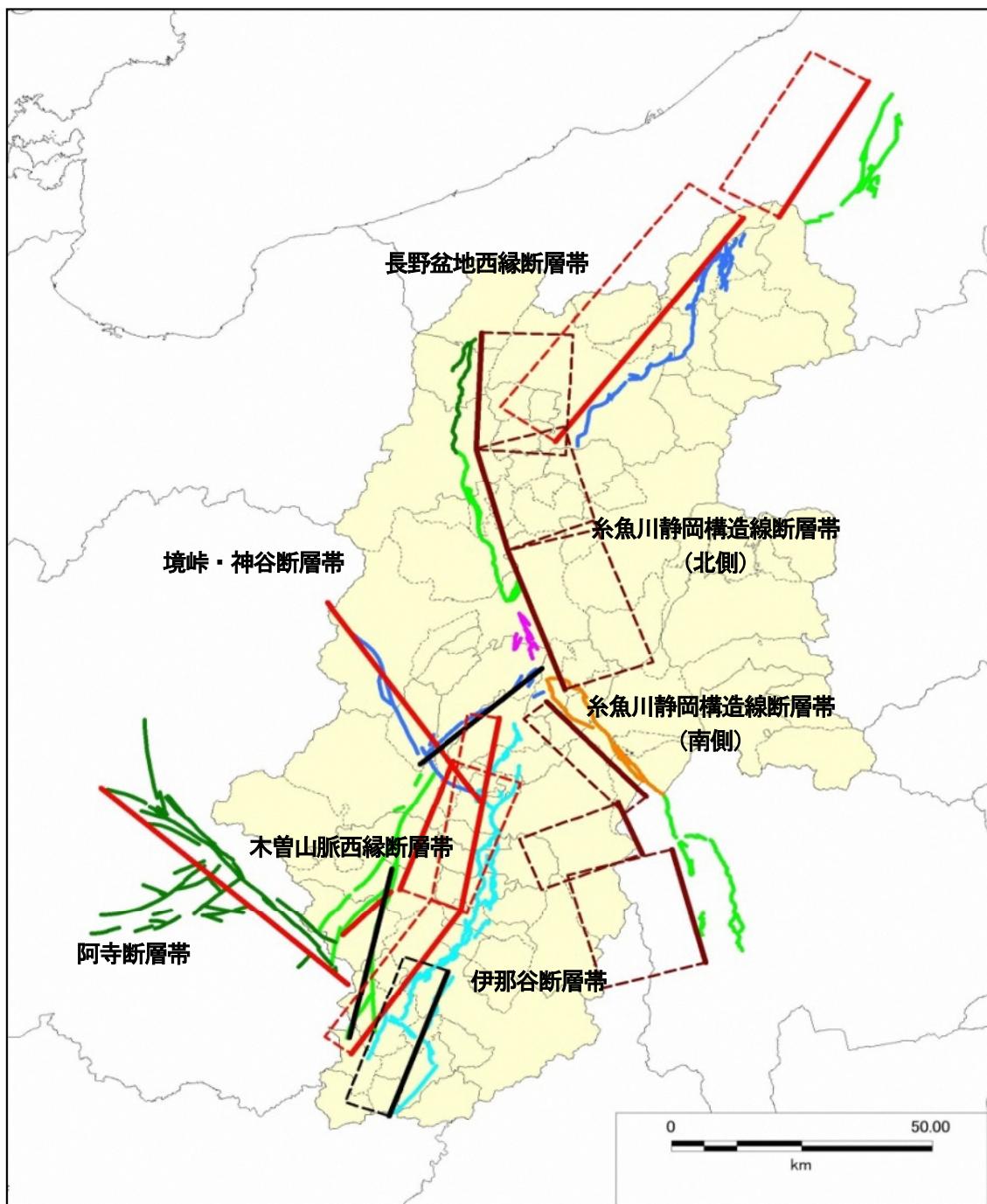
(エ) 天竜川低地部

天竜川の低地部は洪水氾濫や液状化現象等の災害が生じやすい。特に川路、松尾地区は下流部が狭くなっているため水がせき止められ、過去にしばしば洪水氾濫が起こっている。近年、竜丘・川路・龍江地区の盛土事業が完成し、住宅・工場が立地している。

(オ) 遠山郷

遠山郷と呼ばれる上村・南信濃地区には、中央構造線などの活断層が分布しており、これらの活断層は地震の発生源であることに加え、断層破碎帯の発達により土砂の供給源となるなど、災害発生の原因となっている。この他にも周辺には多くの活断層があり、さらに東海地震の震源域から100km圏内に位置しているため、地震の被害を受けやすい地域であるといえる。

県内の主な活断層



(2) 社会的条件

ア 災害時要援護者

飯田市の人口は、98,164人（令和2年国勢調査）である。このうち高齢者（65歳以上）の総人口に占める割合は32.6%（令和2年国勢調査）と、長野県の総人口に対する高齢者人口比率32.0%（令和2年国勢調査）に比較して高い。しかし下伊那地域についてみると、飯田市は高齢者人口比率が低いグループに属する。

高齢者人口割合

	総人口	高齢者人口	高齢者人口割合
飯田市（令和2年国勢調査結果速報値）	98,164	31,987	32.6%
下伊那郡（令和2年国勢調査結果速報値）	155,346	53,075	34.2%
長野県（令和2年国勢調査結果速報値）	2,048,011	654,562	32.0%

また地区別にみると南信濃、上村で高齢化率が高く、上久堅、千代、橋北、龍江がこれに次ぐ。このほか、高齢者独居世帯、特別養護老人ホームや養護施設入居者も多数おり、災害時における配慮が必要である。

イ 建物

昭和55年以前の一戸建住宅は約10,800戸（平成30年調査推計値）であり、これら建物は老朽化が進んでいると考えられ、地震の強い揺れや災害に対して十分な強度がないことが予想される。また急傾斜地に隣接する建物も多く、土砂災害の危険性がある。木造建物の密集する地域では、火災時の延焼の危険性がある。

2 飯田市の災害履歴

中部地方は活断層が多く、これらを震源とする内陸直下型地震がしばしば発生している。さらに飯田市は、100～200年間隔で発生する東海地震の震源から100km圏内に位置している。

飯田市の地震災害履歴【国内の主な地震】

年代（西暦）	月 日	規 模	被 害 内 容
永享5年(1433)	11. 7	M7<	相模湾付近が震源の地震。天龍村坂部では、地割れができた。
明応7年(1498)	9. 20	M8. 4	東海沖の巨大地震で、下伊那でも被害があったと考えられる。
天正13年(1586)	1. 18	M7. 8	天正地震。複数震源の直下型巨大地震で、下伊那でも土砂災害があつた。
寛文2年(1662)	6. 16	M7. 6	琵琶湖付近が震源の直下型地震で、信濃でも被害があつた。
元禄16年(1703)	12. 31	M8. 0	元禄地震。相模湾が震源。伊那谷でも倒壊家屋あり。
宝永4年(1707)	10. 28	M8. 4	東南海沖震源の最大級の地震。飯田の被害は歴史上最大。落石等多数発生。
享保3年(1718)	8. 22	M7. 0	遠山地震。南信濃付近が震源。山崩、跳び石で死者50余。中央構造線の活動
享保10年(1725)	8. 14	M6. 5	諏訪・高遠付近が震源。遠山地震と同様に中央構造線の活動による。
安政1年(1854)	12. 23	M8. 4	安政東海地震。飯田で死者34人。32時間後に安政南海地震発生。
明治24年(1891)	10. 28	M8. 0	濃尾地震。最大級の直下型地震。飯田でも地面の亀裂など。山崩れ多数
大正12年(1923)	9. 1	M7. 9	関東大震災。飯田地方で壁に亀裂。
昭和19年(1944)	12. 7	M7. 9	東南海地震。飯田は震度4。落石で飯田線が不通になった。
昭和21年(1946)	12. 21	M8. 0	南海地震。飯田は震度4。落石で飯田線が不通になった。
昭和59年(1984)	9. 14	M6. 8	長野県西部地震。飯田は震度4。小学生2名が落下した蛍光灯で負傷。
平成7年(1995)	1. 17	M7. 3	兵庫県南部地震。飯田の震度は3
平成12年(2000)	7. 1	M5. 0	伊豆諸島・神津島地震
平成12年(2000)	10. 6	M7. 3	鳥取西部地震。飯田の震度は2
平成13年(2001)	3. 24	M6. 7	芸予地震
平成15年(2003)	5. 26	M7. 1	三陸南地震。飯田の震度は2

平成15年(2003)	7. 26	M6. 4	宮城県連続地震
平成15年(2003)	9. 26	M8. 0	十勝沖地震
平成16年(2004)	10. 23	M6. 8	新潟県中越地震。飯田の震度は3
平成17年(2005)	3. 20	M7. 0	福岡県西方沖地震。飯田の震度は2
平成17年(2005)	7. 23	M6. 0	千葉県北西部地震。飯田の震度は2
平成17年(2005)	8. 16	M7. 2	宮城県沖地震。飯田の震度は3
平成19年(2007)	3. 25	M6. 9	石川県能登半島地震。飯田の震度は3
平成19年(2007)	4. 15	M5. 4	三重中部地震。飯田の震度は2
平成21年(2009)	8. 11	M6. 5	駿河湾地震。飯田の震度は4
平成23年(2011)	3. 11	M9. 0	東日本大震災。飯田の震度は4
平成23年(2011)	3. 12	M6. 7	長野県北部地震。飯田の震度は2
平成26年(2014)	11. 22	M6. 7	長野県神城断層地震。飯田の震度は3

注：M=マグニチュード（地震の規模）

3 阪神・淡路大震災について

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、わが国で初めて震度7を記録し、諸機能が高度に集積する都市を直撃した直下型地震であり、各方面において甚大な被害をもたらした。行政機関等については、庁舎等の建物の損壊、通信機能の途絶、交通機関の寸断等により中枢機能が自ら被災し、迅速かつ十分な応急活動が行えない問題が露呈した。

阪神・淡路大震災の概要（平成12年度 消防庁災害対策本部調べ）

発生位置	北緯34度36分 東経135度02分 深さ16km
発生時刻	平成7年1月17日 5時46分
地震規模	マグニチュード 7.2
各地の震度	震度7 神戸市須磨区鷹取 長田区大橋 兵庫区大開 中央区三宮 瀬戸内海沿岸の六甲道 東灘区住吉 芦屋市芦屋駅付近 西宮市夙川のほぼ帶状の地域及び宝塚市の 一部 淡路島の東北部の北淡町 一宮町 津名町の一部地域 震度6 神戸 洲本 震度5 豊岡 彦根 京都
被 害 概 要	人的被害 死者6,432名（関連死904名含） 行方不明者3名 負傷者43,792名 住 家 全壊104,906棟 半壊144,274棟 一部損壊263,702棟 焼 損 全焼6,982棟 半焼89棟 部分焼299棟 ぼや113棟 焼損床面積834,663m ² 交 通 鉄道：13社で不通 道路：27路線36区間で通行止 港湾：埠頭の沈下で使用不能 ライフ ライン 水道：約130万戸の断水 下水道：8処理場に損傷 停電：最大 約260万戸 工業用水道：最大 289社の受水企業の断水 都市ガス：約86万戸で供給停止 電話：交換設備の障害により約30万件の障害 家屋の倒壊・ケーブルの焼失により約19万3,000件の障害 公共土木 施設 直轄管理河川で4河川の堤防や護岸等に32箇所の被害 府県・市町村管理河川で堤防の沈下、亀裂等の被害 西宮市の仁川百合野町で地すべりにより死者34名 農林 水産業 農地、ため池等の農業施設など被害総額900億円

阪神・淡路大震災時における飯田市の支援状況

内 容						
救援物資・ゴミ処分の支援	(平成7年 1/26 ~ 1/28	実員2人	延べ6人)			
看護婦による医療支援	(〃 2/1 ~ 3/21	実員9人	延べ60人)			
水道局による給水支援	(〃 2/1 ~ 3/16	実員12人	延べ92人)			
手話通訳の派遣	(〃 2/17 ~ 2/19	実員1人	延べ3人)			
見舞金事務等の支援	(〃 3/14 ~ 3/31	実員9人	延べ54人)			
避難所事務の支援	(〃 4/8 ~ 4/15	実員1人	延べ8人)			

4 新潟県中越地震について

平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震は、内陸直下型の活断層運動を原因とする。震源地は活褶曲帯の魚沼丘陵で、地質学的には東西圧縮に起因する褶曲運動による背斜構造に沿って多数の地すべりができ、同じ応力状態にあって、じわじわと進行する褶曲運動でなく、一気に断層破壊運動が起こってしまったのである。また、1,600箇所という多数の崩壊・地すべりについては、急斜面の遷急線から発生する崩壊（表層・深層）、斜面中腹部からの地すべり、岩盤崩落（崩壊）・岩盤すべり、古い地すべりの再滑動など、種々のものがあるようである。〔（社）日本地すべり学会 2004.11.3〕

新潟県中越地震の概要（平成18年9月22日消防庁調べ）

発生位置	北緯37度17分 東経138度52分 深さ13km
発生時刻	平成16年10月23日 17時56分
地震規模	マグニチュード 6.8
各地の震度	震度7 新潟県：川口町 震度6 強新潟県：小千谷市 山古志村(現・長岡市) 小国町(現・長岡市) 震度6 弱新潟県：長岡市 十日町市 栃尾市(現・長岡市) 越路町(現・長岡市) 三島町(現・長岡市) 堀之内町(現・魚沼市) 広神村(現・魚沼市) 守門村(現・魚沼市) 入広瀬村(現・魚沼市) 川西町(現・十日町市) 中里村(現・十日町市) 刈羽村 震度5 強新潟県：安塚町(現・上越市) 松代町(現・十日町市) 松之山町(現・十日町市) 見附市 中之島町(現・長岡市) 与板町 和島村 出雲崎町 小出町(現・魚沼市) 塩沢町 六日町(現・南魚沼市) 大和町(現・南魚沼市) 津南町 震度5 弱新潟県：上越市 浦川原村(現・上越市) 牧村(現・上越市) 柿崎町(現・上越市) 頸城村(現・上越市) 吉川町(現・上越市) 三和村(現・上越市) 三条市 柏崎市 加茂市 栄町(現・三条市) 湯之谷村(現・魚沼市) 高柳町(現・柏崎市) 西山町(現・柏崎市) 燕市 弥彦村 分水町 吉田町 卷町 月潟村 中之口村 福島県：只見町 西会津町 柳津町 群馬県：片品村 高崎市 北橘村 埼玉県：久喜市 長野県：三水村
被害概要	人的被害 死者67名 重傷者636名 軽傷者4名 169名 住家 全壊3,175棟 半壊13,794棟 一部損壊104,840棟 燃損 建物火災9件

新潟県中越地震時における飯田市の支援状況

内 容						
医師・保健師による医療支援	(平成16年 10/29 ~ 11/1 実員2人 延べ8人)					
	(平成16年 11/8 ~ 11/10 実員4人 延べ12人)					
	(平成16年 11/10 ~ 11/12 実員4人 延べ12人)					
	(平成16年 11/12 ~ 11/14 実員4人 延べ12人)					
汚水処理支援	(平成16年 10/30 ~ 11/1 実員4人 延べ12人)					

第5節 被害想定

平成7年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」（兵庫県南部地震）、平成16年10月23日に発生した「新潟中越地震」、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）」や平成28年4月16日に発生した「平成28年熊本地震」等数多くの地震が発生し、日本列島のどこの地区で大規模な地震が発生してもおかしくない状況となっており、同規模の地震が飯田市を襲ったらどうなるかを考えておくことはとても重要である。

地震は風水害と違い、発生の予測が困難であり、大きな地震ほど災害初期における被害状況がつかみにくく、そのため救援活動等が立ち後れることも考えられることから、あらかじめ想定される被害量に応じ、応急対策を検討することが重要となる。

本計画においては、平成25～26年度の2か年で長野県が実施した第3次長野県地震被害想定調査の結果を基礎資料として、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性を検討し、災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画を策定するものである。

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、飯田市においては、最も甚大な被害を被る伊那谷断層帯地震（直下型地震）を想定地震とする。

平成19年10月の地震調査研究推進本部による「伊那谷断層帯の長期評価」によると、従来から知られていた主部（上伊那郡辰野町から下伊那郡平谷村に至る）のほかに、南東部（飯田市から下伊那郡壳木村）にもマグニチュード7以上の地震を引き起こす可能性のある断層があることがわかり、別の起震断層として評価された。

南東部について詳細な事はわかつておらず、今後30年間の地震発生確率は不明であるが、今後の活動履歴などの調査も踏まえ警戒しなければいけない断層である。

また、主部に関しては、今後30年間にマグニチュード8の地震が発生する確率は、ほぼ0%であるが、マグニチュード7が起こる可能性は十分ある。

1 主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 平成29年1月1日）

断層名 (起震断層/活動区間)	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確立			平均活動間隔 最新活動時期
		30年以内	50年以内	100年以内	
南海トラフ	8～9 クラス	70%程度	90%程度 もしくは それ以上		88.2年 次回までの標準値 71.0年
糸魚川－静岡構造線断層帯 (北部区間)	7.7 程度	0.008～ 16%	0.02～20%	0.05～40%	1,000～2,400年程度 約1,300年前以後～ 約1,000年前以前
糸魚川－静岡構造線断層帯 (中北部区間)	7.6 程度	13～30%	20～50%	40～70%	600～800年程度 約1,200年前以後～ 約800年前以前
糸魚川－静岡構造線断層帯 (中南部区間)	7.4 程度	0.8～8%	1～10%	4～30%	1,300～1,500年程度 約1,300年前以後～ 約900年前以前
糸魚川－静岡構造線断層帯 (南部区間)	7.6 程度	0～0.1%	0～0.2%	0～0.4%	4,600～6,700年程度 約2,500年前以後～ 約1,400年前以前
木曽山脈西縁断層帯 (主部/北部)	7.5 程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	6,400～9,100年程度 13世紀頃
木曽山脈西縁断層帯 (主部/南部)	6.3 程度	0～4%	0～7%	0～10%	約4,500～24,000年 約6,500年前～ 約3,800年前
木曽山脈西縁断層帯 (清内路岐断層帯)	7.4 程度	不明	不明	不明	不明 不明
伊那谷断層帯 (主部)	8.0 程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	約5,200～6,400年 14～18世紀
伊那谷断層帯 (南東部)	7.3 程度	不明	不明	不明	不明 不明
阿寺断層帯 (主部/北部)	6.9 程度	6～11%	10～20%	20～30%	約1,800～2,500年 約3,400年前～ 3,000年前
阿寺断層帯 (主部/南部)	7.8 程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	約1,700年 1586年天正地震
阿寺断層帯 (佐見断層帯)	7.2 程度	不明	不明	不明	不明 不明
阿寺断層帯 (白川断層帯)	7.3 程度	不明	不明	不明	不明 不明

出典：地震調査委員会「主要活断層帯の長期評価の概要<都道府県別>」及び「今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧 平成29年3月3日現在」より該当部分を抽出

2 被害想定

○想定東海地震（最大被害）

建物被害（戸）		人的被害（人）			避難者 (人) 発災2日後	上水道断水 人口（人）	停電件数 (戸)
全壊・焼失	半壊	死者	負傷者	重傷者			
20	130	わずか	50	10	1,140	35,340	16,810

○南海トラフ巨大地震（基本ケース）（最大被害）

建物被害（戸）		人的被害（人）			避難者 (人) 発災2日後	上水道断水 人口（人）	停電件数 (戸)
全壊・焼失	半壊	死者	負傷者	重傷者			
20	210	わずか	40	20	2,190	46,860	21,790

○南海トラフ巨大地震（陸側ケース）（最大被害）

建物被害（戸）		人的被害（人）			避難者 (人) 発災2日後	上水道断水 人口（人）	停電件数 (戸)
全壊・焼失	半壊	死者	負傷者	重傷者			
790	6,390	50	1,280	710	15,860	92,970	44,360

○糸魚川-静岡構造線（全体）（最大被害）

建物被害（戸）		人的被害（人）			避難者 (人) 発災2日後	上水道断水 人口（人）	停電件数 (戸)
全壊・焼失	半壊	死者	負傷者	重傷者			
わずか	わずか	わずか	50	10	120	8,870	4,340

○糸魚川-静岡構造線（北部）（最大被害）

建物被害（戸）		人的被害（人）			避難者 (人) 発災2日後	上水道断水 人口（人）	停電件数 (戸)
全壊・焼失	半壊	死者	負傷者	重傷者			
0	0	0	0	0	0	5,510	0

○糸魚川-静岡構造線（南部）（最大被害）

建物被害（戸）		人的被害（人）			避難者 (人) 発災2日後	上水道断水 人口（人）	停電件数 (戸)
全壊・焼失	半壊	死者	負傷者	重傷者			
710	わずか	わずか	50	10	1,240	8,880	4,350

○伊那谷断層帯（主部）（最大被害）

建物被害（戸）		人的被害（人）			避難者 (人) 発災2日後	上水道断水 人口（人）	停電件数 (戸)
全壊・焼失	半壊	死者	負傷者	重傷者			
2,880	9,190	140	1,700	940	22,740	96,360	45,970

○阿寺断層帯（主部南部）（最大被害）

建物被害（戸）		人的被害（人）			避難者 (人) 発災2日後	上水道断水 人口（人）	停電件数 (戸)
全壊・焼失	半壊	死者	負傷者	重傷者			
わずか	30	わずか	70	10	660	24,880	11,820

○木曽山脈西縁断層帯（主部北部）（最大被害）

建物被害（戸）		人的被害（人）			避難者 (人) 発災2日後	上水道断水 人口（人）	停電件数 (戸)
全壊・焼失	半壊	死者	負傷者	重傷者			
わずか	20	わずか	60	10	470	20,850	10,010

被害想定出典：第3次長野県地震被害想定調査より該当部分を抽出

第6節 防災ビジョン

本市では、平成9年度に「飯田市防災アセスメント調査業務」を実施した。「飯田市防災アセスメント調査業務」では、本市の各地区の人口構成、建物種類の状況、公共施設、災害危険箇所を調査し、地区ごとに災害危険度指標を算出し、今後検討すべき事項を抽出した。

災害が発生した場合、市や防災機関は総力をあげて防災活動に取り組む。

しかし、災害時の地域社会機能の分断によって、消火・救助・救護などの活動に十分対処できない場合も考えられる。

災害を最小限の被害にとどめるためには、地域の協力体制が不可欠である。家庭、自主防災組織を軸に、災害に負けないまちづくりを進める必要がある。

地域に住む皆さんが協力してこそ、災害に強い地域ができる。個人、家庭ごとで防災活動をしても、いざというとき効果が期待できない。自主防災組織をより身近なコミュニティ活動の一環として位置づけ、そこで暮らしているみなさんが協力しあい、地域防災活動をすることが重要である。

今後、本市においては、「自助・共助・公助の連携」を防災ビジョンとし、本計画中の各現状と課題をふまえながら、市と市民が一体となり、地域コミュニティを中心とした防災体制を構築し、飯田市総合計画と調和した政策・施策を推進していくことが重要である。

第2章 災害予防計画

風水害対策編を準用する震災対策編節

下記の節については風水害対策編を準用します。

第3節 活動体制計画【各部】

風水害対策編 第2章 第4節「活動体制計画」を準用する。

第4節 広域相互応援計画【各部】

風水害対策編 第2章 第5節「広域相互応援計画」を準用する。

第6節 消防・水防活動計画【危機管理部、市民協働環境部、建設部、飯田広域消防本部】

風水害対策編 第2章 第7節「消防・水防活動計画」を準用する。

第8節 緊急輸送計画【危機管理部、総務部、建設部】

風水害対策編 第2章 第9節「緊急輸送計画」を準用する。

第9節 障害物の処理計画【建設部】

風水害対策編 第2章 第10節「障害物の処理計画」を準用する。

第11節 孤立防止対策【各部】

風水害対策編 第2章 第12節「孤立防止対策」を準用する。

第12節 食料品等の備蓄・調達計画【危機管理部、市民協働環境部、産業経済部、教育部】

風水害対策編 第2章 第13節「食料品等の備蓄・調達計画」を準用する。

第13節 給水計画【上下水道局】

風水害対策編 第2章 第14節「給水計画」を準用する。

第14節 生活必需品の備蓄・調達計画【危機管理部、健康福祉部、産業経済部、教育部】

風水害対策編 第2章 第15節「生活必需品の備蓄・調達計画」を準用する。

第15節 危険物施設等災害予防計画【危機管理部、各施設管理者、飯田広域消防本部】

風水害対策編 第2章 第16節「危険物施設等災害予防計画」を準用する。

第16節 電気施設災害予防計画【電力会社】

風水害対策編 第2章 第17節「電気施設災害予防計画」を準用する。

第21節 鉄道施設災害予防計画【鉄道会社】

風水害対策編 第2章 第22節「鉄道施設災害予防計画」を準用する。

第22節 災害広報計画【危機管理部、企画部】

風水害対策編 第2章 第23節「災害広報計画」を準用する。

第23節 土砂災害等の災害予防計画【危機管理部、市民協働環境部、建設部】

風水害対策編 第2章 第24節「土砂災害等の災害予防計画」を準用する。

第24節 防災都市計画【建設部】

風水害対策編 第2章 第25節「防災都市計画」を準用する。

第28節 ため池災害予防計画【危機管理部、建設部】

風水害対策編 第2章 第29節「ため池災害予防計画」を準用する。

第31節 二次災害の予防計画【危機管理部、産業経済部、建設部、飯田広域消防本部】

風水害対策編 第2章 第31節「二次災害の予防計画」を準用する。

第34節 災害復旧・復興への備え【各部】

風水害対策編 第2章 第34節「災害復旧・復興への備え」を準用する。

第35節 自主防災組織等の育成に関する計画【危機管理部、市民協働環境部、飯田広域消防本部】

風水害対策編 第2章 第35節「自主防災組織等の育成に関する計画」を準用する。

第36節 企業防災に関する計画【危機管理部、産業経済部】

風水害対策編 第2章 第36節「企業防災に関する計画」を準用する。

第37節 ボランティア活動の環境整備計画【健康福祉部・社会福祉協議会】

風水害対策編 第2章 第37節「ボランティア活動の環境整備計画」を準用する。

第38節 基金等積立及び運用計画【総務部】

風水害対策編 第2章 第38節「基金等積立及び運用計画」を準用する。

第40節 事業継続計画【各部】

風水害対策編 第2章 第40節「事業継続計画」を準用する。

第41節 観光地の災害予防計画【産業経済部】

風水害対策編 第2章 第42節「観光地の災害予防計画」を準用する。

第1節 地震に強いまちづくり

【各部】

第1 基本方針

本市における構造物、施設等について、耐震改修促進法に基づき策定した飯田市耐震改修促進計画によるほか、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等に基づき、地震防災に関する措置を実施し、耐震性の確保を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを行う。また、首都直下地震に関する防災対策に関して、切迫性の高いマグニチュード7クラスの地震は、当面の対応を要する地震として対策を推進するものとし、当面発生する可能性は低いと考えられるマグニチュード8クラスの地震は、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、長期的な対応を要する地震として対策を推進するものとする。特に、マグニチュード7クラスの地震については、様々なタイプが考えられ、どこで発生するかは分からぬことに留意し、市の被害が最大となるよう想定を行うものとする。また、地震防災施設の整備にあたっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

第2 主な取組み

- 1 地震等の耐震性の確保、土地保全機能の増進等地震に強い郷土を形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全性、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 地震に強い郷土づくり

(1) 現状及び課題

伊那谷は、東は南アルプス、西は中央アルプスに挟まれた地域で、アルプスから流出した砂、礫、泥が堆積し沖積層をつくっている。その上には火山灰によるローム層がありその後の断層の動きで河岸段丘ができ、現在の地形を形成している。過去には、安政東海地震があり、以来地震被害の記録はなく近年、東海地震の発生を危惧している。また、伊那谷には多くの活断層があり、将来直下型地震による大きな被害が予想されるため、地震災害に強い安全な郷土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 総合的、広域的な計画の策定に際しては、地震災害から地域及び市民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮する。
- イ 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- ウ 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの土地保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- エ 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を参考に、減災目標、及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進する。
- オ 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

○関係機関が実施する計画

主な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。

2 地震に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展、建築物の高層化や多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、一層地震に強い都市構造、建築物の安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

ア 地震に強い都市構造の形成

- (ア) 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者と連携し、無電柱化の促進を図る。
- (イ) 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。
- (ウ) 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害発生時の応急対策の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。
- (エ) 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

イ 建築物等の安全化

- (ア) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、飯田市耐震改修促進計画に基づき耐震性の確保に配慮する。特に防災拠点となる公共施設等の耐震化について、計画的かつ効果的な実施に努める。
- (イ) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (ウ) 飯田市耐震改修促進計画に基づき、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- (エ) 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。
- (オ) 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- (カ) 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

- (ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に、3次医療機関等の人命にかかる重要な施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
- (イ) 関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備を図る。
- (ウ) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(エ) 飯田市災害時協力登録車制度実施要綱に基づく災害時協力登録車の登録台数を増やすよう制度の理解や周知を広めるとともに、大規模停電等に対応できる移動式の電源の確保に係る計画の作成・実施等により、災害レジリエンスの強化を図る。

エ 地質、地盤の安全確保

(ア) 施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

(イ) 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

(ウ) 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

オ 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となる恐れのある薬品を管理する施設やボイラーホーム等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

カ 災害応急対策等への備え

(ア) 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図る。

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

(ウ) 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。（別記参照）

(エ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

(オ) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、移動式電源の確保等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

(カ) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(キ) 隨意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(ク) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(ケ) 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

○飯田広域消防本部が実施する計画

危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラーホーム等の震災に対する安全性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

○関係機関が実施する計画

ア 地震に強い都市構造の形成

不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害発生時の応急対策の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。

イ 建築物の安全化

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

- (ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、電話、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に、3次医療機関等の人命にかかる重要な施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
- (イ) ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておく。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努める。
- (ウ) 関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備を図る。
- (エ) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じる。

エ 地質、地盤の安全確保

施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

オ 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となる恐れのある薬品を管理する施設やボイラーハウジング等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

カ 災害応急対策等への備え

- (ア) 次章以降に掲げる、震災が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための必要な資機材及び人員の配置などの備えを平常時より十分行うとともに職員個々の防災力の向上を図る。
- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地等の活用を図る。
- (ウ) 地方整備局は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。(別記参照)
- (エ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。
- (オ) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- (カ) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。
- (キ) 病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(別記) 防災機能を有する道の駅 → 風水害対策編 参照

第2節 情報の収集・連絡体制計画

【各部】

第1 基本方針

風水害対策編 第2章 第3節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

第2 主な取組み

風水害対策編 第2章 第3節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

風水害対策編 第2章 第3節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

2 情報の分析整理

風水害対策編 第2章 第3節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

3 通信手段の確保

(1) 現状と課題

風水害対策編 第2章 第3節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

(2) 実施計画

ア～カ 風水害対策編 第2章 第3節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

キ 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

第3節 活動体制計画

【各部】

風水害対策編 第2章 第4節「活動体制計画」を準用する。

第4節 広域相互応援計画

【各部】

風水害対策編 第2章 第5節「広域相互応援計画」を準用する。

第5節 救助・救急・医療計画

【危機管理部、健康福祉部、包括医療、市立病院、飯田広域消防本部】

第1 基本方針

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医療品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設、消防署所等の耐震強化を図る。また、災害時の医療活動については、飯伊地区包括医療協議会をはじめとする飯田医師会・飯田下伊那歯科医師会・飯田下伊那薬剤師会長野県日本看護協会飯田支部等と連携を図れるよう、平常時から体制を整備する。このほか、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に正確に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 医療用資機材、医薬品等備蓄調達体制は、飯伊地区包括医療協議会などと連携して整備に努め、また備蓄状況の把握方法、備蓄施設の耐震化等の検討を行う。
- 2 飯伊地区包括医療協議会の大規模地震災害医療救護計画に基づき、災害医療体制の整備を図る。
- 3 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関との情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

飯田市においては、救助・救急車両の整備及び運行は南信州広域連合として進めている。今後においてもこの整備、運行は広域消防として充足していく必要がある。消防団及び自主防災組織を中心とする、災害時に緊急救出を行うための救助・緊急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練が必要である。また、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定め、協力を求めておく必要がある。

(2) 実施計画

○飯田広域消防本部が実施する計画

- ア 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、整備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。その際、救急救命士の計画的配置にも努める。
- イ 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。
- ウ 消防団・自主防災組織を中心とする市民の協力を得て、災害発生当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。また、平常時からこれらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。
- エ 高規格救急自動車の計画的更新整備により、機能の維持、向上を図るとともに、救急自動車に搭乗する救急救命士の人員を2名体制として、更に充実を図る。
 - (ア) 画像探索機（ファイバースコープ）、地中音響探知機、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、ダイヤモンドチェーンソー、充電式鉄筋カッター等
 - (イ) エアーテント等の緊急消防救助隊の後方支援資機材等
- オ 地震災害時の人命救助活動等を迅速に実施するため、特殊車両及び高度救助用資機材の増強整備を図る。
- カ 住民等に対する応急手当の普及講習会を実施し、救急処置の普及啓発に努める。

キ 消防団、自主防災組織等の指導育成に努め、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るための協力をする。

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の運搬体制、保管・管理体制の整備が必要になるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

○市が実施する計画

ア 医療資機材、医薬品等の備蓄、調達についてあらかじめ計画を策定するものとし、備蓄された医薬品・資機材については、定期的な確認を行う。なお、備蓄する医療資機材、医薬品等については、長野県が備蓄する初期医療用医薬品等に準ずるほか、必要とする資機材の整備に努める。また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図る。

イ 病院・診療所等における医療品等の備蓄を図る。

○関係機関が実施する計画

ア 日本赤十字社長野県支部、飯伊地区包括医療協議会・飯田医師会・飯田下伊那歯科医師会・飯田下伊那薬剤師会等は、機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行う。

イ 長野県医薬品卸共同組合、長野県医療器機同業組合及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行う。

(ア) 災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努める。

(イ) 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図る。また、公安委員会への規制除外車両事前届出等により、医薬品等の輸送手段の確保を図る。

(ウ) 使用施設の震災に対する安全性の確保に努める。

3 災害医療救護体制の整備

(1) 現状及び課題

飯伊地区包括医療協議会の大規模地震災害医療救護計画及び災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、医療救護チームの派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、患者受入のためのヘリポートや簡易ベッド等を装備、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医療品備蓄、施設構造の強化等について段階的な施設・設備の整備を図ってきた。今後は、施設・設備の段階的な整備、充実を図るとともに、災害医療体制の整備、充実を図る。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

ア 市の枠を越えた各地域単位の広域医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。

イ 飯伊地区包括医療協議会の大規模地震災害医療救護計画により応急救護所及び医療救護設置体制の確立を図る。

○関係機関が実施する計画

ア 日本赤十字社長野県支部及び飯伊地区包括医療協議会・飯田医師会・飯田下伊那歯科医師会・飯田下伊那薬剤師会等は、災害医療救護体制について整備を行う。

イ 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院は、ドクターへリによる救急搬送の協力体制について整備を行う。

- ウ 災害派遣医療チーム（D M A T）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（D M A T）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努める。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努める。
- エ 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行う。

4 医療機関耐震化

(1) 現状及び課題

飯田市立病院は平成4年に新築され耐震構造の強化は図っているが、大規模地震災害時には飯田下伊那地域の全医療機関の医療活動が必要となることから、施設の各医療機関の管理者が常に点検整備等を行い、耐震化に努めるとしている。市内の医療機関の中には、老朽化が進んでいる施設があり、大規模地震の際に機能が果たせるかどうかといった検討も必要となっているが財政的な問題等から対応が遅れがちな施設もある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 耐震診断に基づいての耐震化計画の策定を行う。
- イ 緊急防災基盤整備事業を活用し計画的に耐震化を行う。
- ウ 管内の医療機関に対し耐震化を促進する。

5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておくことが必要である。また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

○市及び医療関係機関・飯田広域消防本部が実施する計画

- ア 震災等大規模災害時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・緊急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。また、訓練を実施する等、各関係機関との連携体制を強化し、有事に備える。
 - (ア) 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等
 - (イ) 最先到着隊による措置
 - (ウ) 現地指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - (エ) 応急救護所の設置
 - (オ) 各活動隊の編成、任務等
 - (カ) 消防団の活動要領
 - (キ) 通信体制
 - (ク) 関係機関との連携
 - (ケ) 報告及び広報
 - (コ) 訓練計画
 - (サ) その他必要と認められる事項

- イ 飯伊地区包括医療協議会を中心に、被災者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。
- ウ 飯田広域消防本部・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、被災者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。
- エ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために研修・訓練を定期的に行う。
- オ 医療救護活動を実施するための拠点を定め、緊急時における活動体制を確立する。
- カ 関係機関の協力を得て、市消防計画における救助・緊急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。
- キ 被災が広範囲にわたり、他市町村から応援が必要となった場合及び他市町村が被災し、本市からの応援が必要となった場合を想定し、他市町村との広域相互応援体制に関する整備を行う。
- ク 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。
- ケ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するための手段の充実を図る。

第6節 消防・水防活動計画

【危機管理部、市民協働環境部、建設部、飯田広域消防本部】

風水害対策編 第2章 第7節「消防・水防活動計画」を準用する。

第7節 要配慮者支援計画

【危機管理部、市民協働環境部、健康福祉部、産業経済部、病院部、社会福祉協議会】

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化や女性の社会進出などによる家庭や地域の養育、介護力の低下等に伴い、災害時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設、市民、自主防災組織、拠点施設組織等は協力しながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための対策を一層充実する。なお、飯田市には多くの外国籍市民が在住していることから、言葉の障害による要配慮者として、これらの人を災害から守るための対策を十分考慮する。また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出了事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 医療機関、社会福祉施設等の防災設備、組織体制、緊急連絡体制の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国籍市民や外国人旅行者等の観光客等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識の簡明化、多言語化などの、防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域等、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 要配慮者支援計画の作成

(1) 現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、名簿作成が義務付けられており、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

ア 避難行動要支援者の支援に関する計画の作成

地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置を以下のとおりとする。

(ア) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

- a 要介護認定3～5を受けている者
- b 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く）
- c 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- d 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

- e 市の生活支援を受けている難病患者
- f 上記以外で自主防災組織が支援の必要を認めた者
- (イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項
 - a 氏名
 - b 生年月日
 - c 性別
 - d 住所又は居所
 - e 電話番号その他の連絡
 - f 避難支援等を必要とする事由
 - g 上記以外で避難支援等の実施に関し市長が必要と認めるもの

イ 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

本計画に基づき、関係部局が連携して平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的な更新を行う。

ウ 避難行動要支援者名簿の提供

避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等の促進を図る。

エ 要配慮者支援計画の作成

地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても避難支援についての計画の作成に努める。

オ 避難行動要支援者の移送計画作成

安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるように努める。

2 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において要配慮者に配慮したきめ細やかな施策を、他の保健福祉施設等との連携の下に行う必要がある。

(2) 実施計画

〇市が実施する計画

ア 指定避難所の整備

災害時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

イ 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者及びその関係者に対して、震災時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、防災知識の普及・啓発に努める。なお、防災訓練等の実施にあたっては、要配慮者の特性に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努める。

ウ 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

エ 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

オ 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、まちづくり委員会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力や、地域の支えあい等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者の状況についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

カ 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

災害の発生に備え、必要に応じて、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるよう努める。

キ 災害時等の支援協力体制の整備

県関係機関、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地区市民（組長・班長）、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

ク 避難誘導・救出・救護体制の確立

要配慮者を適切に避難誘導・救出・救護するため、平常時より自主防災組織や民生委員等福祉関係者との連携強化に努め、地域住民、自主防災組織、警察署等の協力を得て、避難誘導・救出・救護及び安否情報等の把握・伝達体制の整備等を図る。なお、要配慮者の実態把握にあたっては、個人情報等の保護に十分配慮するとともに地域における要配慮者支援ネットワークの構築に向けた相互協力体制の整備を支援する。また、市は、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、住民全体で防災に取り組む土壤の育成に努めるとともに、自主防災組織の育成を図る。また、震災時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保のため、必要に応じ緊急通報システム等の整備に努める。

ケ 的確な情報伝達活動

要配慮者に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、個々の要配慮者にとり適切な伝達手段を検討し、民生・児童委員や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段の整備に努める。

3 要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

飯田市の高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する施設等においては、施設の利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害時における迅速かつ的確な対応を行うための職員等による組織体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の対応に応じたきめ細やかな災害予防対策を講ずる必要がある。入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要である。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが必要である。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

ア 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医療品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

イ 組織体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地区市民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や、防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

エ 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備えて、派遣可能な職員（看護師、介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができるよう体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するように努める。

オ 医療機関における防災マニュアル作成の整備

医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

カ 医療機関における応援体制及び受援体制の整備

医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資器材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

○要配慮者利用施設が実施する計画

ア 防災設備等の整備

要配慮者利用施設の利用者の大半は、寝たきり高齢者や障がい者、傷病者等の災害時要援護者であることから施設管理者は、施設自体の震災に対する安全性を高めるために地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき施設の耐震性の確保に配慮する。

イ 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地区市民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設の管理者は、施設の職員等が、防災に関する基礎的な知識や震災時に取るべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、震災時の切迫した状況下においても、適切な行動が取れるよう、あらかじめ災害時における避難計画を策定し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。特に自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、居室の配置に配慮するとともに、職員が手薄になる夜間を想定した防災訓練や土砂災害危険箇所など地域の特性に配慮した防災訓練などについても実施する。

エ 防災備品の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、食糧、生活必需品、防災資機材等の備蓄に努める。

オ 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市の指導の下に、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備えて、派遣可能な職員（看護師、介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援等に関する協定を締結するように努める。また、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。

カ 医療機関における応援体制及び受援体制の整備

日本赤十字社長野県支部、飯田医師会等は、市の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導する。また、医療機関の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医療用資器材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整する。

キ 医療機関の防災マニュアルの作成及び防災体制の強化

医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資器材等の備蓄など防災体制の強化を図る。

ク 災害時における応援体制及び受援体制の整備

医療機関においては、県、市及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資器材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

4 外国籍市民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍市民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生じるおそれがある。このため、外国籍市民等に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

ア 外国籍市民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍市民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

イ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

外国籍市民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとともに、多言語化を推進する。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍市民等の参加推進などを通じて、外国籍市民に対する防災知識の普及を図る。

エ 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

オ 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。観光関連事業者（ホテル・旅館等）などと連携して「災害時における対応マニュアル」を作成するよう努める。

カ 外国籍市民の状況把握及び支援体制の整備

外国籍市民の状況把握及び支援体制の整備については、市内における外国籍市民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等の整備を図る。

○関係機関が実施する計画

ア 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難場所や避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍市民や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図る。

イ 医療機関においては、外国籍市民に対する応急救護体制の整備を図る。

5 土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い市内には、要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域等に立地している。要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、災害時要援護者関連施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

○要配慮者利用施設の管理者が実施する計画

土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設（社会福祉施設等、病院に該当するもののほか、それ以外の類型のものも含む）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

第8節 緊急輸送計画

【危機管理部、総務部、建設部】

風水害対策編 第2章 第9節「緊急輸送計画」を準用する。

第9節 障害物の処理計画

【建設部】

風水害対策編 第2章 第10節「障害物の処理計画」を準用する。

第10節 避難受入れ活動計画

【危機管理部、市民協働環境部、建設部、産業経済部、教育部、健康福祉部】

第1 基本方針

大地震の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、建物・構造物の倒壊、崖崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じる恐れがあり、生命に危険が及ぶような場合には、居住者や滞在者等は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。
- 3 住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災や新潟中越・中越沖地震のような激甚な災害時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設においては、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

ア 土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。

イ 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

(ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(イ) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

ウ 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

(ア) 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

(イ) 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法

（避難指示、高齢者等避難については、第3章第13節を参照）

(ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

- (エ) 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
 - (オ) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
 - (カ) 指定緊急避難場所及び指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - a 給食措置
 - b 給水措置
 - c 毛布、寝具等の支給
 - d 衣料、日用品の支給
 - e 負傷者に対する救急救護
 - (キ) 指定避難所の管理に関する事項
 - a 避難受入れ中の秩序保持
 - b 避難住民に対する災害情報の伝達
 - c 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - d 避難住民に対する各種相談業務
 - (ク) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - a 平常時における広報
 - ・広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - ・住民に対する巡回指導
 - ・防災訓練等
 - b 災害時における広報
 - ・広報車による周知
 - ・避難誘導員による現地広報
 - ・住民組織を通じた広報

なお、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めるができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等安全措置を講ずべきことにも留意する。
- エ 避難行動要支援者対策
- 平常時より避難行動要支援者に関する情報把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。
- オ 帰宅困難者等対策
- 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。
- カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の方に対し、県と連携し、予め市民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供する。
- キ 電源確保対策
- 大規模停電等に対応できる電源の確保に係る計画の作成・実施等により、災害レジリエンスの強靭化を図る。

ク 新型コロナウイルス感染症を含む感染症自宅療養者等の避難の確保を図るため、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等(自宅療養者のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。)の確保に努める。飯田保健所は、県は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努める。

○関係機関が実施する計画

- ア それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。
- イ 市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。
- ウ 要配慮者利用施設の管理者は、県及び市町村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図る。
- エ 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から避難指示等を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

○市民が実施する計画

- ア 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。
 - (ア) 家の中でどこが一番安全か
 - (イ) 救急医薬品や火気などの点検
 - (ウ) 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか
 - (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか
 - (オ) 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか
 - (カ) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか
 - (キ) 昼の場合、夜の場合の家族の分担
 - (ク) 災害時協力車の所有者は、災害時に車両の充電に努めるとともに、求めに応じ避難所における電源の提供に協力するよう努める。
- イ 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。
- ウ 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。

○企業等において実施する計画

- ア 帰宅困難者対策
 - (ア) 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努める。
 - (イ) 駅や高速バス停留所等では飲料水、食料、毛布等を配布できる体制を整えるとともに、携帯電話等の充電サービスを提供できるよう非常用発電機の整備に努める。

2 避難場所の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合には、市民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必

要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所は別資料のとおりとする。

- イ 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。
- ウ 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。
- エ 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れができるよう配慮するものとする。
- オ 安全が確保された後避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定める。
- カ 本庁舎にあっては、災害時の情報収集、分析、意思決定及び指揮の場としての総合監理機能を担う施設でもあるが、災害時・緊急時には余儀なく市民が避難をする場合もあるため、設備の充実及び災害時・緊急時に対する安全性の確保に対応した施設整備を行う。

○関係機関が実施する計画

- ア 管理施設について、市が行う指定緊急避難場所の指定に協力する。
- イ 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮したに避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底とともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。
- ウ 医療機関は避難場所における医療活動、医薬品の供給に努める。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による被害が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。
- イ 指定避難所内的一般スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- ウ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

- エ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。
- オ 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。
- カ 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難ができるよう努める。
- キ 学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- ク 全市的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されることから、隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議する。
- ケ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む避難所の感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応やホテルや旅館等の活用等、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、検討するよう努める。
- コ 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、関係部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。
- サ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
- シ テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。
- ス 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食糧、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPGガスなどの常設に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。
- セ 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。
- ソ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。
- タ 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。

- チ 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。
- ツ マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- テ 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- ト 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れができるよう配慮する。
- ナ 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。
- ニ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- ヌ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

○関係機関が実施する計画

- ア 管理施設について、市の指定緊急避難場所の指定に協力する。
- イ 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮したに避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。

4 在宅避難者等の支援

(1) 現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

- ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）
- イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）
加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。
- イ 避難行動要支援者以外の状況把握
民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努める。

5 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。このため市は県と相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

- ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- ウ 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。また、復興住宅建設用地は応急仮設住宅の建設用地から除外する。なお、候補地は、資料編に掲載のとおり。
- エ 応急仮設住宅の建設用地の選定に際して、想定する建設戸数に建設可能面積が充足するよう配慮する。なお、想定する建設戸数は、南海トラフ地震被害想定の避難者想定数を基に推計し、既存の利用可能な公営住宅や賃貸住宅の利用者数を考慮したうえで判断する。
- オ 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- カ 地元不動産業者との災害時応援協定締結により利用可能な賃貸住宅等について迅速な情報共有を図り、情報を被災者に提供する体制を整備する。
- キ 利用可能な公営住宅等の把握に努め、周辺の被災市町村の求めに応じ情報提供する体制を整備する。
- ク 更なる住宅の確保を進めるため、災害救助法による住宅応急修理が実施できるよう市民への制度の啓発活動に取組む。

6 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

地震が発生した場合、小学校、中学校、保育園、認定こども園（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童、生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、校長は、児童生徒等の保護について十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件や学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

ア 防災計画

- (ア) 校長は、震災が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては、市、飯田警察署、飯田広域消防本部及びその他の関係機関と十分協議する。
- (イ) 校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに教育委員会に報告するとともに教職員、児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。
- (ウ) 防災計画には、概ね次の事項を定めておく。
 - a 地震対策に係る防災組織の編成
 - b 地震に関する情報の収集と教職員及び保護者への伝達の方法
 - c 県・市教育委員会、市、飯田警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法

- d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- g 児童生徒等の保護者への引渡し方法
- h 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
- i 児童生徒等の救護方法
- j 初期消火と重要物品の搬出の方法
- k 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物、危険動物の点検方法
- l 避難所の開設への協力（施設、設備の開放等）
- m 防災訓練の回数、時期、方法
- n 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- o 震災時における応急教育に関する事項
- p その他学校長が必要とする事項

イ 施設、設備の点検管理

学校における施設設備の点検管理は次の事項に留意し、適切に行う。

- (ア) 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が地震の作用によりどのような破損になりやすいかに留意して点検する。
- (イ) 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- (ウ) 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防災の措置がされているかについて点検する。

ウ 防火管理

地震災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- (ア) 日常点検は、校長室、職員室、給食調理室、事務室、保健室、理科室、調理実習室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- (イ) 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

エ 避難誘導

- (ア) 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- (イ) 児童生徒等の避難誘導については以下の事項に留意する。
 - a 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする
 - b 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする
 - c 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる
 - d 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる

第11節 孤立防止計画

【各部】

風水害対策編 第2章 第12節「孤立防止計画」を準用する。

第12節 食料品等の備蓄・調達計画

【危機管理部、市民協働環境部、産業経済部、教育部】

風水害対策編 第2章 第13節「食料品等の備蓄・調達計画」を準用する。

第13節 給水計画

【上下水道局】

風水害対策編 第2章 第14節「給水計画」を準用する。

第14節 生活必需品の備蓄・調達計画

【危機管理部、健康福祉部、産業経済部、教育部】

風水害対策編 第2章 第15節「生活必需品の備蓄・調達計画」を準用する。

第15節 危険物施設等災害予防計画

【危機管理部、各施設管理者、飯田広域消防本部】

風水害対策編 第2章 第16節「危険物施設等災害予防計画」を準用する。

第16節 電気施設災害予防計画

【電力会社】

風水害対策編 第2章 第17節「電気施設災害予防計画」を準用する。

第17節 ガス施設災害予防計画

【ガス会社】

第1 基本方針

震災により製造所・供給所の施設の破損によるガス漏れから、火災・爆発等二次災害発生が予想され、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。地震発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づきガス事業者間で応急復旧の応援を行う。

第2 主な取組み

- 1 大規模地震を想定したマニュアルを整備するとともに、定期的に見直しを行う。
- 2 緊急ガス遮断装置の日常点検を充実し、維持管理に留意するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。
- 3 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、災害時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害予防及び発生時の対応を迅速に行う。
- 4 二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

第3 計画の内容

1 大規模地震対応マニュアルの整備

(1) 現状及び課題

大規模地震が発生した場合には、職員の確保、交通手段、通信方法及び情報収集が困難になり、大規模な応急対策を実施する上で日常とは著しく異なる事態となることから、数々の事態を想定したマニュアルを整備する必要がある。

(2) 実施計画

○ガス事業者が実施する計画

数々の事態を想定したマニュアルを整備するとともに、定期的に見直しを行い、大規模地震に備える。

2 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

- ア 製造施設及び供給施設は、ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法等の法令及び（一社）日本ガス協会の設計基準に準拠して耐震性に配慮している。
- イ 緊急措置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に設置し、消防設備等の保全設備も配置している。
- ウ 以前設置した導管の中には、材料・接合方法の耐震性が低いものがあり、取り替える必要がある。また、バックアップとしての導管の複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割（ブロック化）を推進している。
- エ 需要家の安全対策として、震度5強以上の地震に自動的にガスを遮断するマイコンメータの全戸設置を推進している。
- オ 情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図っている。
- カ 製造施設、供給施設及び地震による導管の被害を発生直後的確に判断する手段として、建築物の被害と相関のある数値（S I 値又は最大速度値）を表示する地震計を設置している。

(2) 実施計画

- ガス事業者が実施する計画
 - ア 既設導管の取替え
 - イ マイコンメータの全戸設置
 - ウ 地震計の設置

3 職員の配置計画**(1) 現状及び課題**

地震発生時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に職員の配置計画を策定する必要がある。

(2) 実施計画

- ガス事業者が実施する計画

休日・夜間の震災に対応できるよう宿日直者を配置し、地震発生後は直ちにガス供給施設の点検・情報収集・各種連絡を行うこととしている。また、震度5強以上の地震が発生した場合は、職員は連絡が無くともあらかじめ定められた場所に出動して災害対策本部を迅速に設置し、速やかに応急復旧活動を行うこととなっている。

4 関係機関との連携**(1) 現状及び課題**

ガス漏洩による火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。また、ガス事業者間では、震災の規模により当該ガス事業者だけでは対応ができない場合の相互応援体制が確立されている。さらに、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

- 市が実施する計画

- ア ガス事業者との連携を図る。
- イ 災害時の避難場所となる公共施設に対し、自己管理を徹底し、より一層安全性の高い対策を講じるよう依頼する。

- 飯田広域消防本部が実施する計画

ア 関係法令や監督官庁の立入検査、指導等に基づく技術上の基準を遵守するように指導する。

イ 災害時の出動体制の強化を図る。

ウ 立入検査等を実施し、法令遵守の徹底を図る。

エ 講習等において、事故防止対策の徹底を図る。

オ 関係機関と災害時の連絡体制の整備について、次の事項の指導徹底を図る。

(ア) 自主保安体制の強化

(イ) 連絡系統の確立、整備

(ウ) 付近住民に対する広報体制の確立

- ガス事業者が実施する計画

ア 被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、県及び地域振興局・消防・警察・道理管理者・市等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく。

イ ガス事業者間では、震災の規模により当該ガス事業者だけでは対応ができない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図る。

(ア) (一社) 日本ガス協会

「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」

(イ) (一社) 日本ガス協会関東中央部会

「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」「帝石パイプライン事故対策要領」

第18節 上水道施設災害予防計画

【上下水道局】

第1 基本方針

水道施設、設備の安全性の確保については、施設の震災に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくくものにする必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の耐震性の確保を図る。

第3 計画の内容

水道施設・設備の整備及び安全性の確保

(1) 現状及び課題

水道事業者等については、施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、共同溝設置等の研究が必要である。水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

(2) 実施計画

○水道事業者（市）が実施する計画

- ア 管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用により、整備の推進を図るものとする。
- イ 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- ウ 他水道事業者との緊急時連絡管の整備促進を図る。
- エ 復旧資材の備蓄を行う。
- オ 水道管路図等の整備を行う。
- カ 予備電源の確保を図る。

第19節 下水道施設等災害予防計画

【上下水道局】

第1 基本方針

下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。このため、地震による被害が予想される地域の施設、老朽化の進んだ施設等については補強・改築を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。また、地震により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。

第2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強改修を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用の資材の計画的な備蓄を図る。
- 4 下水道施設台帳等の整備・充実を図る。
- 5 管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 新耐震基準に基づく施設整備

(1) 現状及び課題

下水道施設等の中には、軟弱地盤に建設されたものや、老朽化が進んでいるものがある。このため、既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設にあたっては、耐震対策を講ずる必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に敷設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。
- イ 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

地震発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。また、復旧体制については、災害時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者等との災害時の支援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。
- イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。
- ウ 復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立する。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道施設等の機能を緊急的に確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

発電機、ポンプ、管内検査テレビカメラ等の緊急用・復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

4 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整、保管が義務づけられている。下水道施設等が災害により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

下水道台帳等を適切に調整・保管する。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

5 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第20節 通信・放送施設災害予防計画

【危機管理部、通信・放送機関】

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど、市民に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう予防措置を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 市は通信施設の震災対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 電気通信事業者は通信施設の震災対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 4 放送機関は通信施設の震災・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 5 警察機関は通信機器の震災対策、情報収集体制の強化を図る。
- 6 通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

○関係機関が実施する計画

各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

2 防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

飯田市においては、移動系無線設備及び同報系無線設備の更新が令和4年度に完了した。今後も両無線設備の災害対策に万全を期す必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

通信施設については、安全性・耐震性などに備えた災害予防対策を引き続き図る。

3 通常の状態における通信連絡

災害に関する情報、警報等の関係機関に対しての伝達等については、次の手段による。

- ア 防災行政無線
- イ 消防無線
- ウ NTT電話
- エ メール配信

4 非常時における通信の確保

(1) 公衆電気通信施設の利用

災害時においては、災害に關係した緊急措置を要する内容の電報又は公衆電話は、公衆電気通信による通信が不通とならない限り、「非常電報」又は「非常電話」としていかなる通信よりも優先して取り扱われることになっているが、この制度による通信は内容が災害に關係した緊急措置を求めるものでなければならない。

(2) 非常無線通信の利用

災害等により有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法等の定めるところに基づき、非常無線通信により防災業務を遂行する。

5 電気通信施設災害予防

(1) 現状および課題

従来の地震対策は、関東大震災クラス（震度6弱）を想定した災害対策を実施してきたが、震度7を想定した耐震対策と危機管理体制を整備する必要がある。また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するために、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

本計画等の定めるところにより、東日本電信電話㈱等の電気通信事業者との連携を図る。

○東日本電信電話㈱、(株)NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンクモバイル㈱、楽天モバイル㈱が実施する計画

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、市の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳の推進など、電気通信設備の安全信頼性の強化に向けた取り組みを推進することに努める。また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。

ア 建物・鉄塔及び端末機器等の耐震対策

(ア) 震度7でも通信設備の機能が最低限維持できるように、建物・鉄塔等耐震診断を実施し、耐震性の低いものに対して、耐震補強を実施する。

(イ) 事務室設置のシステム等端末設備類の耐震性についても、震度7に耐えられるように補強する。

イ 電気通信設備の停電対策

予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保、及び蓄電池の維持等の停電対策強化を図る。

ウ 設備監視体制

通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターから相互バックアップ機能を確立する。

エ 重要ファイルの管理

交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図る。

オ 緊急受付窓口の強化

災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込時に迅速に対応できるよう、緊急受付窓口体制を確立する。

カ 災害時優先電話の活用

現状の災害時優先電話の範囲を災害対策基本法に基づく、指定機関の災害対策の指揮・指導する立場の責任者宅まで拡大する。

- キ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の早期設置による通信確保
指定避難所に合わせた災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保する。
- ク 被災状況の早期把握
通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、市や防災関係機関との情報連絡体制の強化を図る。
- ケ 危機管理、復旧体制の強化
 - (ア) 社内情報連絡ツールの充実
 - (イ) 災害発生直後に出動できる被害調査隊と復旧隊の編成準備・配置
- コ 電気通信設備の停電対策
移動電源車、移動用発動発電装置の配備及びバックアップ蓄電池による保持に努める。

6 放送施設災害予防

(1) 現状および課題

○日本放送協会（長野放送局）

地震災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から放送所や機器等の整備に努めている。

○信越放送（株）

地震等の非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、「地震報道対策会議」を設置し災害対策を確立して常日頃から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

ア 放送施設、局舎の補強

高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の震災対策は完了している。

イ 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

ウ 衛星を使った移動中継設備SNGを長野と松本に配備している。

○(株)長野放送

地震等の災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定、以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

ア 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。

（放送装置の現用予備2台化等）

イ 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。

ウ 上記の放送施設内には、放送設備に耐震対策（固定化）を施す。

エ 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

○(株)テレビ信州

災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

ア 局舎の震災対策について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な震災対策が取られているが、更新時には見直しをして万全を期すようにしている。

イ 電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

ウ 非常災害対策訓練の実施

災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

○長野朝日放送（株）

地震災害などの非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

ア 社屋の震災対策について

社屋は平成3年竣工であり震災に対する対策は十分なされている。

イ 電源設備について

自家発電および無停電設備により停電時に備えている。

ウ 放送設備について

災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ等は準備している。

○長野エフエム放送（株）

非常災害時における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

ア 放送施設の転倒防止等固定化の実施

イ 予備放送設備の整備

ウ C S衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保

エ 非常災害時緊急音声放送割込み設備およびFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼動

（2）実施計画

○日本放送協会が実施する計画

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の耐震補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）などの耐震補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備の充実を図る。

○信越放送（株）が実施する計画

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の改修、連絡無線網の整備、機能向上を図る。

○（株）長野放送が実施する計画

ア 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行う

イ 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行う

ウ 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努める

○（株）テレビ信州が実施する計画

ア 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させる

イ 演奏所と送信所を結ぶS T Lの予備回線を検討している

○長野朝日放送（株）が実施する計画

放送回線・通信回線の拡充を図る

ア 衛星通信基地局に送信装置を追加

イ 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保

ウ 衛星通信車載局の随時の整備点検

○長野エフエム放送（株）が実施する計画

ア 設備の耐震基準（震度4以上）の見直し

イ S T L送受信空中線導波管の耐震フレキシブルへの改修を行う

ウ FM送信空中線給電系の2ルート化を行う

エ 演奏所電源系改修を行う

オ S T L非常回線の設置を検討する

カ 非常用送信機設置等の実施

第21節 鉄道施設災害予防計画

【鉄道会社】

風水害対策編 第2章 第22節「鉄道施設災害予防計画」を準用する。

第22節 災害広報計画

【危機管理部、企画部】

風水害対策編 第2章 第23節「災害広報計画」を準用する。

第23節 土砂災害等の災害予防計画

【危機管理部、市民協働環境部、建設部】

風水害対策編 第2章 第24節「土砂災害等の災害予防計画」を準用する。

第24節 防災都市計画

【建設部】

風水害対策編 第2章 第25節「防災都市計画」を準用する。

第25節 建築物災害予防計画

【建設部・教育部】

第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うよう指導・支援する。
- 2 建築物の落下物対策及びブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を図る。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、地震発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 公共建築物

（1）現状及び課題

災害発生後、復旧活動の拠点となる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。これらの中には、昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るために、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

（2）実施計画

○市が実施する計画

ア 市有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

市有施設で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成及び公表を行う。

イ 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

ウ 防火管理者の設置

学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

エ 緊急地震速報の活用

市が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

○関係機関が実施する計画

ア 昭和56年以前に建築された関係機関の建築物は耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行う。

イ 防火管理者の設置

関係機関は、消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

2 一般建築物

(1) 現状及び課題

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等のおそれがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

ア 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

イ 耐震診断・耐震改修のための支援措置

(ア) 住宅、市長が指定した民間の避難施設及び特定建築物について、県と連携を図り耐震診断への指導・助言等を行う。

(イ) 貸貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への指導・助言等を行う。

ウ 土砂災害特別警戒区域指定箇所内の建築物については、移転事業を推進する。

エ 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市はそれらの制度の普及促進に努める。

○建築物の所有者等が実施する計画

ア 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに建築物の適正な維持保全に努める。

イ 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから制度の活用を図る。

3 落下物・ブロック塀等

(1) 現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下物及びブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

落下物及びブロック塀等の安全対策について、普及、啓発を図るため広報活動を行う。

○市民が実施する計画

ア 外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。

イ 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態を把握し、被害の防止対策について検討を行い、対策を講じる。

4 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。飯田市における文化財についても、木造のものが多く、震災等の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命、身体の安全にも十分注意する。また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- イ 防災施設の設置推進とそれに対する助成を行う。
- ウ 区域内の文化財の所在把握に努める。

○所有者が実施する計画

- ア 防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。
- イ 建造物内にある文化財の把握に努める。

第26節 道路及び橋梁災害予防計画

【建設部】

第1 基本方針

地震発生時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう災害に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり、構造物・施設等の地震に対する安全性又は耐震性を確保する必要がある。構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な障害が生じないことを目標に設計する。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、災害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。災害後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関と相互応援の協定を締結し平常時より連絡を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の震災に対する安全性の確保に努める。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の震災に対する整備

(1) 現状及び課題

大地震により、道路は落石、法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・亀裂、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の損壊、冠水等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各関係機関と協力し、道路施設及び橋梁について強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 落石等の点検に基づき、緊急度の高い箇所から順次整備する。
- イ 盛土・トンネル点検に基づき、緊急度の高い箇所から順次整備する。
- ウ 橋梁点検に基づき、緊急度の高い橋梁から順次整備する。
- エ 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。

2 関係機関との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

大地震が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は、各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関と相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。各道路管理者、関係機関及び市は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 飯田建設業クラブと締結している「災害応急措置の協力に関する協定」に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平常時から連携強化に努める。

- イ 各関係機関とそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し、平常時から連携を強化しておく。
- ウ 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

○関係機関が実施する計画

- ア 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・市の協定等に協力する。
- イ 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、県及び市が情報共有できる体制の整備に努める。

第27節 河川施設災害予防計画

【危機管理部、市民協働環境部、健康福祉部、建設部】

第1 基本方針

河川施設は、地震の発生に伴い破堤等につながることが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 堤防等の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るため河川の整備を行う。
- 2 速やかな応援体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に、洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の耐震性の向上を図る。

第28節 ため池災害予防計画

【危機管理部、建設部】

風水害対策編 第2章 第29節「ため池災害予防計画」を準用する。

第29節 農林水産物災害予防計画

【産業経済部】

第1 基本方針

地震による農林産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱の損壊、農産物出荷貯蔵施設、農産物加工施設等の損壊が予想され、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、生産・流通・加工施設の安全性の確保・適地適木の原則を踏まえた森林の整備を推進する。また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意し、被害を最小限にするための機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図り、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。また、農林産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。
- 2 森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

生産施設等の損壊に伴う農産物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業農村支援センター等を通じ予防技術の周知徹底を図る必要がある。集出荷貯蔵施設等においては、建築後相当の年数を経過している施設もあり、施設管理者による耐震診断と補強工事が必要である。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

農業農村支援センター、農業技術者連絡協議会と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

○関係機関が実施する計画

- ア 市と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。
- イ 必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。
- ウ 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努める。

○市民が実施する計画

- ア 生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。
- イ 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意し、被害を最小限にするための安全対策に努める。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

地震による立木の倒木防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあたっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、活断層等の存在を留意し機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。
- イ 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言するものとする。

○関係機関が実施する計画

- ア 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努める。（中部森林管理局）
- イ 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施する。
- ウ 関係業界は、県、市と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

○市民が実施する計画

- ア 市が計画的に行う森林整備に協力する。
- イ 施設の補強等対策の実施に努める。

第30節 積雪期の地震災害予防計画

【危機管理部、建設部】

第1 基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、県、市及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的に推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第2 主な取組み

- 1 冬期道路交通確保を確保するための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 2 積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。
- 3 積雪時においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所および避難路の確保等を図る。
- 4 冬期の災害に対応できる備蓄等の確保に努める。

第3 計画の内容

1 雪対策の推進

(1) 現状及び課題

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪害予防対策の総合的・継続的推進により確立されるものである。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

各防災関係機関が緊密に連携し、雪害予防対策の実施を推進する。

2 道路交通の確保

(1) 現状及び課題

積雪期の地震においては、道路交通に支障が生じるおそれがあるため、市、関係機関は除雪体制の強化に努めることが重要である。

○市が実施する計画

ア 本計画の定めるところにより除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。

イ 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるものとする。

○関係機関が実施する計画

地震時の円滑な道路交通を確保するための除雪体制の整備を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況や路面の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達する。

○自主防災組織・住民が実施する計画

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努める。

3 避難場所及び避難路の確保

(1) 基本方針

積雪時において地震が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所および避難路の確保等を図ることが重要である。

(2) 実施計画

積雪時において地震が発生した場合に備え、住民が円滑に避難場所等に避難することができるよう次の対策を講ずる。

○市が実施する計画

- ア 地域の人口および地形、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定する。
- イ 避難誘導のための標識は、住民が、安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置する。

4 寒冷対策の推進

(1) 現状及び課題

豪雪時は、積雪の影響による長期間の停電やライフラインの停止あるいは、雪崩災害などにより避難が必要となる場合がある。寒冷期間においては、避難施設において暖房が必要になるなど、冬期の災害に対処できる備蓄等を整えることが重要である。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄に努める。
- イ 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。
- ウ 積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、住宅の確保対策など避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第31節 二次災害の予防計画

【危機管理部、産業経済部、建設部、飯田広域消防本部】

風水害対策編 第2章 第31節「二次災害の予防計画」を準用する。

第32節 防災知識普及計画

【各部】

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る。」が防災の基本であり、県、市、防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など市民が日常から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、自らの安全を守るような行動をとることが重要である。また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、市民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。このため、市及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、防災訓練への市民参加を促すこととする。

第2 主な取組み

- 1 市民等に対する実践的な防災知識の普及・啓蒙活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 市職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 市民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害時に自らの安全を守るためににはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い市民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

○市及び飯田広域消防本部が実施する計画

- ア 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、市民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発を行う。
 - (ア) 概ね7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油
 - (イ) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の構え等の家庭での予防・安全対策
 - (ウ) 地震及び津波に関する一般的な知識
 - (エ) 警報等や、避難指示等の意味や内容
 - (オ) 警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
 - (カ) 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）及び津波に関する知識
 - (キ) 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
 - (ク) 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - (ケ) 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運転の自粛等様々な条件の下で防災上とるべき行動に関する知識
 - (コ) 正確な情報入手の方法

- (サ) 要配慮者に対する配慮
- (シ) 男女のニーズの違いに対する配慮
- (ス) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (セ) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (ゾ) 各地域における緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- (タ) 避難生活に関する知識
- (チ) 平常時から住民が実施し得る、概ね7日分以上の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (ツ) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (テ) 南海トラフ地震（東海地震を含む）に関する知識
 - a 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識
 - b 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識
- (ト) 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
- (ナ) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するよう努める。
- (ニ) 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
 - イ 自主防災組織における、防災マップ等の作成に対する協力について指導推進する。
 - ウ 県所有の地震体験車等を活用して、住民が地震の恐ろしさ及びどのように行動すべきか身をもつて体験できる機会を設ける。
 - エ 自主防災組織等の防災知識の普及、組織の育成に努める。
 - オ 映画、スライド、写真展、防災講話等の開催による防災知識の普及を図る。
 - カ 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講習会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
 - キ 市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
 - ク 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
 - ケ 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

○自主防災組織等が実施する計画

地区別防災マップ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災マップ等の作成・更新に協力する。

○報道機関等が実施する計画

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努める。

○市民等が実施する計画

以下の内容に関する研修や訓練等に積極的に参加し、防災意識を高める。

- ア 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- イ 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）
- ウ 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- エ 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認

- オ 備蓄食糧の試食及び更新
- カ 負傷の防止や避難路の確保の観点から家具・ブロック塀の転倒防止対策
- キ 地域の防災マップの作成
- ク 地域の防災訓練などの自発的な防災活動への参加

○企業等が実施する計画

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、震災時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

○関係機関が実施する計画

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、市民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施する。長野地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館、ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要である。したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

市が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して地震発生時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

○飯田広域消防本部が実施する計画

危険物使用施設、病院、社会福祉施設、旅館、ホテル、駅等の防災上重要施設等における訓練時期をとらえて、震災時における配慮すべき事項等、防災意識の普及徹底に努める。

○防災上重要な施設の管理者等が実施する計画

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

小中学校、高等学校、保育園、認定こども園（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成する上で重要である。そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等を実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

ア 学校においては、地震発時の段階的な行動、大規模地震に適切な対処ができるように、市その他関係機関と連携してより良い実践的な防災訓練の実施に努める。

イ 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ウ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

（ア）防災知識一般

- (イ) 避難の際の留意事項
 - (ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - (エ) 具体的な危険箇所
 - (オ) 要配慮者に対する配慮
- エ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。
- オ 地震体験車等を活用して、児童生徒等が地震の恐ろしさ及びどのように行動すべきかを身をもつて体験できる機会を設ける。

○飯田広域消防本部が実施する計画

学校等が、大規模地震災害に対処できるよう、より実践的な消防防災訓練が実施できるよう助言指導をする。

4 市職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とはいえない。そこで、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図る。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係職員以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- ア 地震に関する一般的な知識
- イ 地震発生時の地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

○市民が実施する計画

市民は自ら災害教訓の伝承に努める。

第33節 防災訓練計画

【危機管理部、飯田広域消防本部】

第1 基本方針

災害時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。また、災害発生時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努め、関係機関及び市民、企業等との協調体制の確立を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回に訓練に反映させる。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別

(1) 現状及び課題

飯田市では、毎年9月1日「防災の日」を中心とし、日曜日に防災訓練や職員災害図上訓練を実施している。飯田市地震総合防災訓練（以下「訓練」という。）は、東海地域に大規模地震が発生するおそれがある異常を発見し、警戒宣言が発せられたのち、大規模な地震が発生したとの想定のもとに、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び本計画に基づき、飯田市及び関係機関、団体等が緊密かつ有機的な連携を図りつつ、実践的な防災訓練を実施し、防災関係機関の相互の連携強化と地域の防災行動の強化及び市民の防災意識の高揚を図ることを目的としている。今後、訓練内容をより実践的で充実したものにしていく必要がある。

(2) 参加機関

飯田市、飯田市教育委員会、飯田広域消防、自主防災組織、飯田市消防団、飯田市赤十字奉仕団、飯田市各小中学校、飯田市各保育園、病院、社会福祉施設、民間事業所、関係機関等、各地区市民等

(3) 訓練の重点事項

ア 中央防災会議が主唱して「防災の日」に実施する「総合防災訓練」と有機的な連携を保ち、防災関係機関、市民、事業所等が一体となった『地域ぐるみの体制』の基に訓練を実施する。

(ア) 地震災害警戒（地震災害対策）本部の設置・運営訓練

災害時における災害警戒・対策本部の初動態勢の円滑な運営を図るために職員の非常参集、本部設置・運営、情報の収集・伝達等の訓練を実施する。

(イ) 伝達訓練

警戒宣言が発せられた場合及び避難指示等を発令した場合の地区市民、事業所等に的確な情報を迅速に伝達、広報できるようにするための訓練を目標とし、県防災行政無線を利用した情報の受理と、関係機関への伝達訓練、防災行政用無線及び音声告知放送の緊急告知による市民等への伝達訓練を実施する。

(ウ) 地域ぐるみの防災訓練

幼児、児童等と近隣市民との協力・連携による防災活動体制づくりを推進するために、地区市民と学校、保育園等が協力・連携し、地域ぐるみで初期消火、避難誘導、救出・救護等の訓練を行う。

イ 防災意識の高揚

防災知識の普及と訓練への幅広い参加について、事前に分かりやすい広報の充実に努める。なお、この訓練においては、家庭にあってはあらかじめ非常持ち出し品、安全点検箇所、役割分担、避難先等について話し合っておく「家庭防災会議」の実施の呼び掛け、事業所にあっては警戒・避難の方針等をあらかじめ、周知、徹底しておくことなどについて広報を行う。また、警戒宣言発令時、発災時におけるドライバーの心得についても周知を図る。

(4) 訓練内容

ア 飯田市

- (ア) 東海地震に関する情報及び警戒宣言の受理並びに市民等への伝達・広報訓練
- (イ) 本部員及び本部職員の非常参集訓練
- (ウ) 地震災害警戒（地震災害対策）本部の設置運営訓練
- (エ) 市庁舎及び出先機関の消防訓練・避難訓練
- (オ) 宿泊施設等における初期消火訓練・避難、誘導、救出、救護、給水訓練等
- (カ) 防災行政用無線通信訓練
- (キ) その他

イ 学校、保育園

- (ア) サイレン、半鐘、防災行政無線等による情報伝達・覚知訓練
- (イ) 幼児、児童の避難誘導訓練
- (ウ) その他

ウ 医療機関、金融機関、スーパー、工場等民間事業所

- (ア) サイレン、半鐘、防災行政無線等による情報伝達・覚知訓練
- (イ) 入場者、収容者等可能な限り一般客等の参加を得て混乱防止、安全確保訓練
- (ウ) 地震防災応急対策の実動訓練及び警戒宣言が発せられた場合における対応措置を事前に利用者に周知させる事前準備
- (エ) 従業員等における初期消火訓練、避難誘導訓練、救出救護、給食給水訓練

エ 自主防災組織、市民

- (ア) 情報の収集伝達訓練
- (イ) サイレン、半鐘、防災行政無線等による情報伝達・覚知訓練
- (ウ) 初期消火訓練、避難誘導訓練、救出救護訓練、給食給水訓練
- (エ) 地域における危険箇所の把握
- (オ) 要配慮者の安全対策訓練
- (カ) 家庭内の地震対策の点検
- (キ) その他

オ 消防署

- (ア) 消火訓練
- (イ) 救助訓練
- (ウ) 救急訓練
- (エ) その他

カ 消防団

- (ア) 模擬火災訓練
- (イ) 避難の誘導訓練
- (ウ) 地域市民の初期消火訓練指導
- (エ) 防災行政無線施設通信訓練
- (オ) その他

キ 赤十字奉仕団

- (ア) 炊出し訓練

(イ) 初期消火訓練

(ウ) 救護訓練

ク まちづくり委員会（交通安全担当委員会等）

(ア) 非常時における交通整理指導訓練

(イ) その他

(5) その他

訓練当日、飯田市に災害対策本部を設置するような災害が発生又は災害の発生する恐れがある場合は訓練を中止する。

(6) その他の訓練

下記の訓練については、上記の訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施する。

○市が実施する計画

(ア) 水防訓練

水防管理者及び県は、水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るために、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

(イ) 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎよ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練とあわせて行う。

(ウ) 災害救助訓練

救助・救護を円滑に遂行するため必要に応じ、関係機関と協同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

(エ) 通信訓練

災害時における市災害対策本部、県災害対策本部との円滑な通信が行えるよう、あらかじめ作成された想定により情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練を行う。

(オ) 避難訓練

災害時における避難指示等の迅速化及び円滑化のため、地区市民の参加を得て、避難所への避難訓練を行う。

(カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定したうえでの抜き打ち的に実施する。

(キ) 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。また非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

(ク) 警備及び交通規制訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達訓練を行う。

(ケ) 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(コ) 複合災害を想定した訓練の実施

地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

○飯田広域消防本部が実施する計画

(ア) 消防訓練

消防機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎよ訓練、初期消火、救急救助・避難誘導及び広報訓練を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。

(イ) 災害救助訓練

救助・救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自に又は関係機関と共同して、あらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助等の訓練を行う。

(ウ) 通信訓練

災害時に円滑な通信が行えるよう、各訓練の時期をとらえて、通信、指揮統制などの訓練を行う。

(エ) 情報収集訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施できるよう、各訓練実施時に、あらかじめ示された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(オ) 職員非常招集訓練

職員非常招集計画に定める訓練を実施する。

(カ) 圏域地震総合防災訓練

圏域を一体とした地震総合防災訓練を、市町村、防災関係機関と連携して実施し、連携協力体制を円滑化する。

○市民が実施する計画

市民は、県、市等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

○事業所等が実施する計画

事業所等においても防災訓練を実施するとともに、各種訓練に積極的に参加するよう努める。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

○訓練の実施機関において実施する計画

ア 実践的な訓練の実施

(ア) 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練の実施時間を工夫する、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(イ) 学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地区市民等の地域に関する多様な主体とも連携した訓練となるよう努める。

(ウ) 避難行動要支援者避難個別支援計画を策定し、計画に沿った防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

第34節 災害復旧・復興への備え

【各部】

風水害対策編 第2章 第34節「災害復旧・復興への備え」を準用する。

第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

【危機管理部、市民協働環境部、飯田広域消防本部】

風水害対策編 第2章 第35節「自主防災組織等の育成に関する計画」を準用する。

第36節 企業防災に関する計画

【危機管理部、産業経済部】

風水害対策編 第2章 第36節「企業防災に関する計画」を準用する。

第37節 ボランティア活動の環境整備計画

【健康福祉部、社会福祉協議会】

風水害対策編 第2章 第37節「ボランティア活動の環境整備計画」を準用する。

第38節 基金等積立及び運用計画

【総務部】

風水害対策編 第2章 第38節「基金等積立及び運用計画」を準用する。

第39節 震災対策に関する調査研究及び観測

【危機管理部、飯田広域消防本部】

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。調査研究について国、県等の関係機関に対し協力し、情報等について指導を受ける必要がある。

第2 主な取組み

県、各関係機関等と協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

第3 実施計画

○市が実施する計画

- 1 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメント等を実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- 2 国、県が行う活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの蓄積に努める。

○飯田広域消防本部が実施する計画

出火危険、延焼危険区域内での延焼阻止線の調査研究を進める。

第40節 事業継続計画

【各部】

風水害対策編 第2章 第40節「事業継続計画」を準用する。

第41節 観光地の災害予防計画

【産業経済部】

風水害対策編 第2章 第42節「観光地の災害予防計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

風水害対策編を準用する震災対策編節

下記の節については風水害対策編を準用します。

第2節 非常参集職員の活動【各部】

風水害対策編 第3章 第3節「非常参集職員の活動」を準用する。

第4節 ヘリコプターの運用計画【危機管理部】

風水害対策編 第3章 第5節「ヘリコプターの運用計画」を準用する。

第5節 自衛隊災害派遣活動【危機管理部】

風水害対策編 第3章 第6節「自衛隊災害派遣活動」を準用する。

第6節 救助・救急・医療活動【危機管理部、健康福祉部、病院部】

風水害対策編 第3章 第7節「救助・救急・医療活動」を準用する。

第8節 要配慮者に対する応急活動【市民協働環境部、健康福祉部】

風水害対策編 第3章 第10節「要配慮者に対する応急活動」を準用する。

第9節 緊急輸送活動【総務部・建設部・産業経済部】

風水害対策編 第3章 第11節「緊急輸送活動」を準用する。

第10節 障害物の処理活動【危機管理部、建設部】

風水害対策編 第3章 第12節「障害物の処理活動」を準用する。

第12節 孤立地域対策活動【総務部、市民協働環境部、健康福祉部、産業経済部、建設部】

風水害対策編 第3章 第14節「孤立地域対策活動」を準用する。

第13節 食料品等の調達供給活動【危機管理部、総務部、市民協働環境部、健康福祉部、産業経済部】

風水害対策編 第3章 第15節「食料品等の調達供給活動」を準用する。

第14節 飲料水の調達供給活動【上下水道局】

風水害対策編 第3章 第16節「飲料水の調達供給活動」を準用する。

第15節 生活必需品の調達供給活動【危機管理部、健康福祉部、産業経済部】

風水害対策編 第3章 第17節「生活必需品の調達供給活動」を準用する。

第16節 保健衛生・感染症予防活動【健康福祉部】

風水害対策編 第3章 第18節「保健衛生・感染症予防活動」を準用する。

第17節 遺体の搜索及び処置等の活動【市民協働環境部】

風水害対策編 第3章 第19節「行方不明者の搜索及び処置等の活動」を準用する。

第18節 廃棄物の処理活動【市民協働環境部】

風水害対策編 第3章 第20節「廃棄物の処理活動」を準用する。

第19節 物価安定等に関する活動【産業経済部】

風水害対策編 第3章 第21節「物価安定等に関する活動」を準用する。

第20節 危険物施設等応急活動【市民協働環境部・飯田広域消防】

風水害対策編 第3章 第22節「危険物施設等応急活動」を準用する。

第21節 電気施設応急活動【電力会社】

風水害対策編 第3章 第23節「電気施設応急活動」を準用する。

第22節 ガス施設応急活動【ガス会社】

風水害対策編 第3章 第24節「ガス施設応急活動」を準用する。

第23節 上水道施設応急活動【上下水道局】

風水害対策編 第3章 第25節「上水道施設応急活動」を準用する。

第24節 下水道施設応急活動【上下水道局】

風水害対策編 第3章 第26節「下水道施設応急活動」を準用する。

第25節 通信・放送施設応急活動【市民協働環境部、危機管理部、放送関係機関】

風水害対策編 第3章 第27節「通信・放送施設応急活動」を準用する。

第26節 鉄道施設応急活動【鉄道会社】

風水害対策編 第3章 第28節「鉄道施設応急活動」を準用する。

第27節 災害広報活動【市民協働環境部・企画部】

風水害対策編 第3章 第29節「災害広報活動」を準用する。

第28節 土砂災害等応急活動【建設部】

風水害対策編 第3章 第30節「土砂災害等応急活動」を準用する。

第30節 道路及び橋梁応急活動【建設部・産業経済部】

風水害対策編 第3章 第32節「道路及び橋梁応急活動」を準用する。

第31節 河川施設等応急活動【危機管理部、建設部】

風水害対策編 第3章 第33節「河川施設等応急活動」を準用する。

第33節 ため池災害応急活動【建設部】

風水害対策編 第3章 第35節「ため池災害応急活動」を準用する。

第34節 農林産物災害応急活動【産業経済部】

風水害対策編 第3章 第36節「農林産物災害応急活動」を準用する。

第36節 ボランティアの受け入れ体制【危機管理部、健康福祉部、社会福祉協議会】

風水害対策編 第3章 第38節「ボランティアの受け入れ体制」を準用する。

第37節 義援物資・義援金の受入れ体制【危機管理部、総務部、健康福祉部】

風水害対策編 第3章 第39節「義援物資・義援金の受入れ体制」を準用する。

第38節 災害救助法の適用【危機管理部】

風水害対策編 第3章 第40節「災害救助法の適用」を準用する。

第39節 飼養動物の保護対策【市民協働環境部・産業経済部】

風水害対策編 第3章 第41節「飼養動物の保護対策」を準用する。

第41節 NPO・NGO等との連携【危機管理部、健康福祉部、社会福祉協議会、市民協働環境部】

風水害対策編 第3章 第43節「NPO・NGO等との連携」を準用する。

第1節 災害情報の収集・連絡活動

【各部】

第1 基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した県、市及び放送事業者は、直ちに市民等への伝達に努める。
以下 風水害対策編 第3章第2節を準用する。

第2 活動の内容

1 緊急地震速報の伝達

(1) 伝達体制及び通信施設、設備の充実

緊急地震速報の伝達を受けた県、市及び放送事業者は、直ちに市民等への伝達が出来るように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

伝達を受けた緊急地震速報を住民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るように努める。

○放送事業者が実施する計画

緊急地震速報の伝達を受けた放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努める。

2 報告の種類

風水害対策編 第3章第2節を準用する。

3 被害状況の調査

風水害対策編 第3章第2節を準用する。

4 被害状況等報告内容の基準

風水害対策編 第3章第2節を準用する。

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式 及び (2) 連絡系統

風水害対策編 第3章第2節を準用する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

ア 被害報告等

風水害対策編 第3章第2節を準用する。

イ 地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり伝達する。

(ア) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。県、市、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市同報系防災行政無線（戸別受信機含む）等により市民への伝達を行う。市は、市民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市同報系防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努める。

a 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

b 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

(イ) 震度速報

震度3以上を観測した場合に発表する情報。地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。

(ウ) 地震情報（震源に関する情報）

震度3以上を観測した場合に発表する情報。ただし、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

(エ) 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度3以上を観測、津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される、緊急地震速報（警報）を発表のいずれかに該当する場合に発表する情報。地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

(オ) 地震情報（地震回数に関する情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(カ) 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度1以上を観測した場合に発表する情報。震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。

(キ) 地震情報（推計震度分布図）

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

※令和5年2月1日運用開始

(ク) 長周期地震動に関する観測情報

震度3以上を観測した場合に発表する情報。高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。

ウ 水防情報

風水害対策編 第3章第2節を準用する。

6 通信手段の確保

風水害対策編 第3章第2節を準用する。

第2節 非常参集職員の活動

【各部】

風水害対策編 第3章 第3節「非常参集職員の活動」を準用する。

第3節 広域相互応援活動

【各部】

第1 基本方針

災害時において、その規模及び被害状況等から、飯田市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、法令及び長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援消防協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の中・右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。市域内で被災した場合、発生直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようになるとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。また、他市町村が被災した場合においては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

①東海地震に関する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合 ③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「東海地震応急対策活動要領」 (平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正) ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画 (平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正)
①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合 ②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表される可能性がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画 (平成26年3月28日中央防災会議決定) ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」 (平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定)
東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」 (平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定)

第2以下については、風水害対策編 第3章 第4節「広域相互応援活動」を準用する。

第4節 ヘリコプターの運用計画

【危機管理部】

風水害対策編 第3章 第5節「ヘリコプターの運用計画」を準用する。

第5節 自衛隊災害派遣活動

【危機管理部】

風水害対策編 第3章 第6節「自衛隊災害派遣活動」を準用する。

第6節 救助・救急・医療活動

【危機管理部、健康福祉部、病院部】

風水害対策編 第3章 第7節「救助・救急・医療活動」を準用する。

第7節 消防・水防活動

【危機管理部、建設部、飯田広域消防】

第1 基本方針

大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。また、自らの消防力・水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動内容

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 堤防その他施設の損壊による浸水等の被害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防体制の整備

(1) 消防本部（署）の活動計画

消防が行う災害応急対策は、市民の生命、身体の安全確保を基本とし、具体的には出火防止と初期消火の徹底、人命の救出救助と避難路の安全確保のための防御を原則として活動する。

ア 動員計画

消防職員は、地震による被害が発生した場合には、動員命令を待つことなく、直ちにあらゆる手段をもって参集しなければならない。

イ 活動方針

地震が発生した場合は、火災の拡大により極めて大きな人命の危険が予想されるので、活動方針の優先順位は第1に火災、第2に救助救急、第3にその他の災害とし、現有消防力の全力を挙げて出火防止、延焼防止、人命の安全確保に努める。

ウ 活動体制

地震が発生し被害が予測される場合は、非常配備体制に移行するとともに早期に災害に対処する体制を整える。

エ 情報収集活動

消防活動を的確に行い、円滑な部隊運用を図るため災害によって生ずるあらゆる障害を克服して、迅速的確な情報収集活動を行う。

オ 火災防御活動

地震発生時の火災は非常火災であるため、防御方針、出勤の順位、部隊運用、出勤要領、水利部署、進入及び注水方法、延焼防止線の防御等を定めておく。

カ 救助救急活動

地震防災の最重点目標は人命の安全と保護にあることから、発生する救助救急事故に対しては広域的救急大事故と同様に対処することを基本とし、活動方針、部隊運用、出勤要領を定めておく。

キ 事務措置

火災の鎮圧、救助救急の傷病者を救急病院等へ収容し、非常配備体制を継続する必要がなくなったときは、事務措置を速やかに平常業務に復する。

(2) 消防団の活動計画

本計画の防災活動の中核機関となる消防団は、地震被害の特殊性及び複合性から、消防本部（署）と情報交換を密にして相互間の防災効率を高める。

ア 活動の主眼

消防団は、管轄区域の自主防災組織等の協力を得て、分団管轄区域を守備範囲として自衛自守することを活動の主眼とする。

イ 消防団本部

消防団長は、災害対策本部内に消防団本部を開設し、災害の発生状況、消防団員の参集状況及び消防団の活動状況を掌握して、消防本部長と連絡を密にするとともに消防団の総力を挙げて災害に対処する。

ウ 分団の活動

分団長は、定められた場所へ分団本部を開設し、分団本部は消防団本部の指示を受けるとともに消防署及び消防団本部並びに自主防災組織等と情報交換を密にして（ア）～（キ）の活動を行う。

- （ア）出火防止の広報と初期消火の指導督励
- （イ）災害時の通報
- （ウ）消防隊の活動
- （エ）消防署への協力
- （オ）警防活動
- （カ）救護
- （キ）避難の指示等

2 消防活動**(1) 基本方針**

大規模地震発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず市民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の市町村に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画**○市及び飯田広域消防本部が実施する計画****ア 消火活動関係****(ア) 出火防止及び初期消火**

市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

(イ) 情報収集及び効率的部隊配置

火災発生状況、消火栓、防火水槽等の被害状況及び警察、道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。特に、同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画により重要防御地域等、消防力の効果的運用を図る。また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

(ウ) 応援要請等

- a 速やかな被害状況等の把握を行い、その状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予想される等緊急の必要があると認めるときは、他の市町村に対する応援要請等を本章第3節「広域相互応援活動」及び本章第5節「自衛隊派遣活動」により行う。

- b ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。
- イ 救助・救急活動
- 大規模地震発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、自主防災組織、市民等の協力及び警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。
- 市民、事業所及び自主防災組織等が実施する計画
- (ア) 出火防止、初期消火活動等
- 市民等は、地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他の火災原因となる火気器具等は、直ちにその使用を中止して、火災の発生を防止とともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。なお、市民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。
- (イ) 救助・救急活動
- 住民同士等により、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関等に協力する。特に道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。
- ### 3 水防活動
- (1) 基本方針
- 大規模地震発生時において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。
- (2) 実施計画
- 市が実施する計画
- ア 監視、警戒活動
- 水防管理者（市長）は、地震発生後、管轄する水防区域内において、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡回を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。
- イ 通報・連絡
- 水防管理者（市長）は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。
- ウ 水防活動の実施
- 水防管理者（市長）は、損壊箇所又は危険な状態になった箇所に対し、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して迅速かつ適切な水防活動を実施する。また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、建設事業者等の協力を得る。
- エ 応援による水防活動の実施
- (ア) 水防管理者（市長）は、速やかな被害状況等の把握を行い、その状況から自らの水防力では対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の市町村等に対する応援要請等を本章第3節「広域相互応援活動」及び本章第5節「自衛隊災害派遣活動」により行う。
- (イ) 水防管理者（市長）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第4節 ヘリコプターの運用計画」により、要請する。

○ダム・水門等の管理者が実施する計画

ダム等の管理者は、地震発生後、所管するダム等の巡視を行い、破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるよう措置する。また、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水害時又は水害のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行う。特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理者及びその他関係機関へその状況へ迅速に通報する。

○地方整備局が実施する計画

ア 警報等

国が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により関係機関等へ伝達する。

イ 水防資器材の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材の貸与等を行う。

第8節 要配慮者に対する応急活動

【市民協働環境部、健康福祉部】

風水害対策編 第3章 第10節「要配慮者に対する応急活動」を準用する。

第9節 緊急輸送活動

【総務部、建設部、産業経済部】

風水害対策編 第3章 第11節「緊急輸送活動」を準用する。

第10節 障害物の処理活動

【危機管理部、建設部】

風水害対策編 第3章 第12節「障害物の処理活動」を準用する。

第11節 避難受入れ及び情報提供活動

【危機管理部、市民協働環境部、建設部、産業経済部、健康福祉部】

第1 基本方針

地震発生時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され、住民の身体、生命に大きな危険、被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策の計画作成をしておく必要がある。その際、要配慮者について十分考慮する。また、要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在している場合には避難情報の伝達や警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分考慮する。

第2 主な活動

- 1 市長は、避難指示を適切に行い、速やかにその内容を市民に周知する。
- 2 市長は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、誘導員は、的確な指示を行う。
- 4 市は指定避難所を開設し、良好な避難生活の確保に努める。
- 5 市は、速やかに住宅の確保等に努める。

第3 活動の内容

1 避難指示

(1) 基本方針

地震災害から人命、身体を保護し被害の拡大を防止するため、必要と認められる場合には、市民に対して避難指示を行う。避難指示を行う場合は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら市災害対策本部及び災害対策現地本部による情報並びに地区住民の積極的な協力を得て災害状況の迅速かつ正確な情報収集に基づくものとする。避難指示を行った場合は、速やかに市民に周知する。その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 避難指示の発令機関

発令機関	根拠法	対象災害
飯田市長	災害対策基本法第60条・水防法第29条	災害全般
水防管理者	水防法第29条	洪水
知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり 災害全般
警察官	災害対策基本法第61条・警察官職務執行法第4条	災害全般
自衛官	自衛隊法第94条	同上

(イ) 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、県知事が市長に代わって行う。

(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。

イ 避難指示の意味

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、市民に対して避難のための立ち退きを指示することをいう。

ウ 避難指示の発令及び報告等

(ア) 市長の行う措置

a 避難指示

災害時において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を指示し、早期に避難の指示を行う。

(a) 火災が随所に発生し、延焼火災の危険があり人的災害が予測される地域

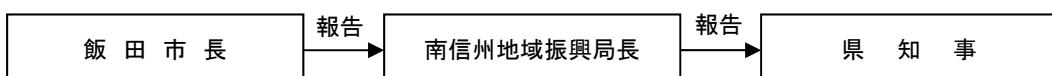
(b) 炎上拡大地域の風下に接し延焼の危険が大きな地域

(c) 避難路の断たれる危険がある地域

(d) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域

(e) 酸素欠乏若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 報告（災害対策基本法第60条）



※避難指示を行った場合は、直ちに知事へ報告する。

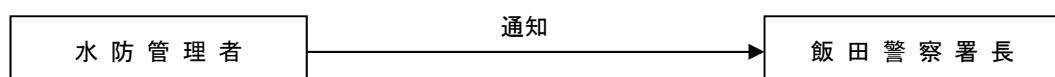
※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



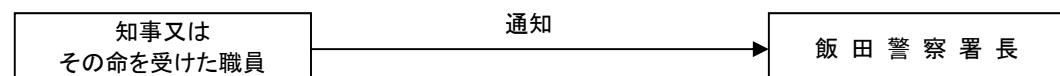
(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

a 洪水のための措置

水防管理者の指示と同じ

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警戒本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a) 市民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(b) 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

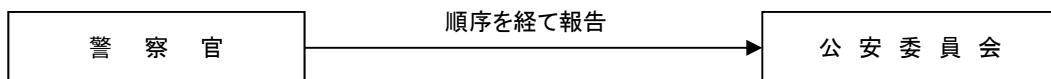
- (c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。
- (d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。
- (e) 避難の指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (f) 被災地域、災害危険個所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

- (a) 上記 a (c) による場合（災害対策基本法第61条）



- (b) 上記 a (d) による場合（警察官職務執行法第4条）

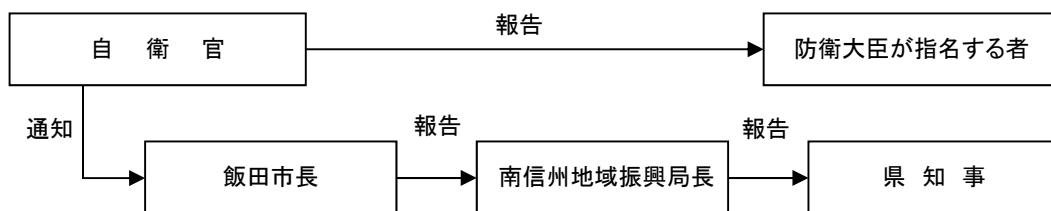


(才) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



工 避難指示の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、がけ崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

才 避難指示の内容

避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類

- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 指定緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路

カ 市民等への周知

- (ア) 危機管理部長は、まとめた情報等によって避難指示を必要と認めるときは市長に報告し、その指示により直ちに各自治振興センター所長及び消防団長に通知するとともに同報系防災行政無線等で市民に周知する。地区拠点班は、同報系防災行政無線による告知が不能な地区については広報車により伝達する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。
- (イ) 分団長は消防団長から(ア)の連絡を受けたときは、ポンプ係又は警鐘係に連絡し、サイレンの吹鳴及び警鐘をもって市民に伝達する。
- (ウ) 総務部総務班長は、同報系防災行政無線による告知が不能な地区については市広報車により伝達する。
- (エ) 同報系防災行政無線又は市広報車をもつてする場合は避難時間、避難場所及び避難所への経路を示さなければならない。
- (オ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるときは、県に連絡してラジオ、テレビによる放送を要請する。
- (カ) 同報系防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

災害発生直後直ちに避難支援計画に基づき、地区拠点班、地区住民、民生・児童委員、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク 市有施設における避難活動

災害時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮するものとする。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (イ) 避難指示は、速やかに内容を庁内放送等あらゆる伝達手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害時において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 市長、市職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第23条の2、第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

(オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項一市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）なお、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、県が市に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点である。

- (ア) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入り制限、禁止及び退去命令によりその地域の市民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示については、その罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定に関しては罰則規定がある。
- ウ 警戒区域の設定を行った場合は、避難指示と同様、関係機関及び市民にその内容を周知する。
- エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が、警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示を行った際は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(2) 実施計画

○市、警察官、自衛官等の実施機関が実施する計画

ア 誘導責任者及び誘導員

誘導責任者は当該地区の消防団の分団長があたり、誘導員は当該分団長が所属の団員のうちから指名したものがあたる。

イ 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

ウ 誘導の方法

- (ア) 誘導員は、特定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。
- (イ) 誘導経路は、できるだけ危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- (ウ) 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。
- (エ) 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
- (オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- (カ) 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、車両及びヘリコプター等の要請等により移送する。また、地区住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ的確な避難誘導を行う。
- (キ) 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

- (ク) 学校長、保育園及び施設の管理者は、本部長からの避難指示の伝達を受けたときは、各避難所へ児童、生徒などを避難させる。その他の要領については、学校長、保育園及び施設の管理者は予め定めておく。
- (ケ) 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、本市において処置できないときは、南信州地域振興局を経由して県へ応援を要請する。状況によっては、直接隣接市町村、飯田警察署等と連絡して実施する。
- (コ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限に活用する。
- (サ) 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

エ 避難時の携帯品

誘導員は、避難立ち退きにあたっての携帯品を必要に応じ最小限度（貴重品、必要な食糧、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

オ 避難時の指導

誘導員は、避難立ち退きに際し、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置、ガスの元栓を完全に止める等の指導をする。

○市民が実施する計画

- ア 要避難地区で避難を要する場合、市民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合の携帯品は食糧、日用品等必要最小限とする。
- イ 任意避難地区で避難を要する場合、市民等は、災害が拡大し危険が予想される時は、（ア）同様出火防止措置をとった後、互いに協力し安全な場所へ自主的に避難する。この場合の携帯品は食糧、日用品等必要最小限とする。

4 避難所の開設・運営

（1）基本方針

市は、受入れを必要とする被災者の避難生活を支援するために指定避難所を設置するとともに、施設管理者や自主防災組織等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

（2）実施計画

○市が実施する計画

- ア 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。避難所の開設の必要と認められるときは本部事務局に報告し、本部長の指示により当該地区の拠点班に指示し開設する。管理運営は健康福祉部長及び地区拠点班・自主防災組織の協議に基づいて行う。
- イ 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- ウ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- エ 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- オ 避難所を開設したときは、その旨を公表し、避難所に受入れるべき者を誘導し保護する。
- カ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を得られるよう努める。
- (ア) 避難者

- (イ) 市民
 - (ウ) 自主防災組織
 - (エ) 他の地方公共団体
 - (オ) ボランティア
 - (カ) 避難所運営について専門性を有したN P O等の外部支援者
- キ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- ク 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努める。
- ケ 避難の長期化など必要に応じプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- コ 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等把握に努め、必要な対策を講じる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- サ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- シ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- ス 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- セ 災害の規模、避難者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテルや旅館等への移動を避難者に促す。
- ソ 指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地区市民やN P O・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
- (ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車イスや障がい者用携帯便器等の供給等の整備を行う。
 - (イ) 介護用品、育児用品等災害時要援護者の必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
 - (ウ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的、継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
 - a 介護職員等の派遣要請
 - b 在宅福祉サービスの実施
 - c 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等
 - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
 - e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。

- タ 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、人員が不足し困難を來した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- チ 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、本計画をふまえ適切な対策を行う。
 - (ア) 学校が避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。
 - (イ) 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ市に協力する。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。
 - (ウ) 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、幼児及び生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。
- ツ 指定避難所のライフラインの回復に時間を見込まれる場合や道路の途絶による、孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- テ やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるように努める。
- ト 避難所における電力使用の状況等に応じ、災害時協力車の所有者に対する協力要請や移動式の電源の確保を行い、避難者の生活環境の確保が図られるように努める。
- ナ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。
- ニ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に問わらず適切に受け入れる。
- ヌ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- ネ 広域避難の対応

風水害対策編 第3章 第13節「避難受入れ及び情報提供活動」を準用する。

○関係機関が実施する計画

- ア 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。
- イ 日本赤十字社長野県支部は、市の災害対策本部と連携をとり、被災者救援に協力する。
 - (ア) 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・日用品セットの提供
 - (イ) 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し等）
- ウ 民生委員・児童委員・介護保険事業者・障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については市、県等に提供する。

○市民が実施する計画

- ア 要避難地区で避難を要する場合

指定避難所の管理運営については拠点班及び自主防災組織の協議に基づいて行い、市民がこれに協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。
- イ 任意避難地区で避難を要する場合

市民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。この場合にあって携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。指定避難所の管理運営についてはアに準ずる。

ウ 災害時協力車を電源として用いる場合

災害時協力車の所有者は、市からの求めに応じ車両の充電に努めるとともに、求めに応じ避難所における電源の提供に協力するよう努める。

5 避難所における炊き出しその他の食品給与

(1) 米穀等の購入及び配合

ア 産業経済部（農業班）は指定避難所の受入れ人員の報告に基づき必要米穀等を購入する。

イ 産業経済部（農業班）は、購入した米穀等を直ちに各指定避難所に配給する。

(2) 副食、炊き出しに必要な器材及び燃料の調達

副食、炊き出しに必要な器材及び燃料の調達は、第15節「食料品等の調達供給活動」による。

6 避難施設・避難地等

(1) 指定避難所

ア 指定避難施設

指定避難施設とは、応急避難施設で地域内の様子が確認され、避難が必要になった場合に避難する施設（別紙 資料編）

イ 応急避難施設

指定避難施設へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る施設又は集団を形成する施設（別紙 資料編）

(2) 指定緊急避難場所

ア 広域避難地

広域避難地は、大地震時に周辺地区から避難者を受入れ、地震後発生する市街地火災から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する学校グランド、公園、緑地等。また、長期化するような避難生活を送る場合に指定避難施設とともに避難所となる。（別紙 資料編）

イ 避難地

避難地とは、広域避難地へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所。集合した人々の安全がある程度確保されるスペースをもつ地区の集会施設前の広場、近所の公園等（別紙 資料編）

(3) 公民館等が被災のため使用不能になった場合、最寄りの小学校、保育園及びその校庭等安全な場所を使用する。

(4) 指定避難所の運営は拠点班及び自主防災組織の協議に基づいて行う。

(5) 受入れ人員の報告

拠点班は指定避難所の状況を常に把握し、その状況を次表により関係各部の班長に通知する。

7 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県と連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

ア 利用可能な公営住宅を把握し、被災者に提供する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

- (ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
- (イ) 応急仮設住宅の建設のため、公有地を提供する。
- (ウ) 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力をを行う。
- (エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- エ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- オ 被災した隣接の市町村に対して利用可能な公営住宅等の情報提供を行う。

8 被災者等への的確な情報提供

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。
- イ 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。
- ウ 被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパー・マーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、避難者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に情報提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。
- エ 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- オ 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- カ 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

○関係機関実施する計画

- ア 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパー・マーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
- イ 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

ウ 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第12節 孤立地域対策活動

【総務部、市民協働環境部、健康福祉部、産業経済部、建設部】

風水害対策編 第3章 第14節「孤立地域対策活動」を準用する。

第13節 食料品等の調達供給活動

【危機管理部、総務部、市民協働環境部、健康福祉部、産業経済部】

風水害対策編 第3章 第15節「食料品等の調達供給活動」を準用する。

第14節 飲料水の調達供給活動

【上下水道局】

風水害対策編 第3章 第16節「飲料水の調達供給活動」を準用する。

第15節 生活必需品の調達供給活動

【危機管理部、健康福祉部、産業経済部】

風水害対策編 第3章 第17節「生活必需品の調達供給活動」を準用する。

第16節 保健衛生・感染症予防活動

【健康福祉部】

風水害対策編 第3章 第18節「保健衛生・感染症予防活動」を準用する。

第17節 遺体の搜索及び処置等の活動

【市民協働環境部】

風水害対策編 第3章 第19節「行方不明者の搜索及び処置等の活動」を準用する。

第18節 廃棄物の処理活動

【市民協働環境部】

風水害対策編 第3章 第20節「廃棄物の処理活動」を準用する。

第19節 物価安定等に関する活動

【産業経済部】

風水害対策編 第3章 第21節「物価安定等に関する活動」を準用する。

第20節 危険物施設等応急活動

【市民協働環境部、飯田広域消防本部】

風水害対策編 第3章 第22節「危険物施設等応急活動」を準用する。

第21節 電気施設応急活動

【電力会社】

風水害対策編 第3章 第23節「電気施設応急活動」を準用する。

第22節 ガス施設応急活動

【ガス会社】

風水害対策編 第3章 第24節「ガス施設応急活動」を準用する。

第23節 上水道施設応急活動

【上下水道局】

風水害対策編 第3章 第25節「上水道施設応急活動」を準用する。

第24節 下水道施設応急活動

【上下水道局】

風水害対策編 第3章 第26節「下水道施設応急活動」を準用する。

第25節 通信・放送施設応急活動

【市民協働環境部、危機管理部、放送関係機関】

風水害対策編 第3章 第27節「通信・放送施設応急活動」を準用する。

第26節 鉄道施設応急活動

【鉄道会社】

風水害対策編 第3章 第28節「鉄道施設応急活動」を準用する。

第27節 災害広報活動

【市民協働環境部、企画部】

風水害対策編 第3章 第29節「災害広報活動」を準用する。

第28節 土砂災害等応急活動

【建設部】

風水害対策編 第3章 第30節「土砂災害等応急活動」を準用する。

第29節 建築物災害応急活動

【建設部・教育部】

第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、落下物等の危険性があるものについては応急措置を講ずる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第3 活動の内容

1 公共建築物

(1) 基本方針

災害発生後、公共建築物は復旧活動の拠点となるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、学校等について、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、被災住宅等の応急危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置を講ずる。
- イ 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。
- ウ 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。
- エ 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

○関係機関が実施する対策

利用者の避難誘導を行い、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

2 一般建築物

(1) 基本方針

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るために、必要に応じて被害状況を調査し、危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置をとる。
- イ 災害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、応急危険度判定士の派遣要請を行うほか、県若しくは協定を締結した（社）長野県建築士会飯伊支部に対して支援を求める。
- ウ 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅や宅地の応急修繕を推進する。

○建築物の所有者等が実施する対策

建築物内の利用者の避難誘導を行い、速やかに被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じる。

3 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

- ア 教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導する。
- イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。
- ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。

○所有者が実施する対策

- ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- イ 文化財の火災による消失を防ぐための措置を行う。
- ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。
- エ 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。

第30節 道路及び橋梁応急活動

【建設部、産業経済部】

風水害対策編 第3章 第32節「道路及び橋梁応急活動」を準用する。

第31節 河川施設等応急活動

【危機管理部、建設部】

風水害対策編 第3章 第33節「河川施設等応急活動」を準用する。

第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

【危機管理部、建設部、飯田広域消防、ガス会社】

第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第2 主な活動

- 1 建築物や敷地に係る二次災害を防止するための危険度判定士の派遣等の活動を行う。また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検の活動を行う。

第3 活動の内容

1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア 建築物関係

被災した建築物や敷地について余震等による倒壊等の二次災害から市民を守るために措置をとる。

イ 道路及び橋梁関係

道路・橋梁等の構造物についても余震等による損壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

(2) 実施計画

ア 建築物や宅地関係

○市が実施する対策

(ア) 被災地において、危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。

- a 危険度判定士の派遣要請
- b 危険度判定士を要する建築物や敷地又は地区の選定
- c 被災地域への派遣手段の確保
- d 危険度判定士との連絡手段の確保

(イ) 必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や宅地について立入り禁止等の措置をとる。

(ウ) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

○建築物や宅地の所有者等が実施する対策

応急危険度判定士により、危険度を判定された建築物や敷地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置を講じる。

イ 道路及び橋梁関係

○市が実施する対策

道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア 危険物関係

地震の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び市民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

イ 火薬関係

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高い。このため、地震災害時には、火薬類の安全な場所への移動施設の監視等が重要になる。

ウ 高圧ガス関係

高圧ガス製造施設等は、地震後の火災、爆発、漏洩等により周辺市民に対して被害を与えるおそれがある。被害を最小限のとどめ、周辺市民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

エ 液化石油ガス関係

地震発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等を含めた体制が必要である。

オ 毒物劇物関係

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに飯田保健福祉事務所、飯田警察署、消防本部等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 危険物関係

○市が実施する対策

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は災害防止のため緊急の必要があると認められるときは、本市の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

○関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事務所に応援を要請する。

(カ) 従業員及び周辺地区住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地区住民の安全確保のための措置を行う。

イ 火薬関係

○火薬類取扱施設の管理者が実施する対策

(ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置する。搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈める。

(イ) 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は総て立入禁止の措置を講じ、危険区域内の市民を避難させる。

ウ 高圧ガス関係

○高圧ガス製造事業者等が実施する対策

高圧ガス関係事務所においては以下の応急対策を実施する。

(ア) 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。

(イ) 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに飯田警察署及び消防機関に通報する。

(ウ) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。

(エ) 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。

(オ) 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。特に浸水により容器が流出しないよう必要な措置をとる。

(カ) 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。

(キ) 状況に応じて、従業員、周辺市民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。

(ク) 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事務所に応援要請する。

○高圧ガス運送者が実施する対策

(ア) 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させる、火気を近づけないようにする。

(イ) 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の市民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させる。

(ウ) 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事務所に応援要請する。

エ 液化石油ガス関係

○(社)長野県エルピーガス協会が実施する対策

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施する。

○液化石油ガス販売事業者等が実施する対策

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講じる。

オ 毒物劇物関係

○市が実施する対策

(ア)周辺市民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

(イ)飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行う。

○毒物劇物営業者及び業務上取扱者が実施する対策

(ア)毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵整備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施し、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。

(イ)毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。

(ウ)毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施し、飯田保健福祉事務所、飯田警察署又は消防機関へ連絡する。

b 従業員及び周辺地区住民に対する措置

飯田保健福祉事務所、飯田警察署、消防機関及び市と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地区住民の安全確保のための措置を行う。

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生後の洪水又は余震等により河川施設等に二次的な災害が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

ア 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

イ その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や市民に周知を図る。

ウ 災害防止のため応急工事を実施する。

エ 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

オ 必要に応じて水防活動を実施する。

○ダム管理者が実施する対策

ア あらかじめ定めた規模以上の地震が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施する。

イ 臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

ウ 各ダムの操作規則等の規定により、関係機関及び市民への連絡及び警報等を行う。

4 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から市民を守るために措置を講じる。

(2) 実施計画

- ア 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。
- イ 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

第33節 ため池災害応急活動

【建設部】

風水害対策編 第3章 第35節「ため池災害応急活動」を準用する。

第34節 農林産物災害応急活動

【産業経済部】

風水害対策編 第3章 第36節「農林産物災害応急活動」を準用する。

第35節 文教活動

【教育委員会】

第1 基本方針

保育園、認定こども園、小学校、中学校は多くの児童生徒等を収容する施設であり、災害時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努め、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書等の供与、就学援助

第3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長は災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

○市が実施する対策

学校長は地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動搖を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定められた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

ア 第一次避難場所への避難誘導

- (ア) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。
- (イ) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

イ 第二次避難場所への避難誘導

- (ア) 第一次避難場所が危険になった場合は、市長の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。
- (イ) 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。
- (ウ) 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたるとともに避難状況を市教育委員会及び関係機関に報告又は連絡する。

ウ 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

- (ア) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
- (イ) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- (ウ) 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア 教育委員会は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害時の対応、応急教育に関する対策について実施する。

(ア) 学校施設・設備の確保

- a 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- b 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や避難を免れた近接の学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

(イ) 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。

(ウ) 学校給食の確保

学校給食物資の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

イ 校長は、災害が発生した場合は、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

(ア) 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。

(イ) 教職員の確保

校長は災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは市教育委員会と連絡をとり、市教育委員会は飯田教育事務所を経由して県教育委員会へ連絡し、その確保に努める。

(ウ) 教育活動

- a 災害の状況に応じ、市教育委員会は飯田教育事務所を経由して県教育委員会へ連絡し、臨時休業等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早期に保護者に連絡する。
- b 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- c 避難所等に避難している児童・生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- d 授業の再開時には、市と緊密な連絡のもとに登下校の安全に努め、健康・安全指導及び生活指導に留意する。

(エ) 児童生徒等の健康管理

- a 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- b 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(オ) 教育施設・設備の確保

- a 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。
- b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

- c 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じた場合には、仮設校舎の建設や避難を免れた近接の学校の施設・その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

3 教科書の供与等

(1) 基本方針

被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与等を行う。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

教科書の必要量を把握し、調達及び配分を行う。調達が困難な場合は飯田教育事務所を経由して県教育委員会にあっせんを依頼する。

イ 就学援助

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

第36節 ボランティアの受入れ体制

【危機管理部、健康福祉部、社会福祉協議会】

風水害対策編 第3章 第38節「ボランティアの受入れ体制」を準用する。

第37節 義援物資・義援金の受入れ体制

【危機管理部、総務部、健康福祉部】

風水害対策編 第3章 第39節「義援物資・義援金の受入れ体制」を準用する。

第38節 災害救助法の適用

【危機管理部】

風水害対策編 第3章 第40節「災害救助法の適用」を準用する。

第39節 飼養動物の保護対策

【市民協働環境部、産業経済部】

風水害対策編 第3章 第41節「飼養動物の保護対策」を準用する。

第40節 観光地の災害応急対策

【産業経済部】

第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨等、災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全確保について、国、県、市町村、関係機関が連携し、対応していく。

第2 主な取組み

- 1 観光地で災害が発生した場合の際には県、市町村、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人観光客のために、避難場所や災害の情報の情報を提供する。

第3 活動の内容

1 観光地で観光客の安全確保

○市が実施する対策

- ア 観光地での災害発生時には、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、災害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- イ 観光地での災害発生時には、飯田市消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、災害状況を早急に把握する。
- ウ 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

○住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助、救急活動は、人命救助からも重要となるので、積極的に行う。

2 外国人旅行者の安全確保

○市が実施する対策

- ア 事前登録されているボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- イ 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導を行う。

○関係機関が実施する対策

駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導を行う。

第41節 NPO・NGO等との連携

【危機管理部、健康福祉部、社会福祉協議会、市民協働環境部】

風水害対策編 第3章 第43節「NPO・NGO等との連携」を準用する。

第4章 災害復旧計画

風水害対策編を準用する震災対策編節

下記の節については風水害対策編を準用します。

第1節 復旧・復興の基本方針の決定【各部】

風水害対策編 第4章 第1節「復旧・復興の基本方針の決定」を準用する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方【各部】

風水害対策編 第4章 第2節「迅速な原状復旧の進め方」を準用する。

第4節 資金計画【総務部】

風水害対策編 第4章 第4節「資金計画」を準用する。

第5節 被災者等の生活再建等の支援【危機管理部、総務部、市民協働環境部、健康福祉部、産業経済部、建設部、企画部】

風水害対策編 第4章 第5節「被災者等の生活再建等の支援」を準用する。

第6節 被災中小企業等の復興【産業経済部】

風水害対策編 第4章 第6節「被災中小企業等の復興」を準用する。

第7節 被災した観光地の復興【産業経済部】

風水害対策編 第4章 第7節「被災した観光地の復興」を準用する。

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

【各部】

風水害対策編 第4章 第1節「復旧・復興の基本方針の決定」を準用する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

【各部】

風水害対策編 第4章 第2節「迅速な原状復旧の進め方」を準用する。

第3節 計画的な復興

【各部】

第1 基本方針

大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、市民の理解を求めながら、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進

第3 計画の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多くの機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を可及的速やかに実施するためには復興計画を作成する。当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにはかんがみ、その維持・回復や、例えば学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。なお、当該計画の迅速、的確な作成と遂行のため、県及び国の指導を受ける。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、市民の理解を得ながら迅速かつ的確に復興計画を作成する。

○関係機関が実施する計画

市及び県との連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

2 防災まちづくり

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを市民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 実施計画

○市が実施する計画

- ア 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努める。
- イ 防災まちづくりにあたっては、必要に応じ、次の事項を目標とする。
- (ア) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等都市基盤施設及び防災安全街区の整備
 - (イ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備によるライフラインの耐震化
 - (ウ) 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
 - (エ) 耐震性貯水槽の設置等
- ウ 前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意する。
- (ア) 都市公園、河川等オープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、市民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。
 - (イ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。
 - (ウ) 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。
 - (エ) 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施し、必要な場合は戦略的実施を行う。
 - (オ) 市民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、市民が主役となるまちづくりを行う。
 - (カ) 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- エ 建築物の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。
- オ 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

○関係機関が実施する計画

県と連携を図り、整合性のある事業を実施する。

○市民が実施する計画

再度の災害を防止するため、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と努力に努める。

3 特定大規模災害からの復興

(1) 基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

(2) 実施計画

○市及び関係機関が実施する計画

市及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行う。

○市が実施する計画

- ア 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- イ 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

第4節 資金計画

【総務部】

風水害対策編 第4章 第4節「資金計画」を準用する。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

【危機管理部、総務部、市民協働環境部、健康福祉部、産業経済部、建設部、企画部】

風水害対策編 第4章 第5節「被災者等の生活再建等の支援」を準用する。

第6節 被災中小企業等の復興

【産業経済部】

風水害対策編 第4章 第6節「被災中小企業等の復興」を準用する。

第7節 被災した観光地の復興

【産業経済部】

風水害対策編 第4章 第7節「被災した観光地の復興」を準用する。

第5章 東海地震に関する防災応急対策計画

第1節 総 則

第1 強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」とい。）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）について、東海地震に関する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市の地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備行動を実施する。

第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

飯田市の地域に係る地震防災に関し、飯田市の区域内の公共的団体その他防災上必要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は第1章第3節のとおりである。

第2節 東海地震に関する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

【各部】

第1 東海地震に関する情報時の体制

1 配備体制

- (1) 東海に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、その情報の内容に応じて必要な配備体制をとり業務を行う。
(業務内容：震災編第3章第2節に準ずる)
- (2) 安心情報である旨も併せて明記された東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された時、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を解除する情報が伝達された時並びに警戒宣言が解除された時、または他の体制に移行したときは、活動体制を解除する。
- (3) 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関する調査情報（臨時）等の収集に積極的に努め、収集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接したときは、本計画に定められた場所に収集する。

2 東海地震に関する情報時の体制

東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が伝達されたとき又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、本計画等に定めるところにより配備体制をとり次の業務を行う。なお、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用が開始されたことに伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関する情報）の発表は行われないこととされている。

- (1) 地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報
- (2) 地震災害警戒本部設置の準備
- (3) 地震防災応急対策
 - ア 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
 - イ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入の準備や物資、資機材等の確認
 - ウ 管理している施設の緊急点検
 - エ 学校の児童生徒及び保育園、認定こども園の園児の引き渡し等の安全確保対策

3 警戒宣言発令時の体制

警戒宣言が発せられたときは、「飯田市地震災害警戒本部」を設置し、本計画等の定めにより、次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達
- (2) 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告
- (3) 市内における地震防災対策の実施

第2 防災関係機関の体制

1 東海地震に関する情報時の体制

各機関は、東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その所掌業務について、各機関の防災業務計画に基づき警戒宣言の発令に備えて準備を行う。

- (1) 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- (2) 地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
- (3) 管理している施設の緊急点検

2 警戒宣言時の体制

各機関は、活動体制等について各機関の防災業務計画にあらかじめ定めておく。また、その所掌業務について発災時に備えての準備を行う。

第3 地震災害警戒本部の設置

1 設置基準

市長は、東海地震予知情報及び大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」）第9条に基づき地震災害に関する警戒宣言が発せられたときは、第16条の市町村地震災害警戒本部の設置規定に基づき、飯田市地震災害警戒本部（以下地震災害警戒本部という）を設置する。

（設置場所 風水害編第3章第3節に準ずる）

2 編成の組織

本部の組織等は、風水害策編第3章第3節を準用する。

3 所掌事務

風水害編 第3章第3節を準用する。

4 職務・権限

風水害編 第3章第3節を準用する。

5 本部事務局

風水害編 第3章第3節を準用する。

6 緊急活動隊

風水害編 第3章第3節を準用する。

7 本部員会議

風水害編 第3章第3節を準用する。

8 廃止基準

- (1) 大震法第9条第3項の警戒解除宣言があったとき。
- (2) 安心情報である旨も併せて東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報・東海地震予知情報の解除等が伝えられた場合。

第4 職員動員・配備計画

地震防災応急対策活動に必要な職員の動員及び配備についての計画を定める。なお、職員の動員についての具体的な計画は、各部ごとに別途定める。

1 配備指令

- (1) 市長は、東海地震注意情報（市長が必要と認めるとき）・東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合、地震防災応急対策に対処するため、全職員に対し指令を発令する。
- (2) 東海地震に係る配備指令は次のとおり。
「東海地震□□配備」と発令

2 配備指令の方法

第3章第2節を準用する。

3 職員活動内容

第3章第2節を準用する。

4 配備指令の解除

市長は、安心情報である旨も併せて明記された東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を解除する情報が発表されたとき、並びに警戒宣言が解除されたとき、または他の体制に移行したときは、配備指令を解除する。但し、残務が概ね終了するまで地震災害警戒本部の体制を継続する。

第3節 情報収集伝達計画

【各部】

第1 基本方針

情報の収集・伝達は、全ての地震防災応急対策の根幹となることから、市及び関係機関、住民、各事業所等が情報の共有化を図ることを基本とする。なお、地震予知情報及び警戒宣言等の伝達については、迅速かつ的確に行う。

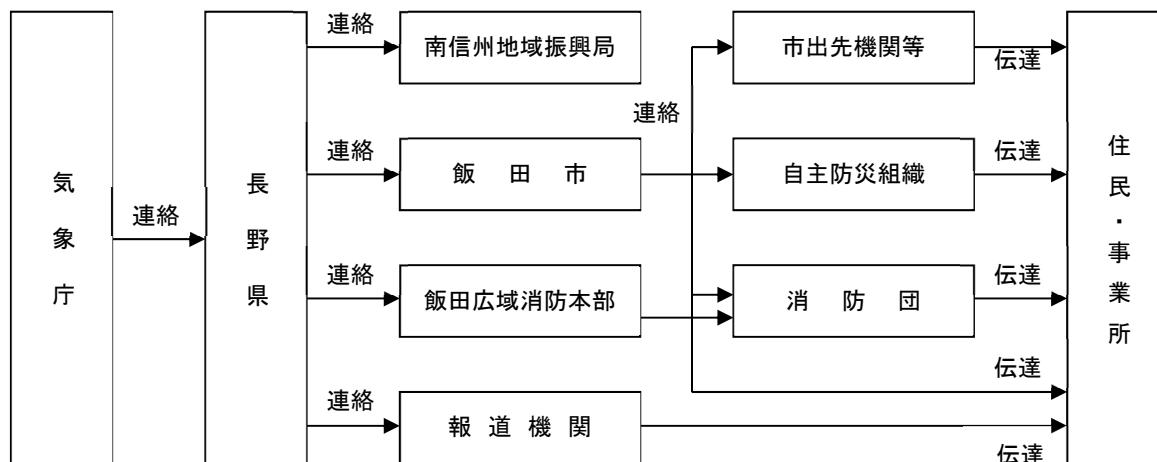
1 東海地震に関する調査情報（臨時）の受理・伝達・周知（危機管理部）

(1) 東海地震に関する情報の受理

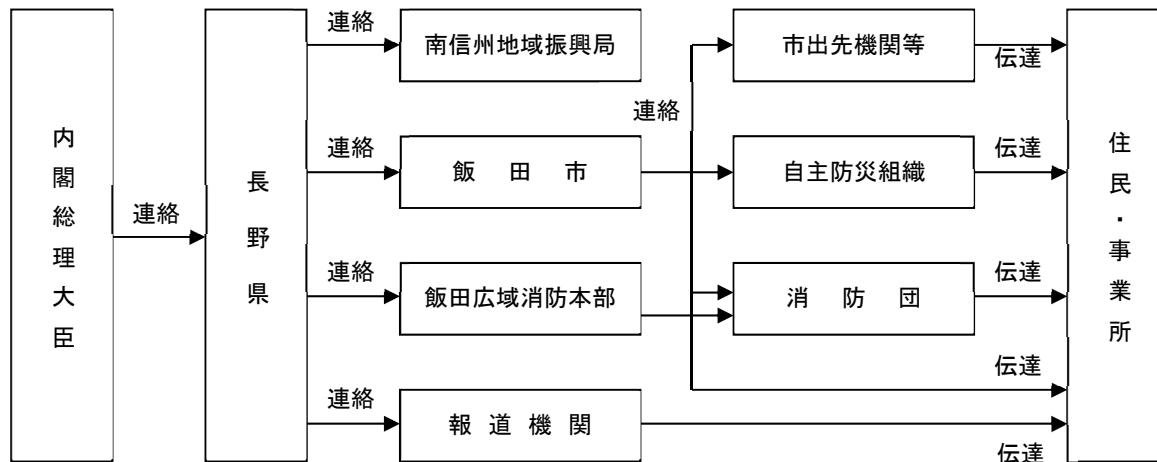
県防災行政無線によって県から通知される、東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理は、地震災害警戒本部設置前の勤務時間内は、危機管理部が行い、勤務時間外は、日直及び宿直担当職員で行う。地震災害警戒本部設置後は、地震災害警戒本部において受理する。

警報等伝達系統図

ア 東海地震に関する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報伝達系統図



イ 警戒宣言伝達系統図



(2) 伝達手段**ア 地震防災信号**

東海地震注意情報、東海地震予知情報が発表されたときは市同報系防災行政無線等で広報を、警戒宣言が発令されたことを受理したときは、直ちに地震防災信号（サイレン、警鐘）を用いて市防災行政無線同報系等を使用し住民等に伝達する。

(ア) サイレン（約45秒吹鳴、約15秒休止を繰り返す）

(イ) 警鐘（5点連打を繰り返す）

イ 住民等への伝達手段

(ア) 市同報系防災行政無線

(イ) 安心ほっとライン

(ウ) ケーブルテレビ

(エ) コミュニティFM

(オ) 広報車（消防団消防車を含む）

(カ) 報道機関（テレビ・ラジオ）

ウ 指定地方公共機関への伝達

警戒本部へ派遣される職員（関係機関連絡員）を通じ業務用無線機等で各機関へ伝達する。

エ 職員への伝達

(ア) 東海地震に関する調査情報（臨時）の発表時はあらかじめ定められた職員は速やかに登庁し系統図に従い市長へ報告し必要な指示を受ける。

(イ) 庁内放送、防災行政無線（固定系・移動系）、電子メールなどから有効な手段を用いる。

(ウ) 職員は、東海地震注意情報の発表以降、イの手段等から住民等へ伝達される情報に注意し、各任務にあたる。

2 地震防災に関する情報の収集（各部）

地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、収集及び伝達すべき主な情報について定める。

(1) 収集する情報

東海地震に関する情報等における情報の収集先と内容については、下記表のとおりとする。

(2) 伝達する情報

ア 東海地震に関する情報

イ 避難指示等又は警戒区域の設定の伝達

ウ 消防、水防団員の配備命令の伝達

エ 地域内企業等に対する地震防災応急対策実施の指示等

東海地震関連情報発表時における情報の収集先と内容

情報収集先	情報の内容	収集担当
(1)気象庁 (長野気象台・内閣府) (1)県危機管理防災課 (1)県現地機関 (南信州地域振興局等)	<input type="checkbox"/> 東海地震関連情報 <input type="checkbox"/> 東海地震に関する情報発表に伴う地震防災応急対策の通知 <input type="checkbox"/> 警戒宣言・警戒解除宣言 <input type="checkbox"/> 気象情報 <input type="checkbox"/> 国・県の警戒本部・支部の設置・廃止	本部事務局 危機管理部
(2)地区拠点班	<input type="checkbox"/> 避難・受入れ状況 <input type="checkbox"/> 自主防災組織活動状況	
(3)飯田国道事務所 (3)飯田建設事務所 (3)中日本高速道路㈱ (3)中部地区飯田管理事務所	<input type="checkbox"/> 交通規制状況	
(4)飯田広域消防本部	<input type="checkbox"/> 警防本部設置情報 <input type="checkbox"/> 警防本部活動情報	
(5)長野県警察本部 (5)飯田警察署	<input type="checkbox"/> 交通規制情報 <input type="checkbox"/> 住民の混乱状況 <input type="checkbox"/> 犯罪発生等、治安状況	
(6)信南交通㈱ (6)東海旅客鉄道(株) 飯田支店 (6)市民バス	<input type="checkbox"/> JR、バス運行・乗客対応状況 <input type="checkbox"/> 交通機関情報	
(7)他市町村	<input type="checkbox"/> 応急対策実施状況	
(8)飯田市立病院 (8)医療機関	<input type="checkbox"/> 救護班の編成準備・待機状況 <input type="checkbox"/> 医薬品、医療資機材確保状況 <input type="checkbox"/> 輸血用血液等確保状況 <input type="checkbox"/> 重症入院患者対応状況 <input type="checkbox"/> 外来受付医療機関の状況	病院部 健康福祉部
(9)飯田市 (9)上下水道局 (9)給水・水道施設	<input type="checkbox"/> 応急給水体制準備状況 <input type="checkbox"/> 上・下水道施設応急対策実施状況	上下水道局
(10)長野県トラック協会 (10)流通業者	<input type="checkbox"/> 在庫調達可能量 米穀 <input type="checkbox"/> 同 生活必需品 <input type="checkbox"/> 同 生鮮食料品 <input type="checkbox"/> 同 副食	産業経済部
(11)緊急輸送関連	<input type="checkbox"/> ヘリポート準備状況 <input type="checkbox"/> 車両確保準備状況	行政部 総務部
(12)飯田市教育委員会	<input type="checkbox"/> 児童・生徒引き渡し状況 <input type="checkbox"/> 住民の避難状況	教育部
(13)社会福祉	<input type="checkbox"/> 施設の避難実施状況 <input type="checkbox"/> 入所園児の引渡状況	健康福祉部
(14)各部共通	<input type="checkbox"/> 各部の応急対策実施状況	各部

3 県・関係機関に対する報告等（危機管理部）

長野県地震災害警戒本部への報告は、長野県防災行政無線により南信州地域振興局等県関係機関を通じて報告する。その他関係機関には長野県地震災害警戒本部に報告した様式で報告する。その主なものは、以下のとおりである。

(1) 避難状況

- ア 病院の診療状況、救護医療班の出動体制状況
- イ 金融機関の営業状況
- ウ 避難・救護の状況、旅行者数
- エ 社会福祉施設の運営状況、デパート・スーパーの営業状況
- オ 保育園、認定こども園、小中学校、私立高校の授業実施状況

(2) 市の地震防災応急対策の実施状況等

警戒本部事務局は、各部の地震防災応急対策の実施状況を収集し報告する。

【参考】「東海地震に関する情報の発表基準等」

情報名称	プレスリップに沿った変化が観測された場合
東海地震に関する調査情報（定例）	【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地域」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合。
東海地震に関する調査情報（臨時）	【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合。 (1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)
東海地震注意情報	【発表基準】 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等)
東海地震予知情報	【発表基準】 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)

注：各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

4 応急対策実施状況等の収集伝達

県、市、防災関係機関は、相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

第4節 広報計画

【各部】

第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減を図るよう、各防災関係機関は、地震予知情報等などに対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施する。

なお、市内滞在者や高齢者、障がい者、外国籍市民等に対しても的確な広報を行い、これらの者の冷静かつ適切な対応を促すよう努める。

第2 活動の内容

1 東海地震注意情報受理時の広報

市は、東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行う。

(1) 広報内容

- ア 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関する情報の内容
- イ 関係機関の対応状況などの地域住民が行動を的確に判断するための事項
- ウ 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- エ その他必要な事項

(2) 報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、県を通じて放送機関に要請し、テレビ、ラジオ等により住民に呼びかける。

2 地震災害警戒本部設置時の広報

市は、以下の内容、手段、方法により、県及び防災関係機関等から得た情報等について広報を実施するとともに、同報系防災行政無線、ケーブルテレビ、広報車、警鐘等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に周知する。なお、外国籍市民等情報伝達について特に配慮をする者に対する対応については、外国語による表示、冊子等様々な広報手段を活用して行う。

(1) 広報内容

- ア 警戒宣言及び地震予知情報等
- イ 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- ウ 車両運転の自粛と運転者のとるべき処置
- エ ライフラインに関する情報
- オ 強化地域内外の生活関連情報
- カ 事業者等がとるべき措置
- キ 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- ク 家庭において実施すべき事項
- ケ 自主防災組織に対する防災活動の要請
- コ 犯罪予防等のために住民がとるべき措置
- サ 金融機関等が講じた措置に関する情報
- シ その他必要な事項

(2) 報道機関との応援協力関係

知事は警戒宣言が発せられた場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請し、テレビ、ラジオ等により住民に呼びかける。

3 防災関係機関が実施する計画

(1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組により迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、協定に基づく報道要請があったときは適切な放送を行う。

(2) 電力供給機関

報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えての電気の安全措置等に関する広報を行う。

(3) ガス供給機関

報道機関、広報車等を通じ、ガス事業者の警戒体制及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。

(4) NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、楽天モバイル(株)

報道機関、広報車等を通じ、通信の疎通状況、利用制限措置等について住民に周知する。

(5) JR会社

報道機関、駅等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える旨、住民に周知する。

(6) 路線バス会社

報道機関及び構内等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える旨、住民に周知する。

(7) 道路管理者

報道機関、道路情報提供装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える旨、住民に周知する。

(8) 水道管理者

報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応について住民に周知する。

(9) その他の防災関係機関

状況に応じ、適時適切な広報活動を行う。

4 広聴活動

東海地震注意情報発表時の住民の精神的動搖やニーズを把握するため、住民の防災対策の相談や援助業務等の広聴活動を開始し、市民生活の安定を図るとともに、防災応急対策に住民の要望等を反映させる。

(1) 広聴活動の留意事項

住民の問い合わせ等には、職員一人ひとりが広聴担当という気構えで対応するよう努める。

(2) 臨時市民相談窓口の設置

ア 住民からの相談・要望などに対応するため、「臨時市民相談窓口」を本庁・自治振興センター及び各支所等に開設する。また住民対応専用電話を開設する。各地域の広聴活動は、自主防災組織及び避難所運営委員会等の協力を得て実施する。

イ 臨時市民相談窓口等で収集した情報は、適宜、地震災害警戒本部に報告する。

広報する主な内容

【混乱縮小のための情報】

(1)市民が状況を判断できるための情報
□東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言の内容
□流言飛語の打ち消し
(2)住民等の災害予防措置呼びかけ
□出火予防呼びかけ（消火器の点検・火気使用の自粛）
□家具等の転倒防止措置を行うこと
□地盤災害（地すべり・斜面崩壊）の警戒
□地域の自主防災活動に参加すること
□テレビ・ラジオ等の報道機関の情報に注意すること
□概ね7日分以上の飲料水・非常食料の準備すること
□自動車の運転を自粛すること
□特に必要のない外出は避けること
□電話の使用を自粛すること
(3)一般的な避難情報（避難指示とは区別）
□避難場所の情報
□避難時の注意（一般的避難経路・携行品・危険区域等の情報）
□災害時要援護者（難聴者・移動困難者等）への支援呼びかけ
□避難時の車の使用制限
(4)応急対策実施状況
□行政の対応状況
□消防団・自主防災組織等の対応状況
(5)その他

【生活関連情報】

(1)医療情報
□医療機関の受入情報
□臨時開設された医療施設・救護所情報
□専門医療（人工透析等）医療機関情報
(2)ライフライン情報
□ライフライン施設の応急対策実施状況
□代替燃料・機器に関する情報
(3)交通・道路情報
□鉄道・バス等の運行情報
□道路情報（交通規制・渋滞情報）
(4)生活の基礎情報
□店舗営業情報
□避難所・地域での生活情報
□通常の行政サービス情報
□各種相談窓口情報
□学校の休校、保育園・認定こども園の休園情報
(5)その他

第5節 避難活動等

【市民協働環境部、危機管理部、健康福祉部、産業経済部、教育委員会】

第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置を講ずる。その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍市民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずる。また、避難指示等の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な地区（車両避難対象地区）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保する。なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておく。

第2 活動の内容

1 避難の指示

○市が実施する計画

ア 警戒宣言時に避難指示等の対象となる区域は、おおむね次の基準により予め市長が定める地区とする。

- (ア) がけ地、山崩れ崩落危険地区
- (イ) 崩落危険のあるため池等の下流区域
- (ウ) その他市長が危険と認める地域

イ 避難対象地区の住民等に広報車、無線施設、有線放送等の手段を活用し、地区の範囲、避難場所、避難路及び指示の伝達方法等について十分徹底を図る。

ウ 警戒宣言が発せられた時、市長は、避難対象地区に避難指示を行い、必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。また、市長は、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行う。

- (ア) 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- (イ) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- (ウ) 避難場所の点検及び避難者の受入れ準備
- (エ) 避難者の安全管理
- (オ) 負傷者の救護準備
- (カ) 避難行動要支援者の避難救護

○市民が実施する計画

平常時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、速やかに避難する等の安全行動をとる。

2 車両による避難

○市が実施する計画

ア 市は、飯田警察署及び県（危機管理防災課）と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について定める。

イ 車両避難対象地区は、山間地等で、避難場所までの距離がおおむね4km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、飯田警察署と調整しておく。

ウ 車両避難対象地区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行うものとする。

エ 車両を避難に活用する場所は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておく。

オ 災害時には直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図る。

○市民が実施する計画

車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車または、避難場所における駐車にあたっては、緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮する。

3 屋内避難

(1) 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地域内の住民のうち高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、別添「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保の方針」（以下「屋内避難方針」という。）の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とする。

(2) 市は、方針に従い、公立小中学校の公共施設の中から、屋内避難が可能な施設の選定をするとともに、避難対象地区内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておく。

(3) 屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講じる。

4 要配慮者利用施設における避難対策

○市が実施する計画

ア 避難対象地区内の要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておく。

(ア) 警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む）

(イ) 徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等

(ウ) 屋内避難方針に適合した施設、知人・親戚宅、避難先についての検討

イ 要配慮者利用施設の管理者は、市と調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておく。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者等の安全確保のために必要な対策を講ずる。

(ア) 夜間・休日を含めた連絡体制

(イ) 避難行動要支援者の避難方法、使用車両等

(ウ) 利用者等の態様に応じた避難先

○要配慮者利用施設の管理者が実施する計画

要配慮者利用施設の管理者は、市町村と調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておくものとする。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずるものとする。

ア 夜間・休日を含めた連絡体制

イ 避難行動要支援者の避難方法、使用車両等

ウ 利用者・入所者等の態様に応じた避難先

5 避難活動

○市が実施する計画

ア 市は、避難の状況、避難所の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告する。

イ 避難所の設置及び運営については、次により行う。

(ア) 避難所の生活が円滑に行えるように、仮設トイレ、寝具、テント等の物品の調達・備品等について定めておく。また避難生活の維持にあたっては自主防災組織の協力を得る。

(イ) 避難所で避難生活をする者は、避難指示を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずる。

(ウ) 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。

(エ) 避難所の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで、又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。

(オ) 避難所の運営は、自主防災組織と飯田市が協力して行う。

(カ) 避難所には、運営のため必要な市職員を派遣するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請する。

(キ) 市民及び自主防災組織は、避難及び避難所の運営に関し、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活をおくるように努める。

6 警戒区域の設定

本部長は、警戒宣言発令中に住民の生命、身体に対する危険を防止するため、災害対策基本法第63条に基づき警戒区域を次の要領で設定する。

(1) 市長は、警戒区域を設定し、防災応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 警察官、飯田広域消防本部職員は、飯田市災対本部職員が現場にいない場合、もしくはこれらの者から要請があった場合は、この職権を行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を本部長に通知しなければならない。

(3) 警戒区域の設定に伴う必要な措置は、地区拠点班及び消防団が関係機関と連携して実施する。

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

【産業経済部・健康福祉部・上下水道局】

第1 基本方針

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、市民が自主防災活動により確保するものとし、市は、市民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋するほか、物資流通の円滑化に配慮する。また、地震発生時の飲料水確保について、市は必要な措置を講ずる。

第2 活動の内容

1 食料及び生活必需品の確保

○市が実施する計画

- ア 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等に緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあっせんを行う。
- イ 平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行う。
- ウ 県に対する緊急物資の調達又はあっせんの要請を行う。
- エ 市は、避難対象地区以外において住民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請する。また、上記の要請が可能となるよう、市における主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておく。
- オ 生活必需品等の備蓄について、住民に対して周知する。
- カ 物資拠点の開設準備を行う。

○市民が実施する計画

市民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から食料等生活必需品の備蓄に努める。市民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うが、パニックに陥って買いため等に走ることなく、冷静に行動すること。

2 飲料水の確保計画

○市が実施する計画

- ア 市民に対して貯水の励行に関する広報を徹底するものとする。
- イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行うものとする。
- ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行うものとする。
- エ 応急復旧体制の準備を行うものとする。
- オ 物資拠点の開設準備を行う

○市民が実施する計画

飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水するものとする。

第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

【健康福祉部・上下水道局・市立病院】

第1 基本方針

地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動を確立する。

第2 活動内容

1 医療救護体制の確立

○市が実施する計画

市は、地震発生時的人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護活動を整える。

- ア 飯伊地区包括医療協議会等に対し、救護班の出動準備を要請する。
- イ 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸売業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県又は関係機関に対して供給の要請を行う。
- ウ 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材を配備し、受け入れ態勢を整える。
- エ 傷病者の搬送準備をする。
- オ 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図る。

○関係機関が実施する計画

ア 日本赤十字社（長野県支部飯田市地区）

日本赤十字社長野県支部飯田市地区長は、救護資機材等の装備の確認を行い、医療救護班の出動に備える。県から出動要請があったとき又は飯田市地区長が必要と認めたときは、救護班等を派遣する。

イ 飯伊地区包括医療協議会

市からの要請があったときは、外科系初動救護班及び後続医療班を派遣する。

ウ 災害拠点病院及び支援病院群

災害に備えて、傷病者の受入体制について万全を期するとともに関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材の提供を行う。

2 保健衛生体制の確立

地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機材を準備し、住民は、自己完結の努力をする。

- (1) 市は、し尿処理、汚物処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備する。
- (2) 市民は、し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備し、可能な限り自己完結する。

第8節 園児児童生徒の保護活動計画

【健康福祉部、教育委員会】

第1 基本方針

保育園、認定こども園等、小学校、中学校及び特別支援学校等（以下この節において「学校等」という。）においては、平常時から地震予知情報等が発せられた時の対処のための行動等を指導とともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、園児、幼児、児童及び生徒等（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずる。なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難場所及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施するものとする。

第2 活動の内容

○市及び公私立学校等が実施する計画

児童生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合、授業または学校等の行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間又は地震発生後安全が確認されるまでの間は、原則として休園・休校等とともに以下の事前対策を実施する。

- ア 児童生徒等の安全確保に十分留意し、教員が引率して集団下校や直接保護者への引き渡しを行う。
- イ 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で、帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は、市が設置した避難場所又は学校等で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合わせのうえ、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- ウ 保護にあっては不安、動搖を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒等の氏名、人数を確実に把握し、市地震災害警戒本部へ報告する。
- エ 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品等の確保については、市地震災害警戒本部と協議のうえ、対策を講ずる。
- オ 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒等に対し、以下の事項を徹底しておく。
 - (ア) ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。
 - (イ) 学校等又は自宅の近い方に急いで避難する。
 - (ウ) 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

第9節 消防・救急救助等対策

【飯田広域消防本部・消防団】

第1 基本方針

東海地震注意情報・東海地震予知情報等が発表された場合は、消防機関の全機能を結集し、大地震発生に備え事前配備体制を緊急に確立し、市民の生命、財産を保護するため、飯田広域消防本部と消防団が連携して行う事項について定める。また警戒宣言が発せられた場合、本計画に基づき、平常時の業務を停止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。また、東海地震応急活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備活動も実施する。

第2 活動の内容

1 消防・救急救助等の対策

○市が実施する計画

- ア 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立するものとする。
- イ 警察庁、防衛省及び消防庁の応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- ウ 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を計るものとする。
- エ 火災発生の防止、初期消火活動については住民等への広報を行うものとする。
- オ 自主防災組織、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施するものとする。
- カ 消防団、自主防災組織の協力を得て、消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に配置した資機材等の確認を行う。

○関係機関が実施する計画（自衛隊、消防本部）

- ア 地震予知情報等の収集と伝達体制を確立する。
- イ 地震に備えての消防部隊の編成強化を行う。
- ウ 資機材及び救急資機材を確保する。
- エ 迅速な救急救助のための体制を確保する。
- オ 応援部隊を受け入れるため、あらかじめ定めた前進拠点及び進出拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- カ 出火防止、初期消火等の広報を行う。（消防本部）
- キ 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示する。（消防本部）

2 消防警戒体制

- (1) 消防職員及び消防団員は、東海地震注意情報・東海地震予知情報を受理した時は、飯田広域消防計画により、所定位置に参集する。
- (2) 消防本部は、地震災害警防本部（以下「警防本部」）を設置する。その編成運用は、飯田広域消防計画により実施する。

3 主な活動事項

警防本部は、東海地震注意情報・東海地震予知情報受理により次の活動を行う。

(1) 地震予知情報等の収集、伝達及び防災広報

警防本部と地震災害警戒本部は相互に連携し、地震予知情報の収集に努め、速やかに全域に情報の伝達を行い、自主防災体制の確立を促すとともに、出火防止の呼びかけを繰り返し行う。

(2) 消防団の事前配備

地震予知情報等により、地震による出火延焼拡大阻止及び重要避難路確保のため、消防団分団詰所参集し、市消防団警戒本部の指示により、消防団員は所定の位置に配置する。

(3) 事業所に対する応急対策の実施指導

消防長は各事業所責任者に自衛消防隊等の自主的配備を勧奨し、消防警戒体制の確立を図る。

(4) 消防団員の行動

東海地震注意情報・東海地震予知情報（警戒宣言）を知ったときは、伝達を待たず、速やかに消防団分団詰所に参集する。

(5) 同時多発火災の応急対策

ア 地震によって起こる火災を防止するため、消防署及び各分団の車両により管内を巡視し、出火予防を呼びかける。

イ 地震予知情報の発表に伴い、電話の混線が予想されるので、この場合も前項に準じ各車を巡回させ火災の早期発見に努めるとともに、無線又は適宜の方法により速やかにその状況を分団警戒本部から消防団警戒本部に連絡し、災害の初期鎮圧を図る。

ウ 消防団は、管内を巡回し可能な限り隣接分団と連絡を密にし、警戒する。火災を発見した場合は、極力自衛で鎮圧を図り、もし、火災規模が大きく自衛のみでは消火することが困難であると判断したときは、その状況を速やかに消防団警戒本部に報告し、他の分団の出動を要請する。なお、隣接各分団は、現に出動している分団の管内も併せて巡回し、警戒に万全を期する。

エ 同時多発火災が発生した場合又は発生するおそれのある場合の火災出動は、消防長又は消防団長が行う特別命令による。

第10節 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

【各部】

第1 基本方針

地震発生時に被害軽減および円滑な応急対策の実施を図るため、東海地震注意情報・東海地震予知情報（警戒宣言）発表時に市が管理又は運営に対する施設等について実施する主な事項について定める。なお「第3章災害応急対策計画」に照らし合わせ、発災に備えた準備に万全を期す。

第2 活動の内容

1 道路

道路管理者は、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、交通の制限、工事中の道路における工事中断等の措置をとる。緊急点検、巡視の具体的な実施方法及び実施体制については、別に定める。

2 河川

河川管理者は、警戒宣言が発せられた場合は直ちに所管施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、必要に応じての水門及びひ門の閉鎖、工事中の場合は工事中断等の措置を講ずる。この場合において、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止を講ずる。緊急点検、巡視の実施方法及び実施体制については、別に定める。

3 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

東海地震注意情報が発せられた場合、市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、動物園、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 東海地震注意情報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び応急補修、設備、備品等の転倒、落下物防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 受水槽等への緊急貯水
- カ 消防用施設の点検、整備と事前配備
- キ 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピュータ・システムなど重要資機材の点検等の体制

(2) 個別事項

- ア 動物園にあっては、動物等の逃走防止措置
- イ 病院、診療所等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが困難な者の安全確保のための必要な措置
- ウ 学校、研修所等
 - (ア) 当該学校等が、市の定める避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒がいる場合の保護の措置
 - (ウ) 社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等、移動する事が不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。
 - (エ) 具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

4 地震予知情報（警戒宣言）が発せられた場合の地震防災応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 警戒本部又は、拠点がおかかれている庁舎の管理者は、3 (1) に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、地震災害警戒本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。
- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 地震災害警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) この計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は上記3 (1) の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

5 工事中の建築物に対する措置

工事中の建築物その他工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

第11節 防災関係機関の講ずる措置

【各関係機関】

第1 基本方針

防災関係機関は、東海地震に関する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の確保など必要な対応をとり、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合または警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

第2 活動の内容

1 電気（中部電力パワーグリッド株式会社 飯田営業所）

- (1) 地震災害警戒本部を設置する。
- (2) 電力設備の特別巡回点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確立する。
- (3) 社員一人ひとりが、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全職員が携帯する。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

2 通信（NTT東日本株式会社、NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、楽天モバイル株式会社）

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講じる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。
- (4) 通信の疎通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行う。
- (5) 警戒宣言発令後、災害用伝言サービスの運用開始に向けた準備を行うとともに、輻輳（ふくそう）が発生した場合は、速やかに運用を開始する。なお、注意情報等発出後においても、同様とする。

3 ガス（信州ガス・他ガス事業者）

- (1) 速やかに地震災害対策本部を設置し、非常体制を確立する。
- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。
- (5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保する。

4 金融機関

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止するものとする。ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。

(2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（ATM）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講ずる。

(3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行う。

※「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

5 JPグループ（日本郵便株式会社飯田支店、株式会社ゆうちょ銀行飯田店）

(1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から各局所における業務の取扱いを停止する。ただし、警戒宣言が郵便貯金等に関する窓口取扱時間内に発せられた場合は郵便局等（災害発生時における局舎の安全性を確保すること等の事由により、事務の窓口取扱いを継続することが困難と認められる郵便局で、支社長が別に指定して公示する郵便局を除く。）においては、後項（2）に規定する事務の窓口取扱いを行う。

(2) 預金者の緊急な資金需要にこたえるための郵便貯金の払戻し（払戻しに充てるべき資金の額により金額に限度を設けることがある）の窓口取扱を行う。

(3) 前項（2）の事務は、支社長が預金者及び職員の安全並びに、地域の実情を十分配意して予め定めた時間に取り扱う。

(4) 警戒宣言時における現金自動預払機等については、機器の管理が可能な場合に限り、取扱いを行う。

(5) 警戒宣言に伴う郵政事業の運営について、報道機関等を通じ広報活動を行う。

※「鉄道」及び「路線バス会社・市民バス」は「第13節 交通対策」に掲載。

第12節 売り惜しみ・買い占め等の防止

【総務部・産業経済部】

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や売り惜しみ・買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、物資の安定供給のための措置をする。

第2 活動の内容

防止対策

- (1) 売り惜しみ、買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需要動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 売り惜しみ・買い占め及び便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法に対する消費者からの相談に対応する。
- (5) 市内又は広域圏で流通業者との連携を図る。
- (6) 住民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第13節 交通対策

【飯田警察署・東海旅客鉄道株式会社・信南交通株式会社・市民バス・産業経済部】

第1 基本方針

警戒宣言発令時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、利用者の安全確保、円滑な避難及び緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより交通規制等を実施する。また、市は車両・鉄道の運行停止に伴う滞留旅客・不要不急の旅行等に対応するための措置を講じる。なお、県、警察署、道路管理者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

第2 活動の内容

1 道路に関する事項

○運転者のとるべき措置

ア 走行中の車両は、次の要領により行動する。

(ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行し、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。

(イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路上に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、徒歩で避難する。

イ 避難する場合は、次の要領により行動する。

第5節でいう「車両避難を認める地区」を除いては、避難のために車両は使用しない。

○市が実施する計画

ア 関係事業者と連携した滞留旅客対策を行う。

イ 警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

○中日本高速道路株式会社のとるべき措置（中日本高速道路株式会社）

中日本高速道路株式会社は、その防災業務計画に定めるところにより警戒宣言の対策を実施する。

○バス会社のとるべき措置（信南交通株式会社・市民バス）

ア 主要バスターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。

イ 警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停止し、旅客に避難場所を教示する。園児、児童、生徒等については、学校等と連絡をとり必要な対応措置をとる。

○交通規制措置等（飯田警察署）

ア 強化地域内の一般車両の走行は極力抑制するものとする。

イ 強化地域への一般車両の流入は極力制限するものとする。

ウ 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しないものとする。

エ 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限するものとする。

オ 高速自動車国道については、一般車両の県内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限するものとする。

カ 警察庁指定の広域交通規制対象道路については、必要な交通規制、迂回誘導、自動車利用の抑制の要請等を行うものとする。

キ 自動車運転者の執るべき措置の指導

平素から関係機関と連携して、自動車運転者に対し、次の事項の周知徹底を図るものとする。

2 鉄道に関する事項

○市が実施する計画

関係事業者と連携した滞留旅客対策を行う。

○JR会社が実施する計画（東海旅客鉄道株式会社 飯田支店）

ア 東海地震注意情報発表時の対応

- (ア) 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときは、
旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車
の運転計画を案内する。
- (イ) 東海地震注意情報が発表された後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。
- 旅客列車は運転を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止す
るものとする。
 - 貨物列車は強化地域への進入を禁止するものとする。

イ 警戒宣言発令時の対応

- (ア) 警戒宣言が発せられたときは、旅客等にその情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内
容により列車の運行状況について案内する。
- (イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める
避難場所へ避難させる等必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 警戒宣言発令後、列車の運転取扱いは次のとおり実施するものとする。
- 強化地域内への進入を禁止するものとする。
 - 強化地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車
するものとする。
 - 長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域への進入禁止を継続するものとする。
 - 強化地域外においては、坂下駅以北で折り返し可能な駅（南木曽駅）以北の運転を必要に応じ
速度を制限して可能な限り確保するものとする。

第14節 緊急輸送

【総務部・建設部・行政部】

第1 基本方針

東海地震予知情報（警戒宣言）発表された場合及び地震発生後の緊急輸送は地震防災応急対策上必要な最小限の範囲で実施するものとし、緊急輸送を円滑に行うために必要な車両、人員等の確保について定め、各機関との協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行う。なお、市及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図る。

第2 活動内容

1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- (3) その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

2 緊急輸送の原則 （総務部）

- (1) 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表された場合の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。
- (2) 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め輸送の準備を行う。
- (3) 警戒宣言が発表された後相当期間が経過し、市内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、県地震災害警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。
- (4) 緊急輸送の円滑な実施を確保するため、地震災害警戒本部において調整を行う。

輸送の優先順位は原則以下のとおりとする。

- 第1順位 住民の生命の安全を確保するため必要な輸送
- 第2順位 地震防災応急活動を実施するため必要な輸送

3 陸上輸送

(1) 緊急輸送路の確保

県が指定した緊急輸送路と市の指定道路を関係機関と連携し、標識の設置及び交通規制等必要な措置を講じる。

(2) 輸送拠点の確保

予め指定された輸送拠点について、要員配置のための連絡調整及び必要な資機材等の確保等、開設に必要な準備を行う。

(3) 車両等の確保 （総務部）

次により、輸送手段の確保を図る。

- ア 市有車両の一括管理による利用制限
- イ 車両への給油及び燃料確保のため市内燃料供給業者への協力要請
- ウ 民間輸送企業等からの調達

4 緊急空輸

救急患者の搬送、物資輸送等で道路事情の悪化によりヘリコプターの輸送が適当と判断される場合は、ヘリコプターでの空輸を要請する。

第15節 他機関への応援要請

【企画部】

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、各機関は地震防災応急対策上必要に応じて、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき、応援を要請する。

第2 活動内容

1 応援要請締結状況

市が地震防災応急対策の実施のための必要な協力を得ることに関して、締結している応援協定は、別紙のとおりである。（風水害）第3章第4節 広域相互応援活動 準用）

2 応援要請等

(1) 応援協定締結市町村等への応援要請

市は、応援要請を必要と認めるときは、1に掲げる応援協定のうち必要状況に適した締結先に応援を要請する。

(2) 他市町村長への応援要請

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため応援が必要と認めたときは、他の市町村等に対し応援を要請することができる。

(3) 知事への応援要請

市長は、市域において地震防災応急対策を実施するため応援が必要と認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置を求めることができる。

(4) 受け入れ体制の確保

市は、地震が発生し、県・他の市町村及び協定団体からの応援を受け入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受け入れ体制を確保するように努める。

(5) 費用の負担

県・他市町村及び協定団体からの本市に応援がなされた場合の応援に要した負担方法は、大震法第31条に定める方法又は応援協定による。

3 自衛隊の地震防災派遣要請に関すること

市長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊支援の必要を認めるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を依頼する。

- (1) 派遣を要請する事由
- (2) 派遣を要請する期間
- (3) 派遣を希望する区域
- (4) その他参考になるべき事項

第16節　自主防災活動計画

【市民協働環境部、危機管理部、住民、各自主防災組織】

第1 基本方針

東海地震注意情報発表後、生命と財産を住民自身の手で守るため、各自主防災組織、住民等が自主的に行う活動について定める。

第2 活動内容

1　自主防災組織の活動拠点の設置（自主防災組織）

自主防災組織ごとに自治振興センター及び公民館へ地区本部を、避難所等に活動拠点を設置する。

2　情報の収集・伝達（自主防災組織）

- (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
- (2) 東海地震関連情報をテレビ、ラジオで入手するよう努める。
- (3) 地区拠点（自治振興センター・橋北・橋南・羽場・丸山・東野公民館）に予め指名された職員配備計画での責任者を派遣し、地区内からの情報の収集にあたる。
- (4) 必要に応じて同報系防災行政無線による避難指示等の伝達を行う。

3　防災用資機材等の配備・活用（自主防災組織）

- (1) 消火器、可搬型消防ポンプ等初期消火用資機材の点検と準備を行う。
- (2) 各地区内に保管中の防災用資機材等を点検し、必要な場所に配備する。

4　家庭内対策の徹底（住民）

次の事項について、各家庭へ呼びかけ確認する。

- (1) 家具の転倒防止
- (2) 落下物の除去
- (3) 出火防止
- (4) 備蓄食料・飲料水の確保

5　避難活動（自主防災組織）

- (1) 避難行動
 - ア 土石流及び崖崩れ等災害危険箇所の付近の住民に対して、事前避難、本部長の避難指示を伝達し、危険地域外の予め定められた避難地等へ避難誘導を行う。避難状況を確認するとともに、その状況を地区警戒本部（地区拠点班）に報告する。
 - イ 寝たきり高齢者、障がい者等で避難の困難な者については、避難場所まで搬送する等支援を行う。
 - ウ 家屋の耐震強度が不十分な場合等、地震による被害が予想される場合は、最寄りの避難地及び付近の安全な空地等へ自主的に避難をする。
- (2) 避難所の運営

東海地震予知情報（警戒宣言）発表時の主な措置は以下とする。

- ア 屋外の避難生活に必要なテント、ビニールシート等の準備。
- イ 応急手当に用いる医薬品等、救護活動及び保健衛生活動等に必要な資機材の準備。
- ウ 警戒宣言の発令期間が長期化し、食品・飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、警戒本部等と連携しその確保に努める。

6 社会秩序の維持

(1) 正確な情報収集

ラジオ、テレビ、防災行政無線同報系（戸別受信機）、安心ほっとライン等による正確な情報の収集に努め、流言飛語の発生を防止して、社会秩序を乱すことのないように努める。

(2) 社会混乱の回避

生活物資の買い占め等の混乱が生じぬよう、住民に対して呼びかけを行い、物資の公平で円滑な供給に協力する。

第17節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【危機管理部、建設部】

第1 基本方針

施設等の整備はおおむね五箇年を目途で行うとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第2 活動内容

1 避難施設等の整備

市は、避難場所等の整備を行う。避難施設の耐震診断、耐震改修を計画的に進める。

2 避難路の整備

市は、避難路等の整備を行う。緊急輸送路等の整備とあわせて、避難路等の整備を計画的に行う。

3 消防用施設の整備等

市は次に掲げる消防用施設及び消防用資機材の整備を行う。

- (1) 耐震性防火水槽の整備及び消防団分団詰所の改修を計画的に進める。
- (2) 消防用自動車の更新及び消防用資機材の整備を計画的に進める。
- (3) 自主防災組織への消防用資機材の整備の充実を図る。

4 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

市は、緊急輸送道路等の整備を行う。県の緊急輸送路計画と連携をとり、避難地、避難施設への輸送ルート整備を計画的に進める。

5 通信施設の整備

市その他防災関係機関は情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するために必要な通信施設を整備する。通信施設の整備計画は次の通りである。

- (1) 市防災行政無線
 - ア 防災行政無線移動系の整備を計画的に進める。
 - イ 防災行政無線同報系の整備を計画的に進める。
 - ウ 防災行政無線の維持・更新を計画的に進める。
- (2) その他の防災機関等の無線
 - ア 消防用無線の整備を計画的に進める。
 - イ 水道用業務無線の整備を計画的に進める。

第18節 大規模な地震に係る防災訓練計画

【危機管理部】

- 1 市及び防災関係機関は、防災計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- 3 防災訓練は、警戒宣言前の準備体制から警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含む。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 5 市は、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 職員収集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

第19節 地震防災上必要な周知及び広報に関する計画

【危機管理部、教育委員会】

第1 基本方針

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な意識啓発及び広報を推進する。

第2 活動内容

1 市職員への啓発

地震防災応急対策に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災意識の啓発を行う。防災意識の啓発は、各部、各課、機関ごとに行い、その内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づき執られる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 住民等への周知

市は、関係機関と協力して、住民等に対する周知をする。防災啓発は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行い、その内容は少なくとも次の事項を含む。なお、その啓発方法として、印刷物、映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、具体的な手法により、実践的な啓発を行う。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域における、がけ地崩壊危険地域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活の運営に関する知識
- (9) 住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総 則

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第3条第1項の規定により、飯田市が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことを受け、南海トラフ特措法第5条第2項の規定に基づき、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、南海トラフ巨大地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

本計画「第2編 震災対策編」の「第1章 総則」、「第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」による。

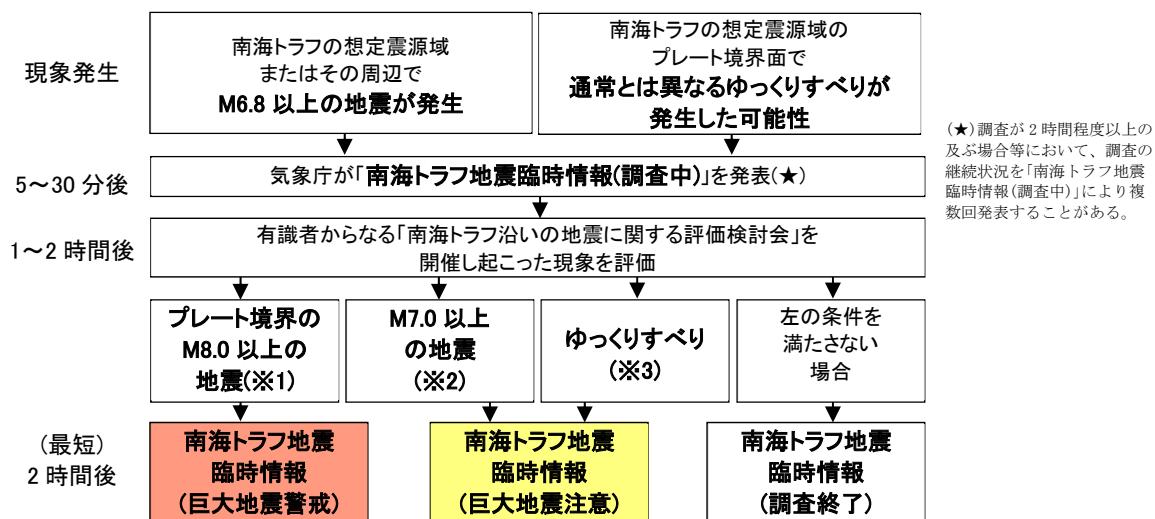
第3 南海トラフ地震臨時情報について

1 南海トラフに関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定期例会における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）。 <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある。</p>

南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の形で情報発表される。

2 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ（気象庁報道発表資料より）



(※1)南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
 (※2)南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
 (※3)ひずみ計算等で有意義な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状況が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第2節 被害想定

以下に記載する被害想定は、長野県が「長野県地震被害想定調査報告書（概要版）」としてまとめたもののうち、当地域における南海トラフ巨大地震に該当する部分を抜粋したものである。

【参考図書】 長野県地震被害想定調査報告書（概要版） 平成27年3月 長野県

第1 想定地震

南海トラフ巨大地震については、内閣府(2012)で検討された震源断層モデルを用い、南海トラフ沿いでマグニチュード9クラスの地震が発生したと想定した。各地震の震源位置や規模、強震動生成域、破壊開始点についてあくまでも想定であって、次に発生する地震は必ずしも想定通りの地震が発生するとは限らない。また、今回想定した地震以外にも、甚大な被害となる地震が県内またはその周辺で発生する可能性があるという認識をもつことが必要である。

想定地震等の概要

地震名称	参考モデル	マグニチュード(注)		備 考
		MJ	MW	
基本ケース	内閣府(2012)	9.0	9.0	1 ケース
陸側ケース	内閣府(2012)	9.0	9.0	1 ケース

(注) プレート境界の海溝型地震は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード（MW）を求めており、M4～M8 の海溝型地震では $Mw=MJ$ であることから、これを外挿して MJ を求めている。

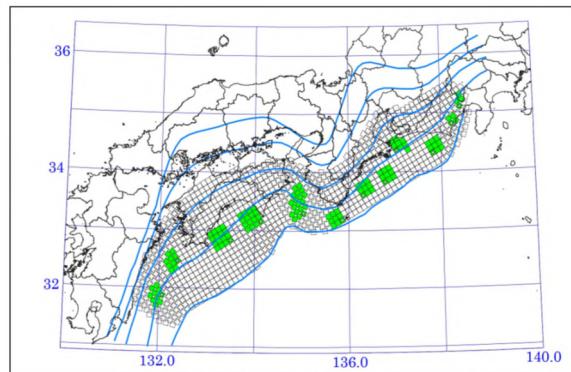


図2 内閣府(2012)による南海トラフの巨大地震の断層モデル（基本ケース）

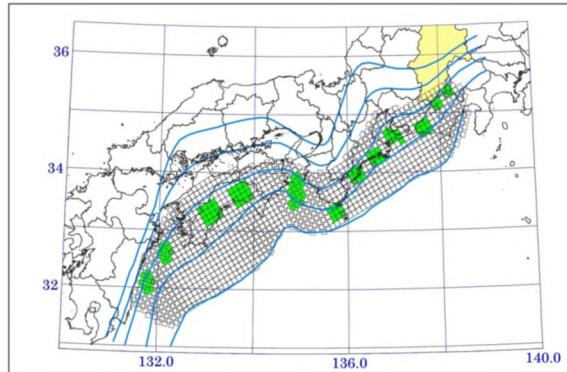


図3 内閣府(2012)による南海トラフの巨大地震の断層モデル（陸側ケース）

第2 地形

長野県の地形は、大きくは山地と盆地に分けられ、山地が80%以上を占め、盆地が10%以下となっている。また、山地と盆地の境界には、中間的な性格をもつ丘陵や台地が見られる。

山地には、その成因の違いによって、隆起山地と火山山地に区分される。

盆地は、飯山、長野、上田、佐久、松本、白馬、諏訪、伊那などが分布している。これらの盆地は、中期更新世以降に誕生し現在までに周辺山地からの堆積物で埋積されている。

第3 地質

糸魚川-静岡構造線は、日本列島の地質を二分する断層であり、長野県も二分している。糸魚川-静岡構造線を境に西側には先第三系の古期岩類、東側には佐久山地を除きフォッサマグナの新第三系、第四系が広く分布している。また、西南日本には内帶と外帶にわけられる中央構造線、フォッサマグナ地域には新第三系の中に大小の断層や節理のほか、褶曲構造が発達し地質の傾きを規制している。

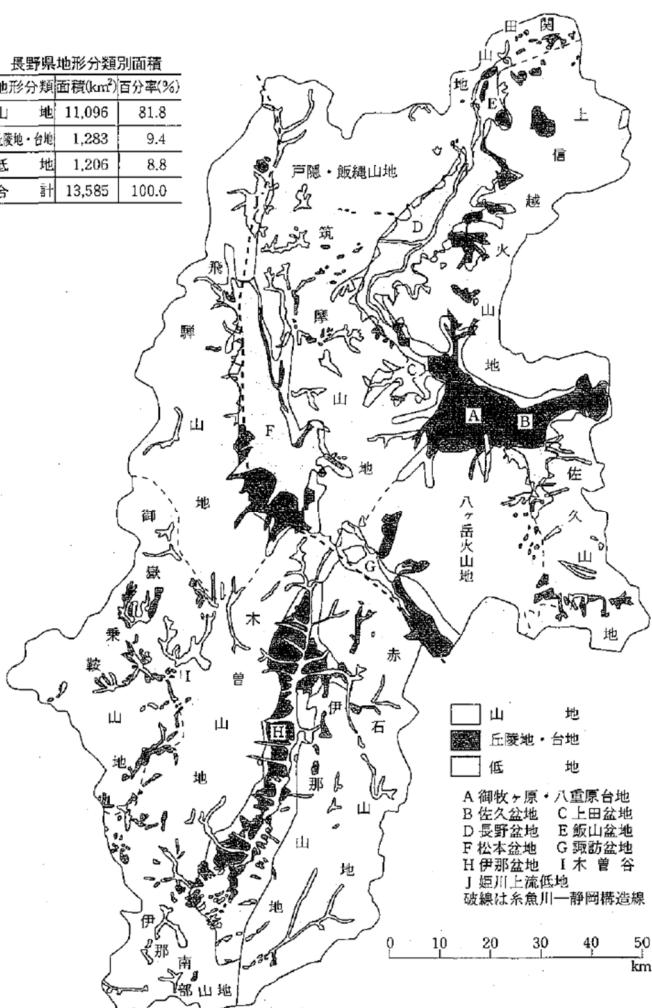
隆起山地は、先第四系の堆積岩類や火成岩類、変成岩類であり、堆積岩類には第三系、中生界、古生界からなっている。隆起山地の地盤は固結度が高く、山地を構成する基盤岩類が露出している。

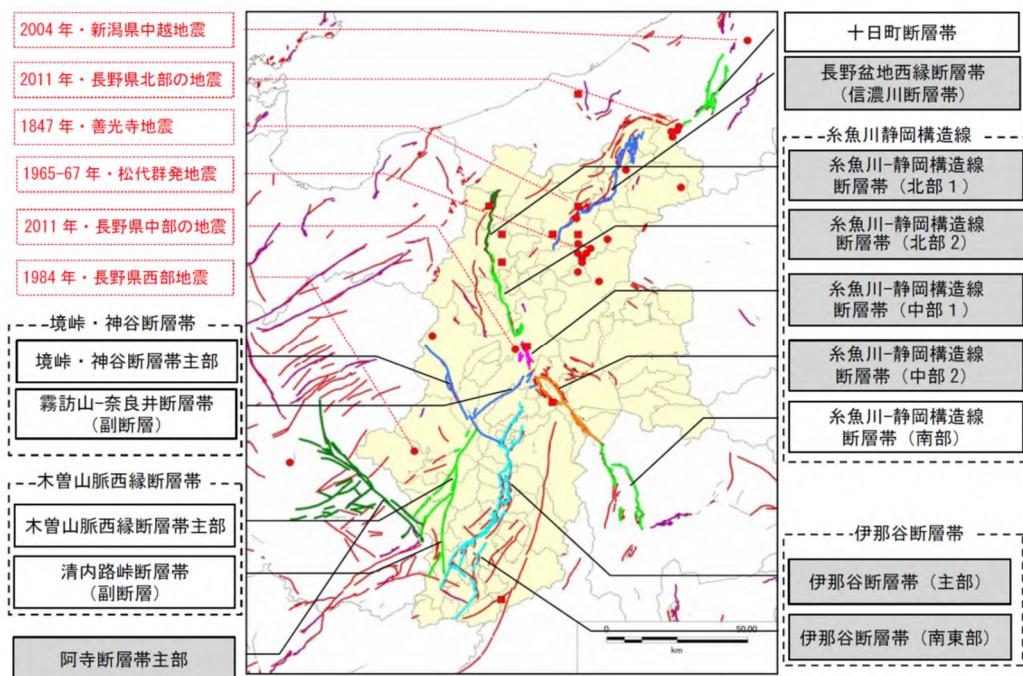
火山山地では、度重なる火山噴火によって噴出物が積み重なって山体を拡大した山地である。山体は固結した火山岩類、山麓部は未固結の火碎流・泥流堆積物や火山麓扇状地堆積物からなっている。

盆地は、隆起山地や火山山地が浸食されてできた碎屑物が河川によって運ばれ堆積する場所で、第四紀中期更新世以降である。盆地の多くは、周辺山地からの砂礫からなる粗粒堆積物で、未固結の堆積物である。

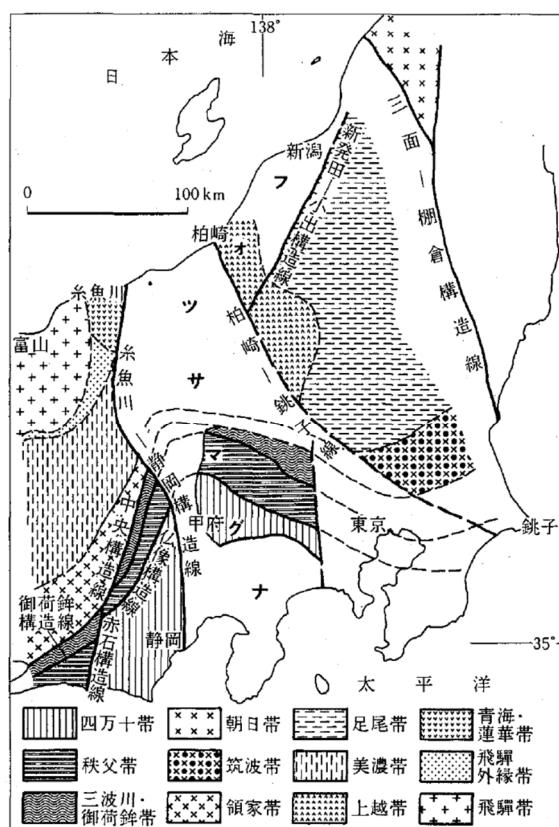
長野県の地形区分

地形分類	面積(km ²)	百分率(%)
山 地	11,095	81.8
丘陵地・台地	1,283	9.4
低 地	1,206	8.8
合 計	13,585	100.0

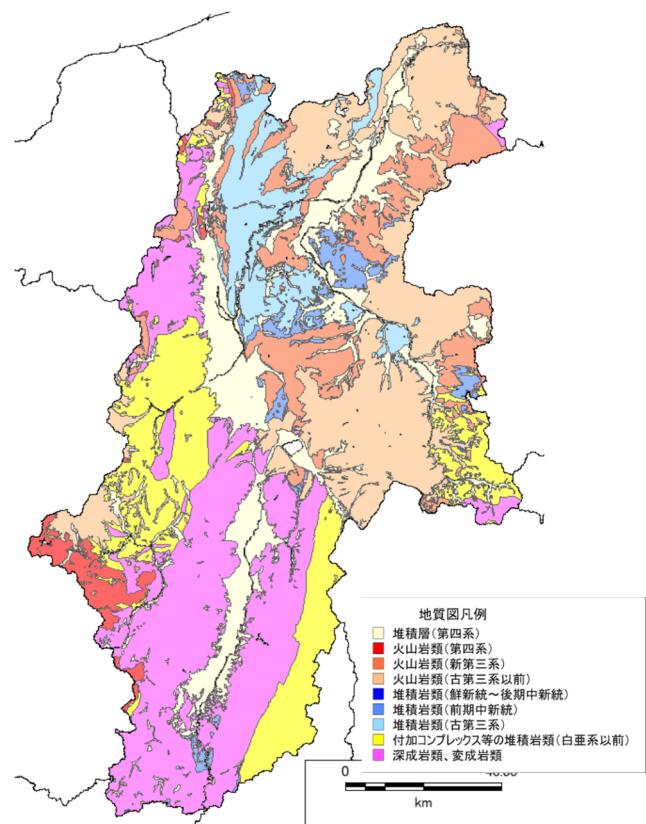




長野県の活断層の分布と被害地震の分布



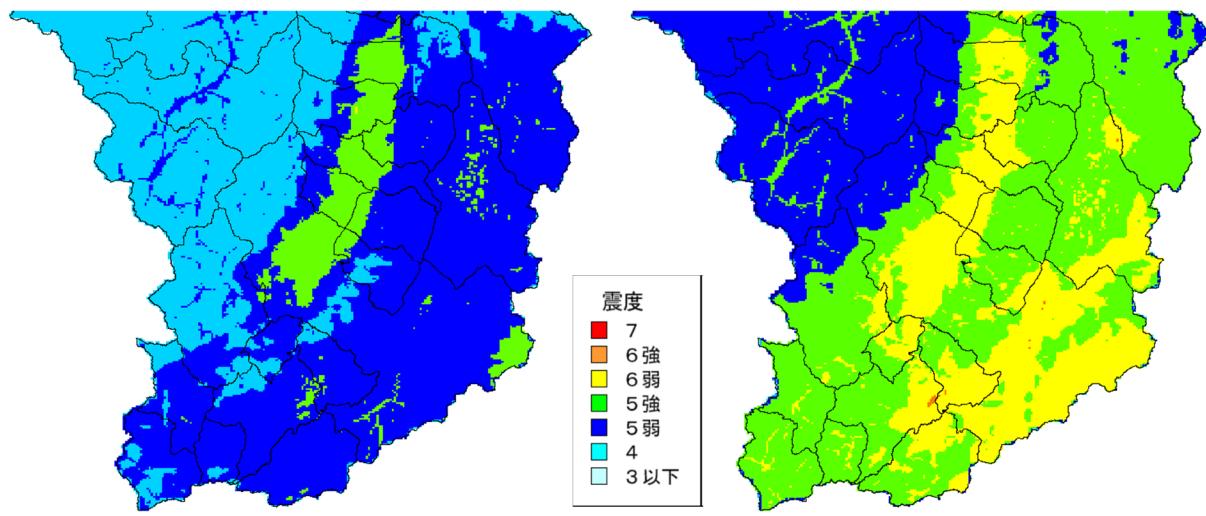
中央日本の主な地質構造線と地質区分



長野県の表層地質

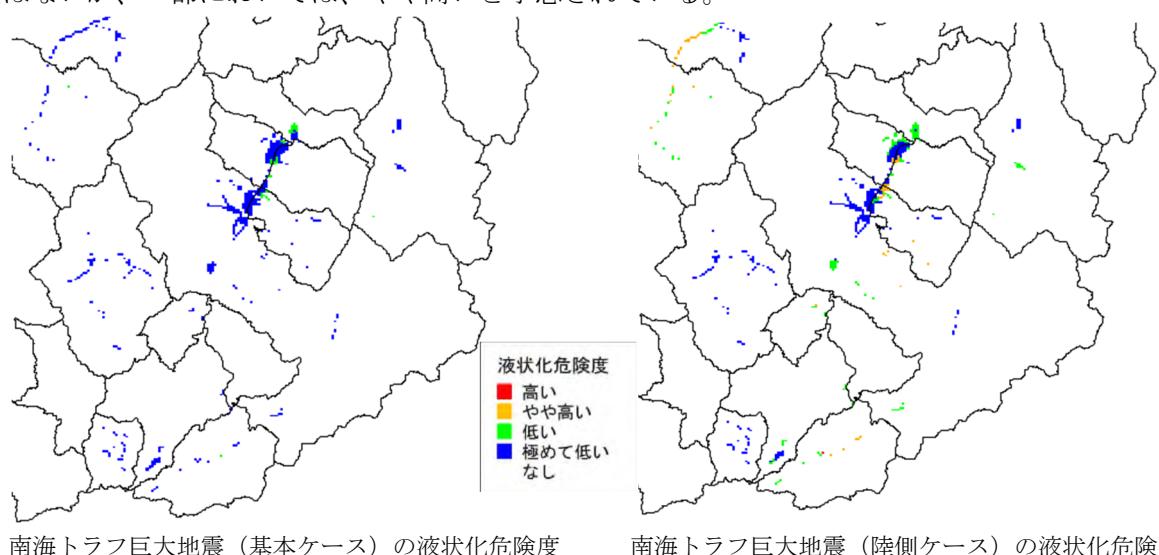
第4 地震動の予測

南海トラフ巨大地震における基本ケースでは、市域において、震度4から震度5強の揺れが予測されており、最大震度は6強と予想されている。また、陸側ケースでは、市域において、震度5弱から震度6強の揺れが予想されており、最大震度は6強と予想されている。



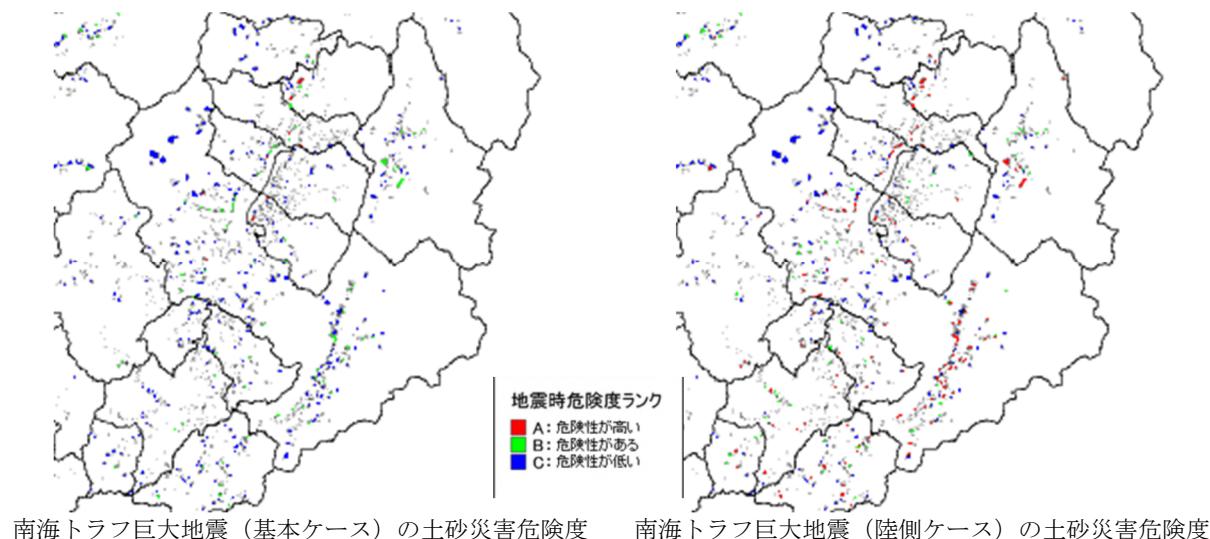
第5 液状化の危険度

南海トラフ巨大地震における基本ケースでは、市域のほとんどで液状化危険度はなく、一部で極めて低い危険度となっている。一方、陸側ケースでは、基本ケース同様、市域のほとんどで液状化危険度はないが、一部においては、やや高いと予想されている。



第6 土砂災害の危険度

南海トラフ巨大地震における基本ケースでは、市域の一部において危険度が高いエリアがあるものの、ほとんどは危険性が低く予想されているが、陸側ケースでは、震度が大きくなるため、多くの急傾斜地崩壊危険箇所・山腹崩壊危険地区で、土砂災害の危険性が高い状態となる。



第7 被害想定

1 建物被害想定

飯田市における建物の被害想定は、次のとおり。

建物の被害想定 【冬季18時、強風時】 (棟)

	液状化		揺れ		土砂災害		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
基本ケース	0	0	0	140	20	70	0	20	210
陸側ケース	*	10	600	5,860	180	520	0	790	6,390

*: わずか

2 人的被害想定

飯田市における人的被害の想定は、次のとおり。

人的被害想定（死者） 【冬季深夜、強風時】 (人)

	建物倒壊		うち家屋収容物		土砂災害		火災		ブロック塀等		合計	
	市民	観光客	市民	観光客	市民	観光客	市民	観光客	市民	観光客	市民	観光客
基本ケース	*	*	*	*	*	*	0	0	*	0	*	*
陸側ケース	40	*	*	*	10	*	0	0	*	0	50	*

*: わずか

人的被害想定（負傷者） 【冬季深夜、強風時】 (人)

	建物倒壊		うち家屋収容物		土砂災害		火災		ブロック塀等		合計	
	市民	観光客	市民	観光客	市民	観光客	市民	観光客	市民	観光客	市民	観光客
基本ケース	40	*	40	*	*	*	0	0	*	*	40	*
陸側ケース	1,260	20	90	*	20	*	0	0	*	*	1,280	20

*: わずか

人的被害想定（重傷者） 【冬季深夜、強風時】 (人)

	建物倒壊		うち家屋収容物		土砂災害		火 災		ブロック塀等		合 計	
	市民	観光客	市民	観光客	市民	観光客	市民	観光客	市民	観光客	市民	観光客
基本ケース	10	0	10	*	*	*	0	0	*	*	20	*
陸側ケース	700	0	20	*	10	*	0	0	*	*	710	*

*: わずか

人的被害想定（自力脱出困難者） (人)

	市民	観光客
基本ケース	0	0
陸側ケース	110	*

*: わずか

3 避難者想定

飯田市における避難者の想定は、次のとおり。

避難者想定 【冬季 18 時、強風時】 (人)

	被災から 1 日後			被災から 2 日後		
	合計	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外
基本ケース	80	50	30	2,190	1,090	1,090
陸側ケース	2,560	1,540	1,020	15,860	7,930	7,930

	被災から 1 週間後			被災から 1 か月後		
	合計	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外
基本ケース	1,070	530	530	140	40	100
陸側ケース	10,650	5,320	5,320	6,620	1,990	4,640

	避難所避難者における要配慮者数			
	1 日後	2 日後	1 週間後	1 か月後
基本ケース	10	240	120	10
陸側ケース	340	1,780	1,190	440

4 ライフラインの被害想定

飯田市におけるライフラインの被害想定は、次のとおり。

ライフラインの被害想定 【震災直後】

	上水道	下水道	都市ガス	電力
	断水人口(人)	支障人数(人)	供給停止戸数(戸)	停電軒数(戸)
基本ケース	46,860	41,670	0	21,790
陸側ケース	92,970	81,790	0	44,360

5 物資の不足想定

飯田市における物資の不足に関する想定は、次のとおり。

物資の不足に関する想定 【被災から 1 日後】

	食糧	飲料水	毛布
	不足量(食)	不足量(リッ)	不足量(枚)
基本ケース	14,140	△31,200	5,970
陸側ケース	8,780	△188,900	3,000

第3節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

第1 体制

1 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの活動態勢

情報名	活動態勢	業務内容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	第一警戒態勢	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒・対策本部の設置準備 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 ○住民等に密接に関係のある事項の広報
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等（注1）	第二警戒態勢	<ul style="list-style-type: none"> ○警戒本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等（注2）	第三警戒態勢	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報 ○市内における災害応急対策に係る措置の実施

(注1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報

(注2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報

2 災害対策本部等の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、飯田市災害対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合は、飯田市災害警戒本部を設置する。

(1) 本部の組織及び活動要領

本計画「第1編 風水害対策編」の「第3章 災害応急対策計画」、「第3節 非常参集職員の活動」に定めるところによる。

3 活動体制の終了時期

災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除するものとする。

4 職員の参集

職員は、南海トラフ地震臨時情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

第2 防災関係機関の体制

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

各機関は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行なうものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について定めるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。また、各機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

3 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

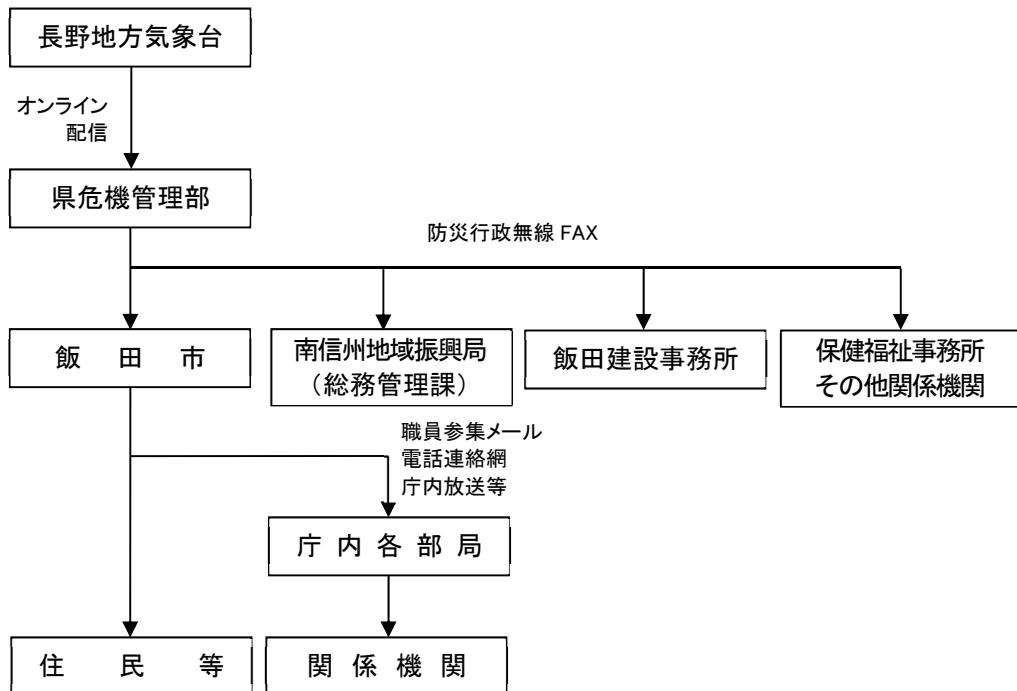
各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。また、各機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

第4節 情報の収集伝達計画

第1 南海トラフ臨時情報発表時の伝達

南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行なうものとする。

1 伝達系統図



2 勤務時間内の伝達要領

- (1) 勤務時間内に、南海トラフ地震臨時情報を受理した場合は、直ちに市長へ報告するとともに、次節に定める広報計画に基づき、市民向けの広報活動を実施する。
- (2) 府内各部局に対する伝達は、放送設備による一斉府内放送、職員参集メール又は電話連絡網等を行い、受信した府内各部局は必要に応じて、関係機関へ伝達する。

3 勤務時間外、休日の伝達要領

- (1) 勤務時間外及び休日に、南海トラフ地震臨時情報を受理した当直者は、直ちにこの旨を危機管理課長へ報告する。
- (2) 報告を受けた危機管理課長は、職員の登庁を指示するとともに、危機管理部長経由で市長へ報告し、必要な指示を受ける。
- (3) 危機管理課職員は、速やかに登庁し、市民向けの広報活動を実施するとともに、府内各部局に対し、職員参集メール又は電話連絡網等で伝達する。なお、受信した府内各部局は必要に応じて、関係機関へ伝達する。

第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達

市、県及び防災関係機関は、相互に連絡をとり、南海トラフ臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行う。この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に警戒・対策本部等に集約する措置をとるものとする。なお、飯田市災害警戒本部又は飯田市災害対策本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
都市施設の状況	各施設管理者－市警戒・対策本部－飯田建設事務所－県警戒・対策本部
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者－市警戒・対策本部－県警戒・対策本部
金融機関の営業状況	金融機関－市警戒・対策本部－県警戒・対策本部 金融機関－長野財務事務所－県警戒・対策本部－市警戒・対策本部 農協－市警戒・対策本部－南信州地域振興局－県警戒・対策本部 労働金庫－県警戒・対策本部－市警戒・対策本部 他の金融機関－地域振興局－県警戒・対策本部－市警戒・対策本部
道路の交通規制の状況・車両通行状況	東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社－県警戒・対策本部－市警戒・対策本部 飯田国道事務所－県警戒・対策本部－市警戒・対策本部 市警戒・対策本部－飯田建設事務所－県警戒・対策本部
列車の運転状況、旅客の状況	J R 東海－県警戒・対策本部－市警戒・対策本部
滞留旅客等の状況	市警戒・対策本部－南信州地域振興局－県警戒・対策本部

第5節 広報計画

第1 基本方針

市、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。

第2 活動の内容

○市が実施する計画

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、本計画「第3編 風水害対策編」の「第3章 災害応急対策計画」、「第29節 災害広報活動」に定めるところによるほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に広報するものとする。また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮するものとする。

1 広報内容

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容
 - イ 住民等に密接に関係のある事項
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合
 - ア 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等の内容
 - イ 交通に関する情報
 - ウ ライフラインに関する情報
 - エ 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合
 - ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容
 - イ 交通に関する情報
 - ウ ライフラインに関する情報
 - エ 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

2 広報手段

本計画「第3編 風水害対策編」の「第3章 災害応急対策計画」、「第29節 災害広報活動」に定めるところによる。

3 問い合わせ窓口

住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整備する。

○防災関係機関が実施する計画

防災関係機関においては、前記1に準じた、内容、手段により県及び市等から得た情報等について広報を実施するとともに、その有する責務に応じて住民に広報するものとする。また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮するものとする。

第6節 災害応急対策をとるべき期間

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施するものとする。

第2 災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

南海トラフ沿いも想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

第7節 避難対策等

第1 基本方針

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき避難対策等について、あらかじめ検討を行い、計画に明示するものとする。検討を行うにあたっては、避難行動の方法や避難先の選定に関する意向について、必要に応じて住民の意見を十分に聴くものとする。

第2 地域住民等の避難行動等

1 土砂災害に対する避難行動等

市は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する住民と意見交換を行ないながら、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。

2 住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等

市は、住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進するものとする。また、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、知人宅や親類宅への避難について、あらかじめ検討を促すものとする。

第3 避難先の確保

1 避難所の受入れ人数の把握

- (1) 住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対して、市は、あらかじめ避難者数を想定しておくものとする。
- (2) 要配慮者については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要となるため、健常者と要配慮者を分けて人数を想定しておくものとする。
- (3) 宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運行している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を想定の受入れ人数に加えておくものとする。

2 避難所候補リストの作成

- (1) 避難所は、市が定める本計画等既存の計画において整理されている指定避難所を参考に検討するものとする。
- (2) 後発地震の発生に伴う土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定される様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として利用するものとする。
- (3) 各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理するものとする。
- (4) 避難所候補リストを作る際は、以下の項目により、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理するものとする。
 - ア 施設名、住所、面積、収容人数
 - イ 管理者、管理者の連絡先（複数名選定を推奨）
 - ウ 耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
 - エ 非構造部材の落下防止対策の有無

- オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所か否か
- カ 学校の状況（授業継続または休校）
- キ 周辺の避難場所からの移動距離
- ク 要配慮者の受け入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
- ケ 冷暖房、テレビ、パーテーション等の設置状況
- コ 食料、日用品等の備蓄状況及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店の状況

3 避難所の選定

市は、避難所の選定について次の事項に留意して、避難所の選定を行うものとする。

- (1) 前項で作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割り当てる、要配慮者以外の住民に対しては居住地域の近くの避難所を割り当てる等、住民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定するものとする。
- (2) いかなる避難先であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、住民にそれを理解してもらったうえで避難を実施してもらう必要があることに留意するものとする。

4 避難所が不足する場合の対応

- (1) 検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、市内の広域の避難や、旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行うものとする。
- (2) 住民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼びかけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者等を精査した上で、避難計画を検討するものとする。
- (3) あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などあらゆる手段の検討を行うものとする。
- (4) 避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮するものとする。
- (5) 災害等の状況に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受入れることについて検討するものとする。なお、定員を超過して受入れる場合も入所者等の処遇に支障が生ずることのないように十分に配慮するものとする。

第4 避難所の運営

避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、市は、住民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行うものとする。また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とする。

第8節 住民の防災対策

第1 基本方針

大規模地震の発生時期等を明確に予測できること、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、県及び市町村は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行うものとする。

第2 南海トラフ臨時情報発表前に実施する事項

住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないよう、日頃からの突発地震への備えについて住民一人一人が検討・実施するものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項

- 1 住民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動を図るものとする。
- 2 住民及び観光客は、後発地震に備え、情報の収集や地震発生時の注意点を再確認するとともに、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避ける等、個々の状況に応じて、一定期間、できるだけ安全な行動をとるものとする。また、防災ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域を把握する。日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に対して警戒するものとする。

第9節 企業等対策計画

第1 基本方針

企業等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。

第2 企業等の防災対応の検討

1 防災対応を検討する手順

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に取るべき防災対応について、以下の手順に従って検討するものとする。

- (1) 南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（BCP）を確認し、自社の脆弱性をまず把握するものとする。
- (2) その上で、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報発表時の社会状況等の諸状況を確認するものとする。
- (3) これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報発表時に、情報別にとるべき防災対応を具体的に検討するものとする。

2 南海トラフ地震に関する BCP の確認

- (1) 南海トラフ地震に関する BCP は、後発地震に備えて取るべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施するものとする。
- (2) BCP 未策定の企業については、速やかに策定することの他、事前の防災・減災対策を講ずるなど防災対応力を強化することが望ましい。

3 防災対応検討の前提となる諸条件の確認

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、事業継続に当たっての影響を想定するものとする。
- (2) 個々の企業等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における住民の行動を把握するものとする。

4 企業等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討

企業等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。

5 企業等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討

(1) 必要な事業を継続するための措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討するものとする。

(2) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

企業等は、突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、その上で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておくものとする。また、日頃からの地震への備えの再確認の例は、以下の措置とし、これらの措置については、後発地震への備えとして、企業等の立地する地理的条件や業種の違いに関わらず、全ての企業等が検討することが望ましい。

- ア 安否確認手段の確認
- イ 什器の固定・落下防止対策の確認
- ウ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
- エ 発災時の職員の役割分担の確認

(3) 施設及び設備等の点検

地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に移動しないといけない設備等について点検に関する措置を検討するものとする。また、社会的に及ぼす影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施するものとする。

(4) 地震に備えて普段以上に警戒する措置

地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時に行う日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の企業等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討するものとする。一定期間継続的継続的に実施する警戒措置の例は、以下の措置とし、これらの措置のうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存のBCP等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に企業活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する。

- ア 荷物の平積み措置
- イ 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化
- ウ サプライチェーンにおける代替体制の事前準備
- エ 製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し
- オ ヘルメットの携行の徹底
- カ 定期的な重要データのバックアップ
- キ 速やかに作業中断するための準備

(5) 地域への貢献

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、普段から取り組んでいる企業活動の延長として、企業の強みを活かして、地域において取られている避難等の防災対応に対する支援を地方公共団体と連携して実施するものとする。また、それぞれの企業等において、日頃からの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資機材の提供等について検討するものとする。さらに、避難誘導や要配慮者に対する支援等を実施することができる体制を検討しておくものとする。

(6) 情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定めるものとする。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

(7) 防災対応実施要員の確保等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討するものとする。また、各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容を明確にし、企業内等にあらかじめ周知する。

第10節 防災関係機関のとるべき措置

第1 基本方針

防災関係機関は、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定めるものとする。

第2 活動の内容

1 消防機関等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等につき、その対策を実施するものとする。

2 警備対策

県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点として犯罪及び混乱の防止に関する措置を講ずるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導

3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

市及び県は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとし、必要なガスを供給するために必要な体制を整備するものとする。また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保を実施するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施するものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

(5) 放送

- ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。
- イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は各計画主体と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意する。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努める。

4 金融

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

5 交通

(1) 道路

- ア 県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。
- イ 市及び県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

- (1) 市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において道路管理上必要な措置を講ずるものとする。この場合において、市及び県は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。
- (2) 市及び県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、市及び県は、非常用発電装置の準備、水や食料等の備蓄、コンピュータ・システム等重要資機材の点検その他所要の措置を実施するための体制を整備するものとする。
- (3) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、動物園等特殊施設について、後発地震の発生後の危険防止の観点から所要の措置を講ずるものとする。
- (4) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備するものとする。
- (5) 防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講ずるものとする。

第11節 関係機関との連携協力の確保

第1 基本方針

防災対応の実効性を高めるためには、企業等が防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、防災対応の内容によっては企業活動に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ従業員等一人ひとりが考え、防災対応を実行することの意義を理解しておくことが重要である。また、県、市、防災関係機関及び企業等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関係するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進協議会等、情報共有や協議等を行う場を地域で整備・活用するものとする。

第2 資機材、人員等の調達手配

1 物資等の調達手配

- (1) 本計画「第1編 風水害対策編」、「第2章 災害予防計画」の「第13節 食料品等の備蓄・調達計画」、「第14節 給水計画」及び「第15節 生活必需品の備蓄・調達計画」並びに「第3章 災害応急対策計画」の「第15節 食料品等の調達供給活動」、「第16節 飲料水の調達供給活動」及び「第17節 生活必需品の調達供給活動」に定めるところによる。
- (2) 市は、必要に応じて、県に対し、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をするものとする。

2 人員の配置

- (1) 本計画「第1編 風水害対策編」、「第2章 災害予防計画」の「第3節 情報の収集・連絡体制計画」及び「第4節 活動体制計画」並びに「第3章 災害応急対策計画」の「第2節 災害情報の収集・連絡活動」及び「第3節 非常参集職員の活動」に定めるところによる。
- (2) 市は、人員の配備状況を都府県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合には、必要に応じて、県に対し、応援を要請するものとする。

第3 他機関に対する応援要請

本計画「第1編 風水害対策編」、「第2章 災害予防計画」の「第5節 広域相互応援計画」、「第6節 救助・救急・医療計画」及び「第7節 消防・水防活動計画」並びに「第3章 災害応急対策計画」の「第4節 広域相互応援活動」、「第5節 ヘリコプターの運用計画」、「第6節 自衛隊災害派遣活動」、「第7節 救助・救急・医療活動」、「第8節 水防活動」及び「第9節 消防活動」に定めるところによる。

第4 交通インフラやライフライン

日常生活に密接に関係する交通インフラやライフラインについては、あらかじめ検討した防災対応について、地域住民や利用者等に周知するものとする。また、自社の防災対応についてステークホルダーに事前に周知しておくものとする。

第5 滞留旅客等に対する措置

○市が実施する計画

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知するほか、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずるものとする。

○防災関係機関が実施する計画

防災関係機関で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき期間においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

第12節 地震防災上整備すべき施設等の整備

第1 基本方針

市は、南海トラフ巨大地震を想定し、今後必要と考えられるハード対策のうち特に重要と考えられる3事業について対策を強化する。

第2 住宅・建築物及びライフラインの強靭化

1 方針

住宅の耐震化を再優先に推進するとともに公共施設の耐震化を進める。また、関係機関と協働して、緊急輸送路、ライフライン等の強靭化を進める。

2 施策

(1) 住宅及び建築物耐震改修促進

- ア 戸建住宅の耐震診断の促進
- イ 戸建住宅の耐震改修の促進
- ウ 家具転倒防止策の徹底
- エ 指定避難施設等の耐震化等

(2) 公共施設の耐震化

(3) ライフラインの耐震化

- ア 上下水道等の強靭化
- イ 電気・ガス・電話等のライフラインの強靭化

第3 確実な情報伝達手段の整備・運用

1 方針

災害情報伝達手段の要としてデジタル化（令和4年度完了）した防災行政無線の維持管理を行う。また、飯田エフエム難聴エリア解消に向けた取り組みを進め、多様な情報伝達手段確保に努める。

2 施策

多様な防災情報伝達手段の確保

防災行政無線の補完的な役割を果たしている飯田エフエムについて、難聴エリアを解消し、情報伝達手段の多様性を確保する。

第4 迅速な救助・救援のための基盤整備

1 方針

災害発生後の初動態勢として極めて重要となる、救助・救急・医療の基盤整備として、広域搬送拠点整備を進める。また、緊急救援物資輸送の要となる輸送路について整備・維持管理を進めるとともに、緊急輸送路周辺の建築物の耐震化、重要道路の障害物排除態勢の整備を進める。

2 施策

(1) 広域患者等搬送拠点の整備

飯伊地区包括医療協議会、飯田市立病院、関係団体・事業者及び地域住民と協議を進め、患者及び負傷者の広域搬送の拠点を整備する。

(2) 物資物流対策の推進

- ア 緊急輸送路の整備・維持管理
- イ 緊急輸送路周辺の建築物等の耐震化促進
- ウ 物資輸送車輌のプール場所の確保
- エ 緊急輸送路等の重要道路の障害物排除態勢の強化

第13節 防災訓練計画

本計画「第2編 震災対策編 第2章 災害予防計画 第33節 防災訓練計画」による。

第14節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1 基本方針

南海トラフ臨時情報が発表された場合、住民が慌てて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。そのため、市及び県は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合に取るべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行うものとする。

第2 計画の内容

1 職員等に対する防災上の教育

○市が実施する計画

市は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、次の内容をその概ねの実施内容として行う。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ウ 地震に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- カ 南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識
- キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民等に対する防災上の教育

○市が実施する計画

市は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施する。この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を実施するものとし、その内容は次のとおりとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ウ 地震に関する一般的な知識

- エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - オ 正確な情報の入手方法
 - カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - キ 土砂災害警戒区域等に関する知識
 - ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ケ 地域住民等自ら実施し得る、7日間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- また、教育・広報を行う場合は次の事項に留意して行うものとする。
- ア ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。
 - イ 地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意するものとする。
 - ウ 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意するものとする。